

浦安市高齢者保健福祉計画 及び 第9期浦安市介護保険事業計画



令和6年3月
浦安市

はじめに



わが国では、平均寿命の延伸と少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢化が進展しています。

本市の高齢化率は約 18.6%(令和6年1月1日現在)と全国的にみると低い水準ですが、今後急激に加速していくことが見込まれています。

これに伴い、要支援・要介護認定者数の増加や認知症高齢者の増加、さらには単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯の増加や家族形態の変化による老々介護や 8050 問題、社会的孤立など、家族や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくことも想定されます。

このような中で、10年、20年先の浦安を見据え、誰もが「支え手」「受け手」という関係を超えて、高齢者自らが地域住民や地域の多様な主体などに関わりながら、自分らしく生き生きと住み続けられるまちを創ることが不可欠なため、「人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会を目指して」を基本理念とする「浦安市高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画」（計画期間：令和6～8年度）を策定しました。

本計画期間において、高齢者やその家族の方が、地域の身近な場所で気軽に相談できるよう、日の出地区に地域包括支援センター支所の整備を進めるとともに、引き続き、地域包括支援センターサテライトを実施してまいります。また、「浦安市認知症とともに生きる基本条例」に基づき、認知症の人・その家族などを含む誰もが、住み慣れた地域の中で、希望する暮らしを実現できるよう、認知症の人やその家族の思いの発信支援、認知症とともに生きることについての理解促進などに取り組めます。さらに、介護サービスを安定的に提供するため、介護人材の確保に取り組めます。これらの取り組みなどを通じて、市民の皆さまが誰一人取り残されることない地域社会の実現を目指すとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・充実を図ってまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました浦安市介護保険運営協議会の委員の皆さまをはじめ、高齢者等実態調査などの調査やパブリックコメントなどにご協力をいただいた市民・関係者の皆さまに心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本市の高齢者施策に対し、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

浦安市長 内田 悦嗣

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の法的根拠	3
第3節 計画の位置づけ	4
第4節 計画期間	5
第5節 計画の策定体制	6
(1) 浦安市介護保険運営協議会などにおける検討	6
(2) 市民の意識・意見の把握と反映	6
第6節 計画の進行管理	7
第2章 高齢者に関わる現状と将来予測及び課題の整理	8
第1節 人口構造の推移と推計	8
(1) 人口構造の推移	8
(2) 人口構造の将来推計	10
第2節 高齢者のいる世帯の状況	14
(1) 高齢者世帯の状況	14
第3節 本市の地域資源	15
1 本市におけるサービスの配置状況	15
(1) 日常生活圏域	15
(2) 圏域別高齢者人口・高齢化率	16
(3) 圏域ごとの10年後の高齢者人口	17
(4) 資源の配置状況	18
2 在宅療養を行う医療機関※の配置状況	21
第4節 前期計画（令和3年度～令和5年度）の評価	22
第5節 近年の主な制度の動向	23
第6節 浦安市の令和22年（2040年）の将来イメージ	26
第7節 本市の高齢者福祉に関する現状と課題	28
第3章 計画の基本理念と基本目標	32
第1節 総合計画での位置づけ	32
(1) 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する	32
(2) いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する	32
(3) 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する	32
第2節 基本理念	33
第3節 基本目標	34

基本目標1	高齢者を支える環境の整備	34
基本目標2	自分らしく豊かな生活を送るために（自立）	34
基本目標3	健康を維持してよりよく生きていくために（総合事業・要支援）	35
基本目標4	自分らしく安心して生活するために（要介護）	36
第4節	施策体系図	38
第5節	重点施策	40
第6節	第9期計画期間中における各種会議の位置づけと役割	41
	(1) 各会議の内容と役割	41
	(2) 第9期における各会議体の位置づけと役割	42

第2部 各論 43

第1章	高齢者保健福祉計画	44
第1節	施策の展開	44
基本目標1	高齢者を支える環境の整備	44
	(1) 重層的・包括的な支援体制の充実【重点施策1】	45
	(2) 地域との連携	50
	(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と担い手の養成【重点施策2】	51
	(4) 認知症施策の推進【重点施策3】	54
	(5) 多様な住まいの場の確保	59
	(6) 外出しやすいまちづくり	61
	(7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営	63
	(8) 感染症対策の推進	65
基本目標2	自分らしく豊かな生活を送るために（自立）	66
	(1) 市民活動・ボランティア活動等の推進	66
	(2) 生涯学習・スポーツ活動の充実	68
	(3) 高齢者の居場所づくり	71
	(4) 高齢者の就労支援の充実	73
	(5) 健康づくり・保健事業の体系的な推進	74
基本目標3	健康を維持してよりよく生きていくために（総合事業・要支援）	76
	(1) 介護予防の充実【重点施策4】	77
	(2) 住民主体の生活支援体制の充実【重点施策5】	81
	(3) 日常生活支援のためのサービスの充実	83
基本目標4	自分らしく安心して生活するために（要介護）	86
	(1) 在宅医療と介護との連携	86
	(2) 権利擁護と虐待防止対策の推進【重点施策6】	89
	(3) 在宅支援サービスの充実	92
	(4) 介護者への支援体制の充実	94
	(5) 防災・防犯体制の整備	96

第2節	地域包括支援センターの整備方針	99
(1)	地域包括支援センターの配置方針	99
(2)	これまでの経緯	100
第3節	事業の円滑な実施のための方策	102
(1)	市民への周知、情報提供の推進	102
(2)	ICTなどの活用	102
(3)	近隣自治体との連携及び国、県との連携	102
(4)	多様な主体との連携	102
第2章	介護保険事業計画	103
第1節	第9期介護保険事業計画の基本的な考え方	103
(1)	介護保険事業計画の位置づけ	103
(2)	計画策定の方向	103
(3)	介護保険制度の概要	103
(4)	介護保険サービス計画値（第8期計画）の検証	105
第2節	本市の介護保険事業を取り巻く状況	107
(1)	第1号被保険者数の推移	107
(2)	要介護（要支援）認定者数の推移	108
(3)	要介護（要支援）認定率の推移	109
(4)	第1号被保険者一人あたり保険給付月額	110
第3節	被保険者数などの今後の見込み（令和6～8年度）	111
(1)	介護サービス認定者数の推計	111
(2)	介護サービス（要介護1～5）	113
(3)	介護予防サービス（要支援1・2）	114
(4)	介護施設などの整備目標	115
(5)	個別のサービスの需要	116
第4節	総給付費、介護給付費・予防給付費の見込み	136
第5節	標準給付費	137
第6節	地域支援事業費などの見込み	138
(1)	地域支援事業	138
(2)	地域支援事業費	139
第7節	介護保険料の設定	140
(1)	第1号被保険者の介護保険料	140
(2)	第9期の介護保険料基準額について	141

第3部 資料編	143
1 浦安市介護保険運営協議会	144
(1) 浦安市介護保険条例（抜粋）	144
(2) 委員名簿	145
2 浦安市介護保険条例施行規則	146
3 浦安市高齢者保健福祉計画及び浦安市介護保険事業計画 策定委員会設置要綱	147
4 策定経緯	149
5 用語解説	150

※印のついた用語については、150 頁以降に用語解説を掲載しています。

第1部 総論

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は年々増加を続けており、令和4年（2022年）の人口推計では高齢者人口は3,624万人で高齢化率（高齢者人口の割合）は約29%となっています。そして、令和7年（2025年）にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者※という超高齢社会を迎えることが見込まれます。

一方、本市の高齢化率は、令和5年（2023年）の約18%から今後急速に増加し、令和13年（2031年）には高齢化率が21%を超え、超高齢社会に突入することが想定されます。あわせて、単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯、認知症※の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することも想定されます。

このような状況下において、令和3年3月に策定した「浦安市高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画」に基づき、保健・福祉サービスや介護保険サービスの充実などに取り組んできました。

今後は、老老介護※や若年世代による介護、育児と介護や両親介護などのいわゆるダブルケアなどによる介護負担問題のほか、経済的不安や家族介護者の引きこもり、8050問題、社会の中での孤独や孤立、セルフ・ネグレクト※など、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、関係機関が連携して対応する体制づくりに加え、認知症の人を含めた市民が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現に向けた取組などもより求められてきます。

今般、「浦安市高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画」が本年度で満了を迎えるため、また、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの充実に向けた取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応するため、団塊ジュニア世代などが高齢者となる令和22年（2040年）を見据えながら、本計画を策定するものです。

第2節 計画の法的根拠

「浦安市高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「介護保険事業計画」の二つの計画を、一体的に策定するものです。

また、前回計画である「浦安市高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画」を見直し、これまでの取組を評価・検証し、さらに国の基本指針を反映させ策定しました。

老人福祉法 第二十条の八

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

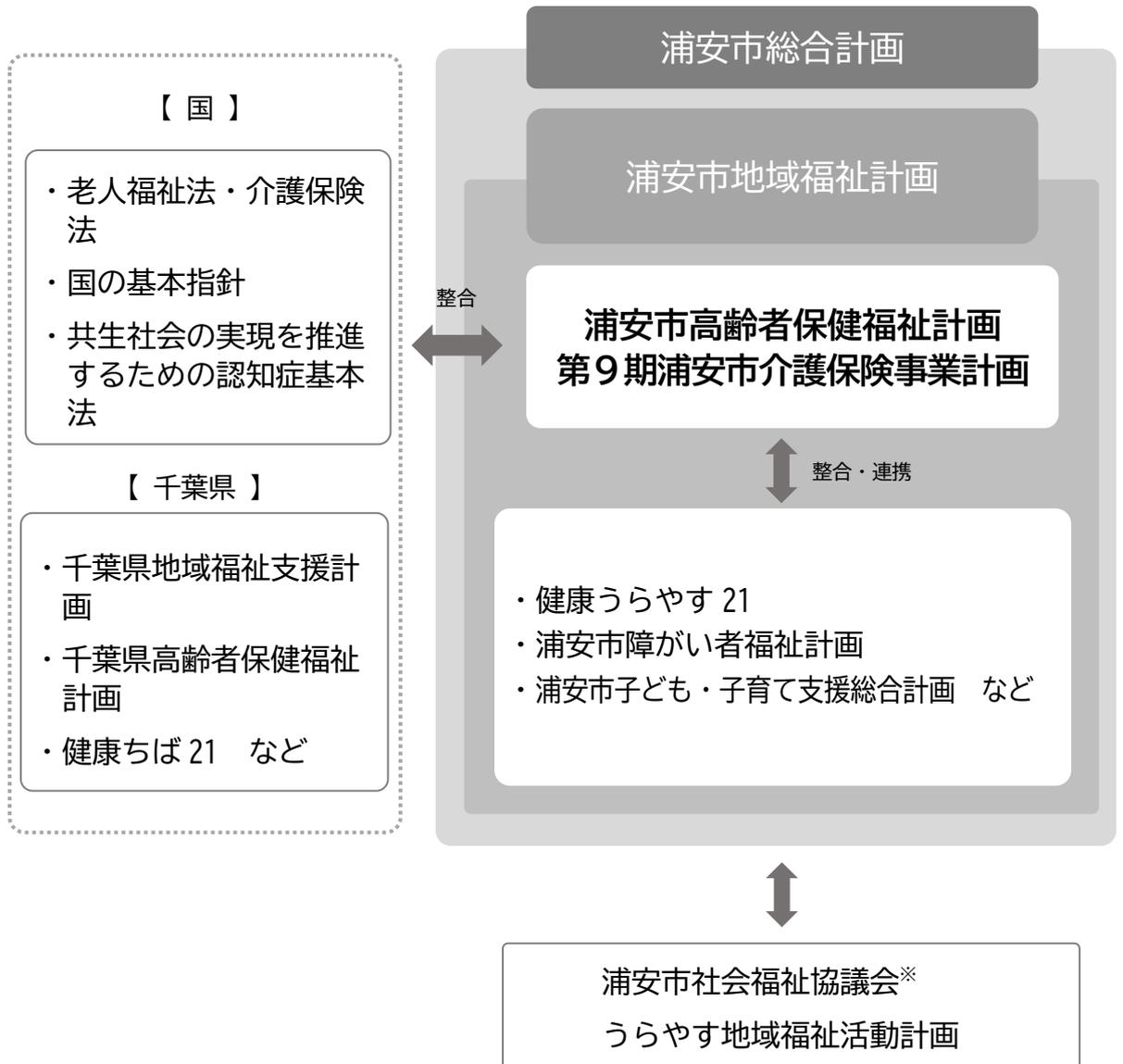
介護保険法第百十七条

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「浦安市総合計画」を最上位計画、「浦安市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画とし、他の関連計画との整合を図りながら、高齢者施策を総合的、包括的に推進するためのものです。



第4節 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

本市の地域性でもある、埋め立て地開発により転入してきた団塊ジュニア世代などが高齢者となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点に立った計画とします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和22年度 (2040)
<令和22年（2040年）までの見通し>									
浦安市高齢者保健福祉計画 第8期浦安市介護保険事業計画 2021～2023			浦安市高齢者保健福祉計画 第9期浦安市介護保険事業計画 2024～2026			浦安市高齢者保健福祉計画 第10期浦安市介護保険事業計画 2027～2029			

第5節 計画の策定体制

(1) 浦安市介護保険運営協議会などにおける検討

本計画の策定に当たっては、庁内における高齢者保健福祉施策全体の調整を図るため、福祉部長を委員長とする「浦安市高齢者保健福祉計画及び浦安市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、福祉・保健・社会参加など、計画の具体的な事項に関して各部門の意見や情報の集約を行いました。

また、計画原案の作成にあたって関係各課と検討を重ねました。

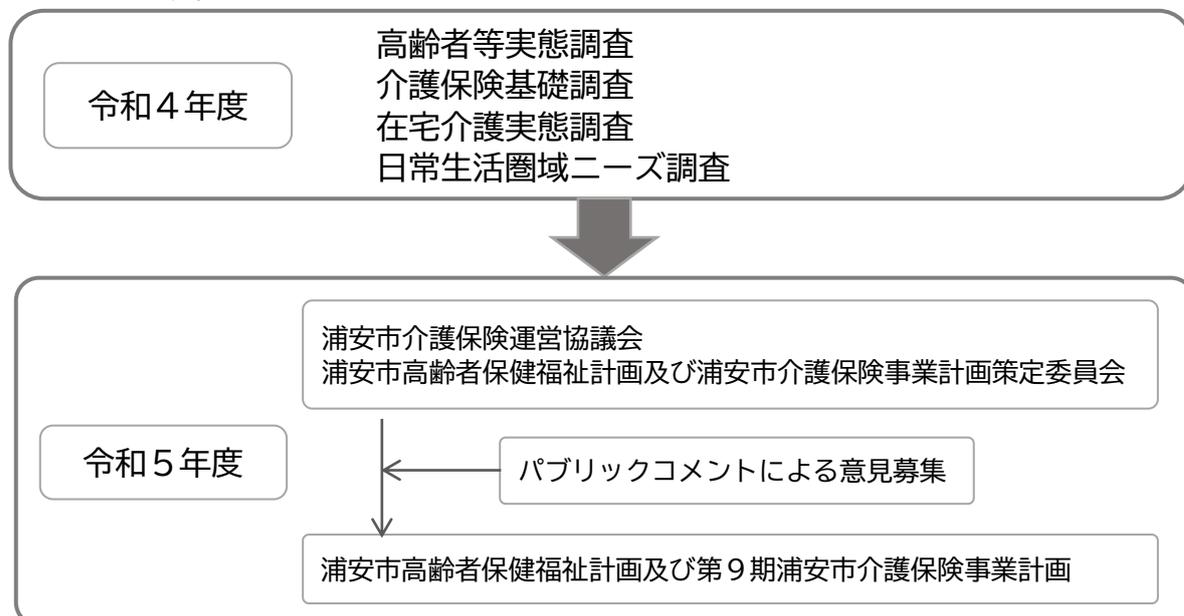
その結果を踏まえ、被保険者※、福祉関係者、保健・医療関係者、学識経験者ならびに公募による市民代表などで構成する「浦安市介護保険運営協議会」において、本市の高齢者保健福祉を取り巻く課題や今後の施策の方向性などについて審議しました。

(2) 市民の意識・意見の把握と反映

本計画の策定に先立ち、令和4年（2022年）12月に、高齢者の日常生活や介護ニーズ、地域課題などを把握するため、「高齢者等実態調査」、「介護保険基礎調査」、「在宅介護実態調査」、「日常生活圏域※ニーズ調査」を実施しました。

調査の結果に加え、地域包括ケア※評価会議や浦安市地域支え合い会議の開催などを通じて、地域住民の意見を取り入れながら本計画を策定しました。

なお、本計画の素案については、令和5年（2023年）12月27日から令和6年（2024年）1月25日の期間に本市のホームページなどに内容を公表し、意見募集手続（パブリックコメント※）を実施し、市民の皆様からのご意見をいただき、本計画に反映させています。



第6節 計画の進行管理

本計画の進捗状況は、毎年度、市において点検・分析を行い、浦安市介護保険運営協議会に報告し、意見を伺い評価します。

この評価結果に基づき、長期的な視点を踏まえつつ、必要に応じて見直しを図るなど、PDCAサイクル※を通して、本計画を適切に実施できるよう進行管理を行います。

また、進捗状況や評価に関する情報は、ホームページで市民に公表するなど、積極的に情報開示を行っていきます。

第2章

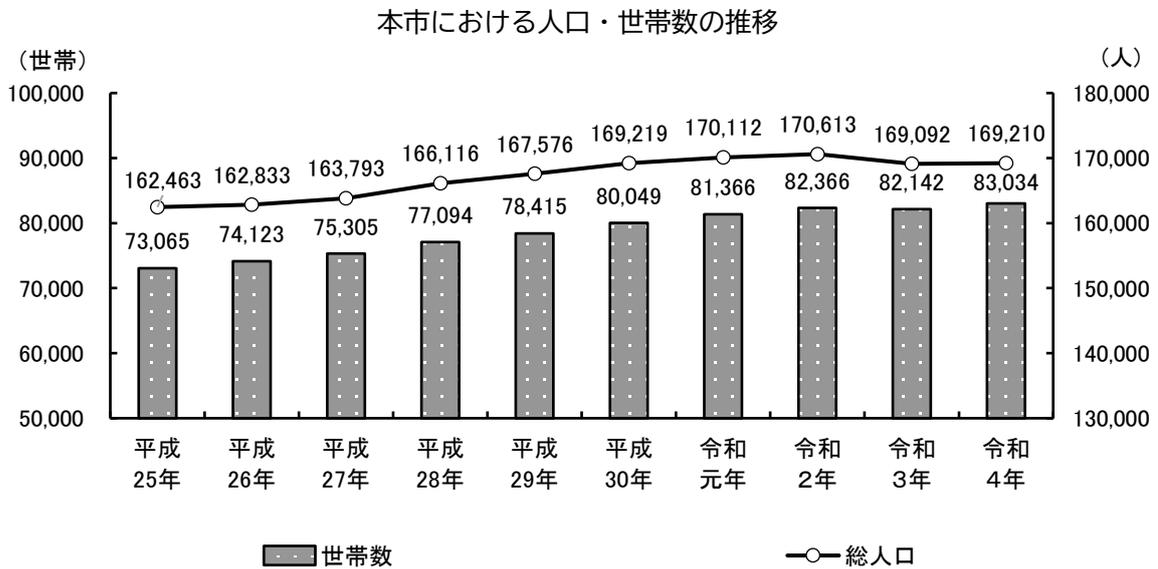
高齢者に関する現状と将来予測及び課題の整理

第1節 人口構造の推移と推計

(1) 人口構造の推移

本市の人口は、平成25年以降増加していましたが、令和3年に減少し、令和4年には169,210人となっています。

年齢階層別で見ると、65歳以上の人口は増加し続けており、令和4年10月1日時点での高齢化率は18.4%となっています。

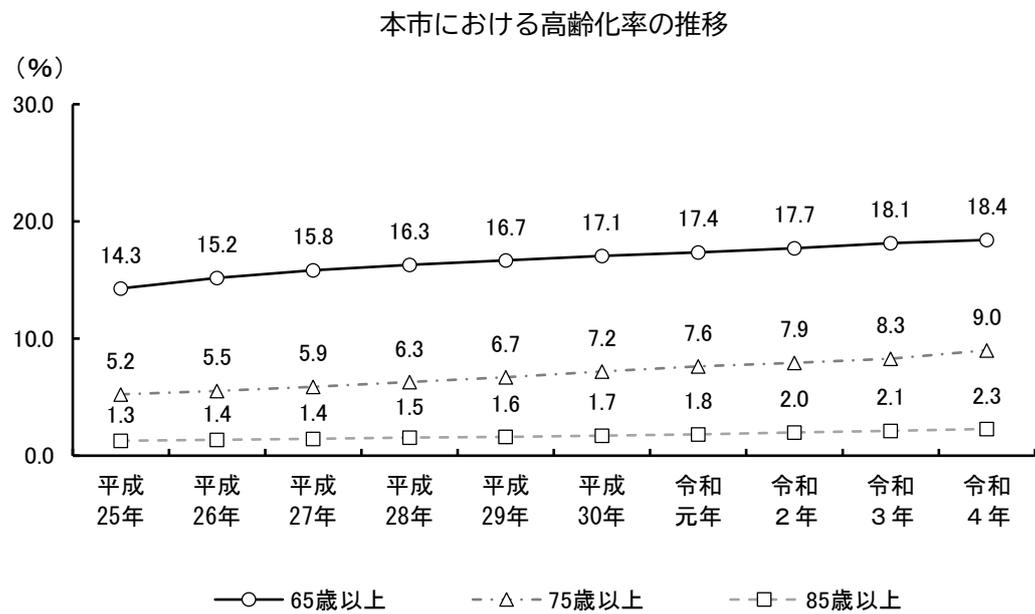


単位：人、世帯、%

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
総人口	162,463	162,833	163,793	166,116	167,576	169,219	170,112	170,613	169,092	169,210	
世帯数	73,065	74,123	75,305	77,094	78,415	80,049	81,366	82,366	82,142	83,034	
65歳以上	人口	23,194	24,710	25,945	27,069	27,920	28,855	29,530	30,214	30,688	31,159
	割合	14.3	15.2	15.8	16.3	16.7	17.1	17.4	17.7	18.1	18.4
75歳以上	人口	8,507	9,009	9,648	10,429	11,245	12,159	12,970	13,539	14,012	15,231
	割合	5.2	5.5	5.9	6.3	6.7	7.2	7.6	7.9	8.3	9.0
85歳以上	人口	2,071	2,222	2,361	2,566	2,679	2,915	3,084	3,380	3,587	3,861
	割合	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	2.0	2.1	2.3

資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

また、65歳以上、75歳以上、85歳以上の人口割合はいずれも増加傾向となっています。

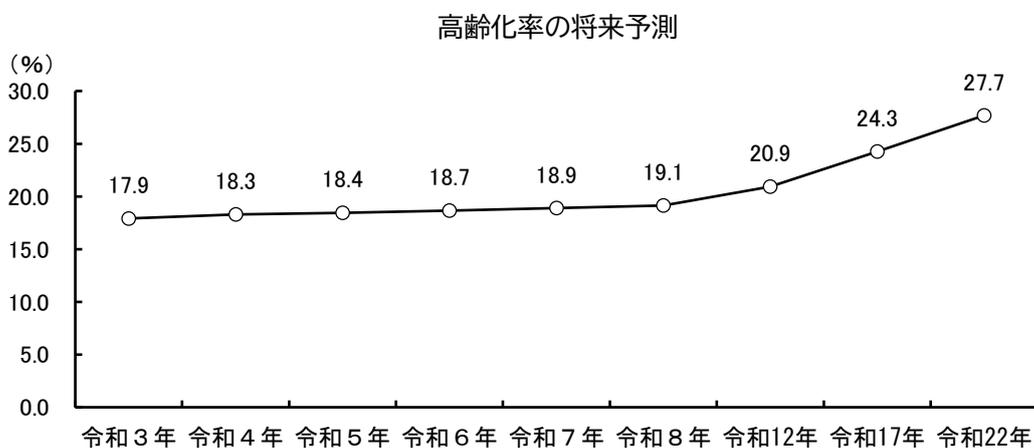
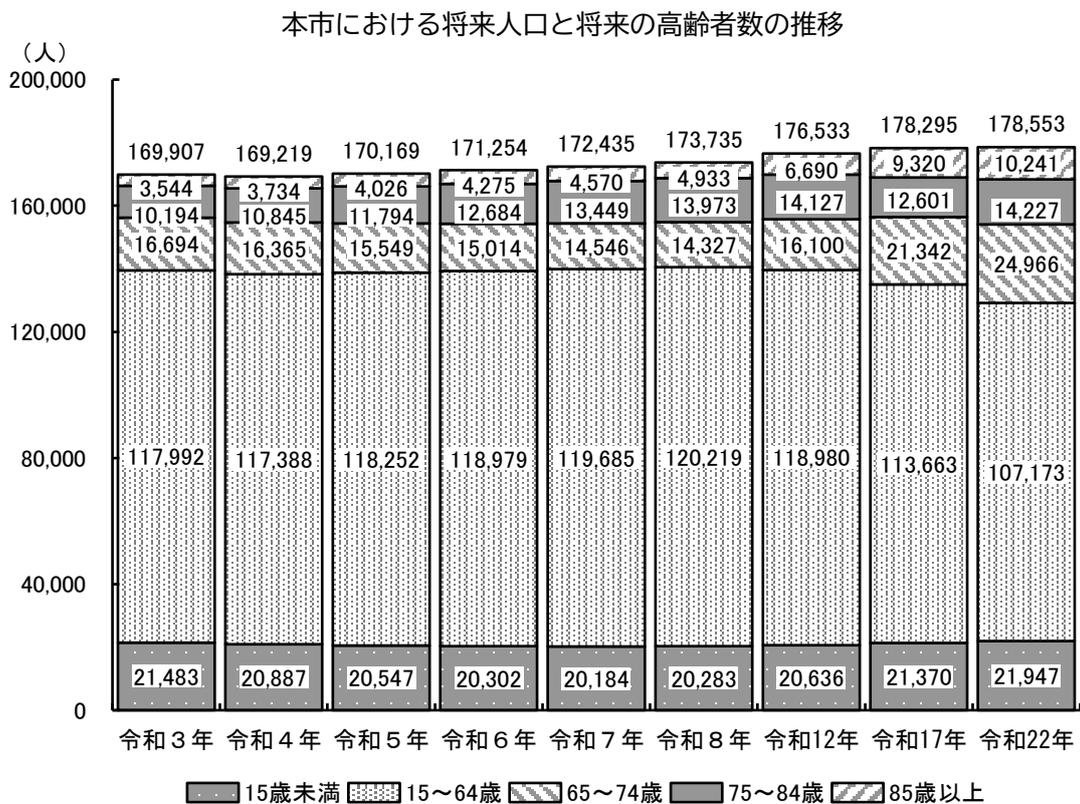


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

(2) 人口構造の将来推計

本市では、過去の人口推移や大規模住宅開発の状況などをもとに将来人口推計を実施しました。

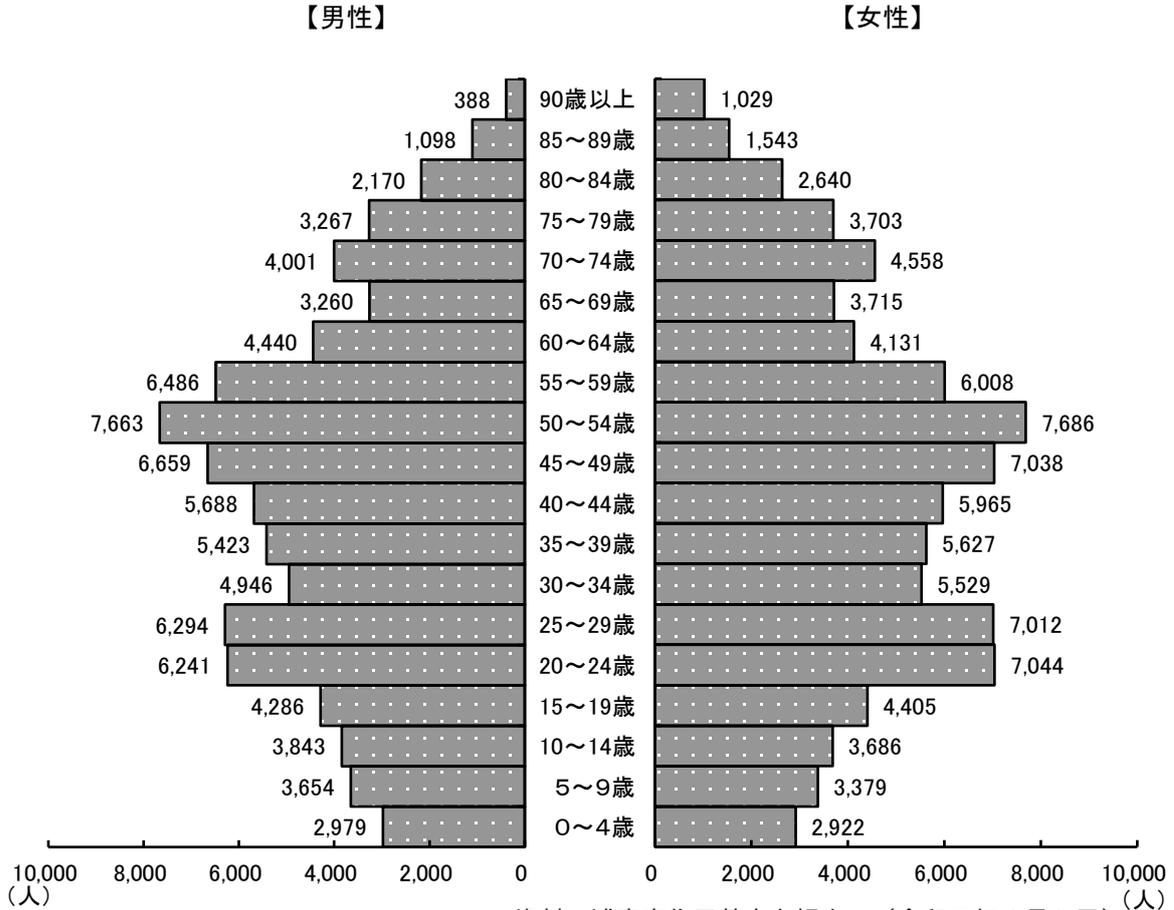
その結果、本市の人口は横ばいの状態で維持していくと考えられます。なお、高齢者数は増加を続け、令和22年には令和3年よりも65歳未満の生産年齢人口(15～64歳)が10,819人減少する見込みであることに對し、高齢者は19,002人増加する見込みです。



人口ピラミッドで令和5年(2023年)の人口構造をみると、男女ともに50～54歳の人口が多くなっており、次いで20～29歳の人口が多くなっています。

日本全体、千葉県と比較すると、浦安市は20歳代の割合が特に多くなっており、65～69歳の割合が少なくなっています。

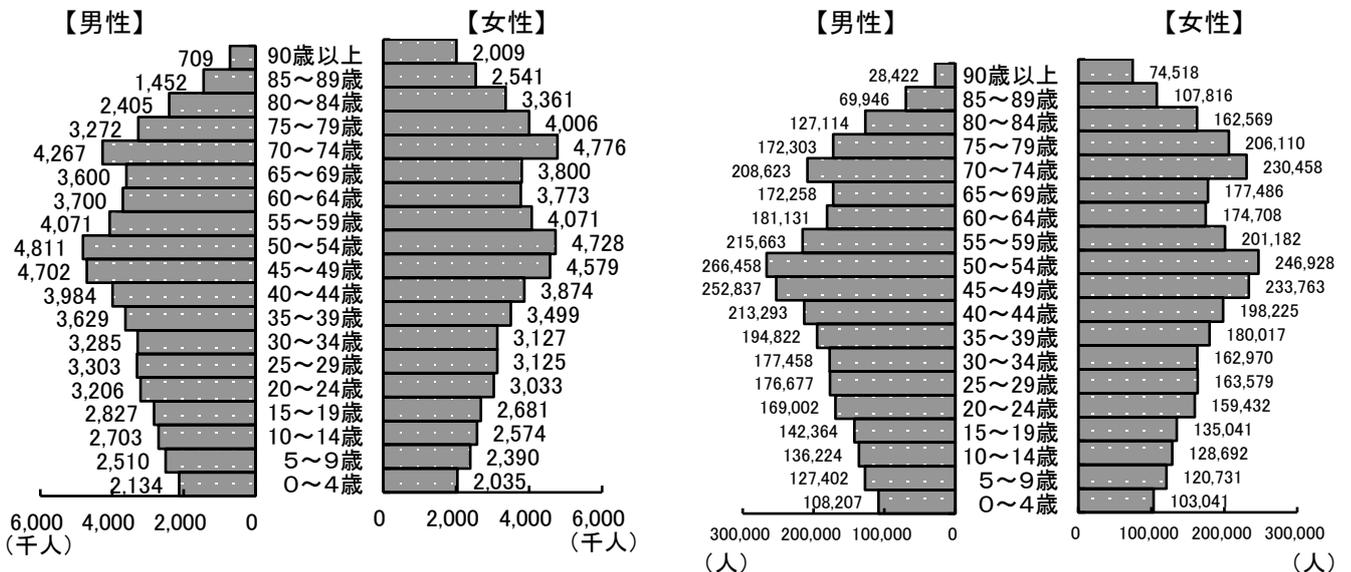
令和5年(2023年)の人口構造



資料：浦安市住民基本台帳人口(令和5年4月1日)

日本全体

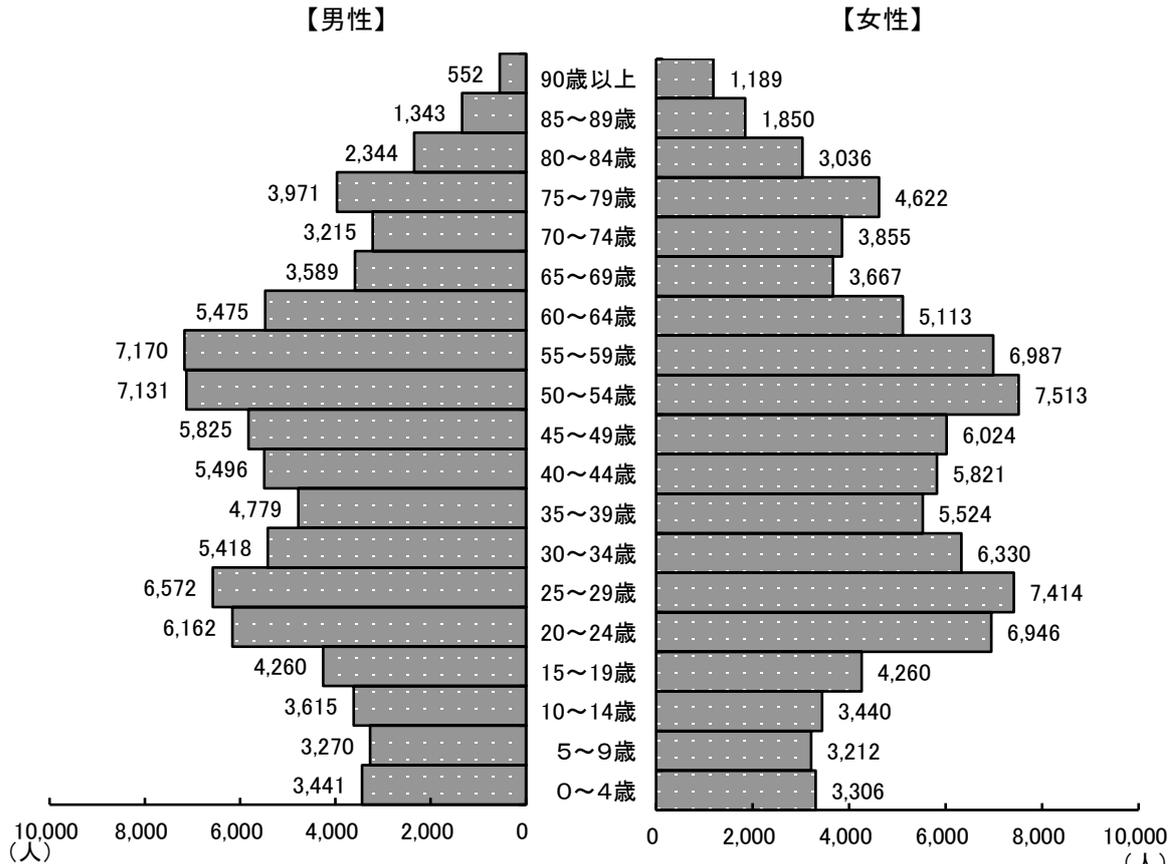
千葉県



令和8年(2026年)と令和22年(2040年)の人口構造をみると、15歳未満の人口は大きな変化がない一方、高齢者の人口が約16,000人増加する見込みとなっています。

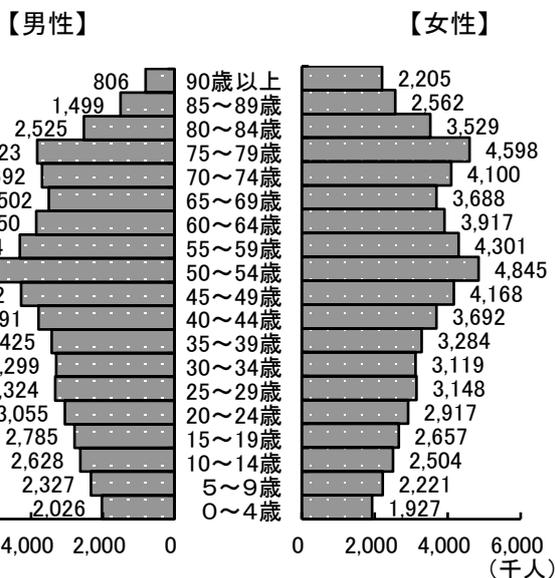
令和22年(2040年)の人口構造を日本全体、千葉県と比較すると、浦安市は30歳代と40～44歳の割合が多くなっています。

令和8年(2026年)の人口構造

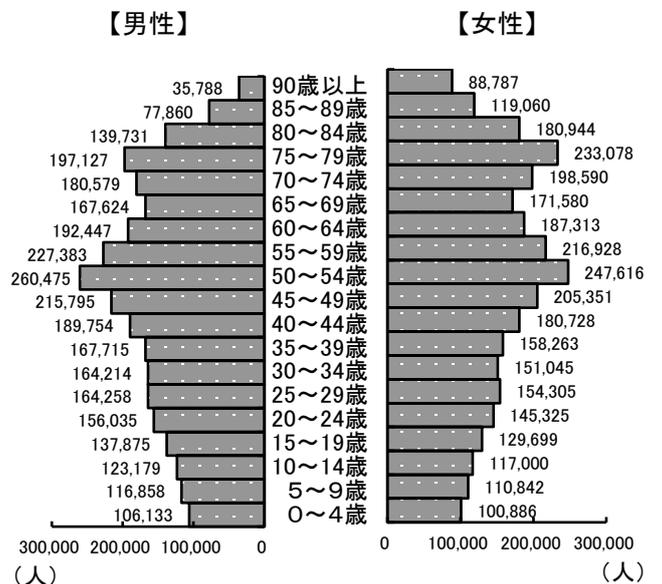


資料：令和4年度浦安市人口推計

日本全体(令和7年(2025年))

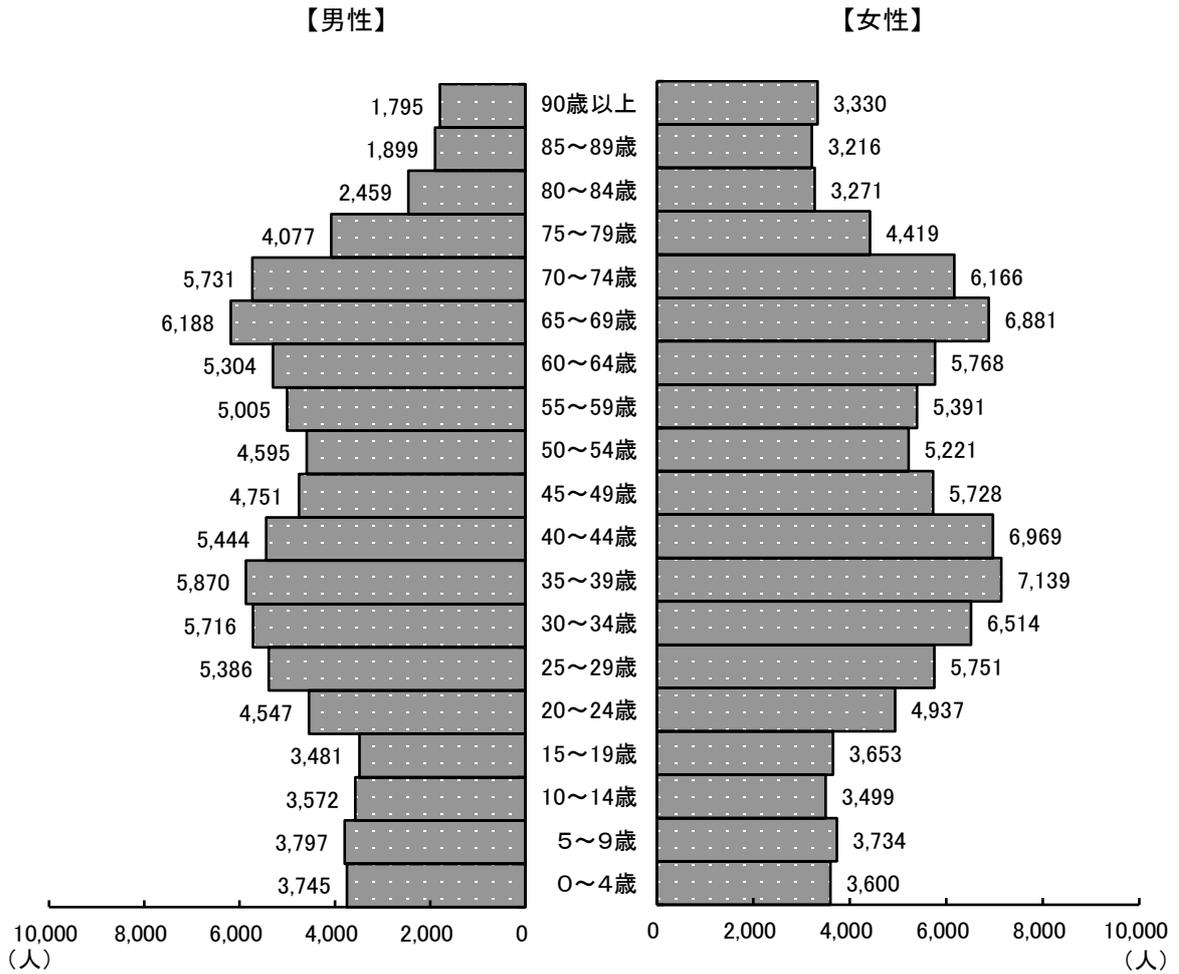


千葉県(令和7年(2025年))



※国立社会保障・人口問題研究所による将来推計は、5年ごとの推計であるため、令和8年のデータではなく、令和7年のデータを用いています。

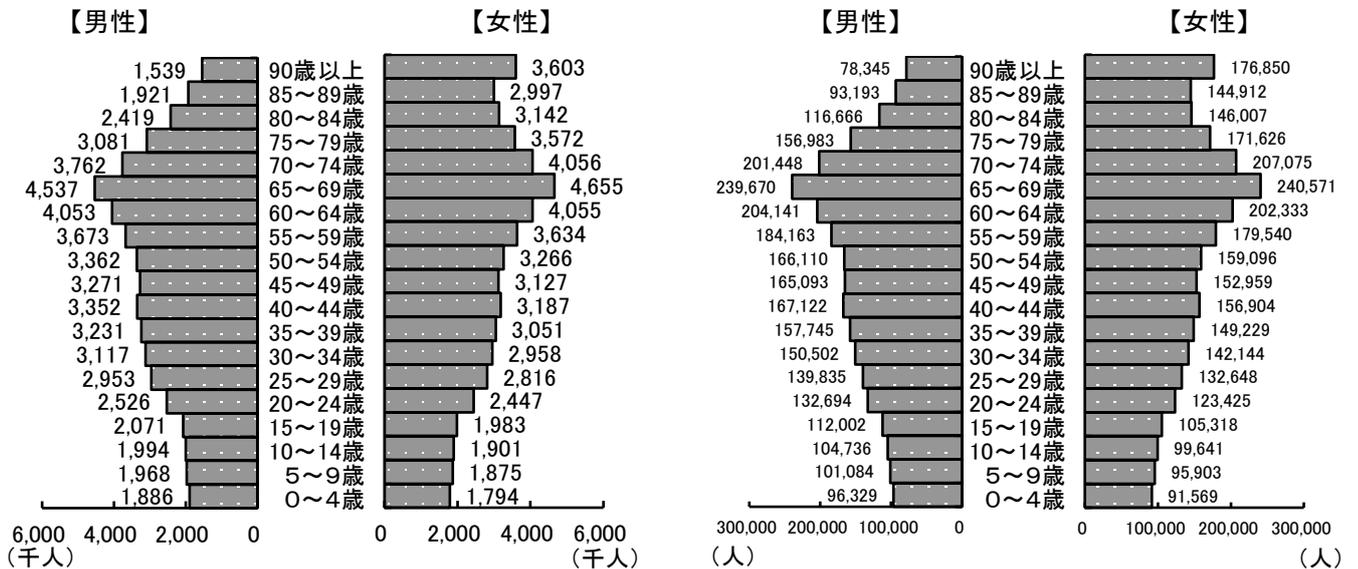
令和 22 年（2040 年）の人口構造



資料：令和 4 年度浦安市人口推計

日本全体

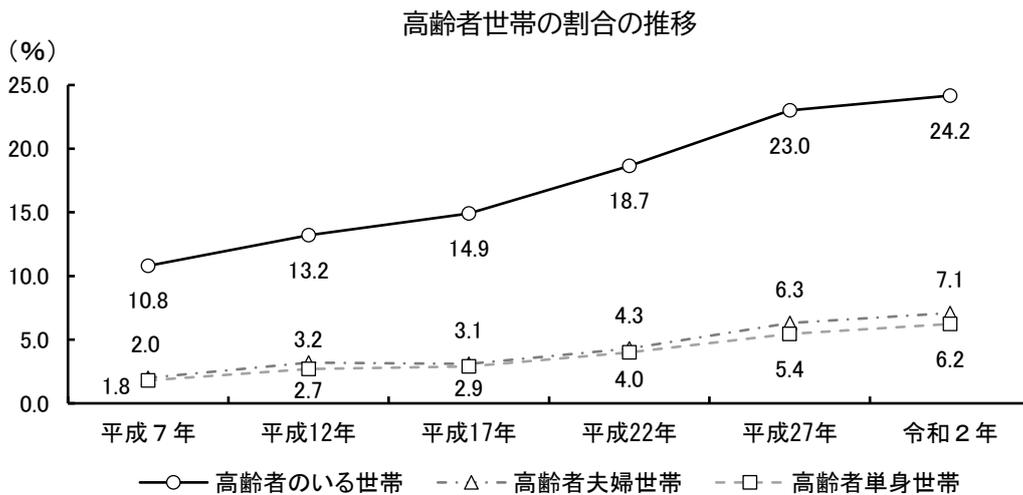
千葉県



第2節 高齢者のいる世帯の状況

(1) 高齢者世帯の状況

令和2年国勢調査の総世帯数は80,250世帯で、その中で高齢者のいる世帯は、19,398世帯で24.2%となっています。高齢者夫婦世帯数は5,692世帯で7.1%、高齢者単身世帯は5,001世帯で6.2%となっており、いずれも増加傾向となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

単位：世帯、%

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯	A	50,116	56,654	67,446	71,411	74,203	80,250
高齢者のいる世帯	B	5,407	7,495	10,051	13,320	17,067	19,398
	比率 B/A	10.8	13.2	14.9	18.7	23.0	24.2
高齢者夫婦世帯	C	1,018	1,822	2,098	3,102	4,684	5,692
	比率 C/A	2.0	3.2	3.1	4.3	6.3	7.1
高齢者単身世帯	D	881	1,515	1,929	2,844	4,044	5,001
	比率 D/A	1.8	2.7	2.9	4.0	5.4	6.2

資料：国勢調査（各年10月1日）

第3節 本市の地域資源

1 本市におけるサービスの配置状況

(1) 日常生活圏域

日常生活圏域とは、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件を考慮しつつ、介護給付などの対象サービスを提供するための施設整備や各種条件を総合的に勘案して定める区域のことです。



地域包括支援センター※は、地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な支援を行うことを目的として設けられた機関で、保健師、社会福祉士※、主任介護支援専門員※の専門職が配置されています。

なお、地域包括支援センターは合計5箇所、支所を含めると6箇所あり、各担当区域は以下のとおりです。（令和6年3月）

地域包括支援センター名	担当地区
中央地域包括支援センター （ともづな※中央）	猫実1丁目、2丁目・堀江・富士見・港 ・鉄鋼通り・千鳥
浦安駅前地域包括支援センター （ともづな浦安駅前）	当代島・北栄・猫実3丁目、4丁目、5丁目
新浦安駅前地域包括支援センター （ともづな新浦安）	入船・美浜・海楽
高洲地域包括支援センター （ともづな高洲）	高洲・日の出・明海
富岡地域包括支援センター （ともづな富岡） 同 東野支所を含む	舞浜・東野・弁天・富岡・今川

（2）圏域別高齢者人口・高齢化率

日常生活圏域別の状況では、中町北部圏域が最も高齢化が進んでおり、高齢化率は31%となっています。次いで高齢化率が高いのは中町南部圏域で、約24%となっています。

日常生活圏域別の状況

単位：人、%

	合計	元町圏域	中町北部 圏域	中町南部 圏域	新町圏域
総人口	170,406	72,114	24,950	31,522	41,806
高齢者数	31,372	10,186	7,735	7,670	5,779
高齢化率	18.4	14.1	31.0	24.3	13.8

注：合計は、圏域外の地区を含む

資料：令和5年4月1日浦安市住民基本台帳

(3) 圏域ごとの10年後の高齢者人口

令和4年（2022年）時点と、令和14年（2032年）時点を比較すると、圏域別では新町圏域の高齢者数の増加が最も多く、約4,500人増加することが見込まれています。

単位：人

圏域	地区	2022年	2032年	増減数
元町圏域	当代島	1,641	1,883	2,363
	北栄	2,020	2,919	
	猫実	1,882	2,093	
	堀江	2,715	2,986	
	富士見	1,837	2,577	
中町(北部)圏域	海楽	1,396	1,551	396
	美浜	3,183	3,356	
	入船	3,154	3,222	
中町(南部)圏域	東野	1,549	2,209	835
	富岡	2,044	2,009	
	今川	962	1,166	
	弁天	1,714	1,700	
	舞浜	1,352	1,372	
新町圏域	高洲	1,755	3,340	4,617
	明海	1,355	2,514	
	日の出	2,385	4,258	

資料：浦安市地域包括支援センター・サテライト配置検討業務委託報告書

(4) 資源の配置状況

地域包括ケア見える化システム[※]を活用して、本市の地域資源を整理しました。

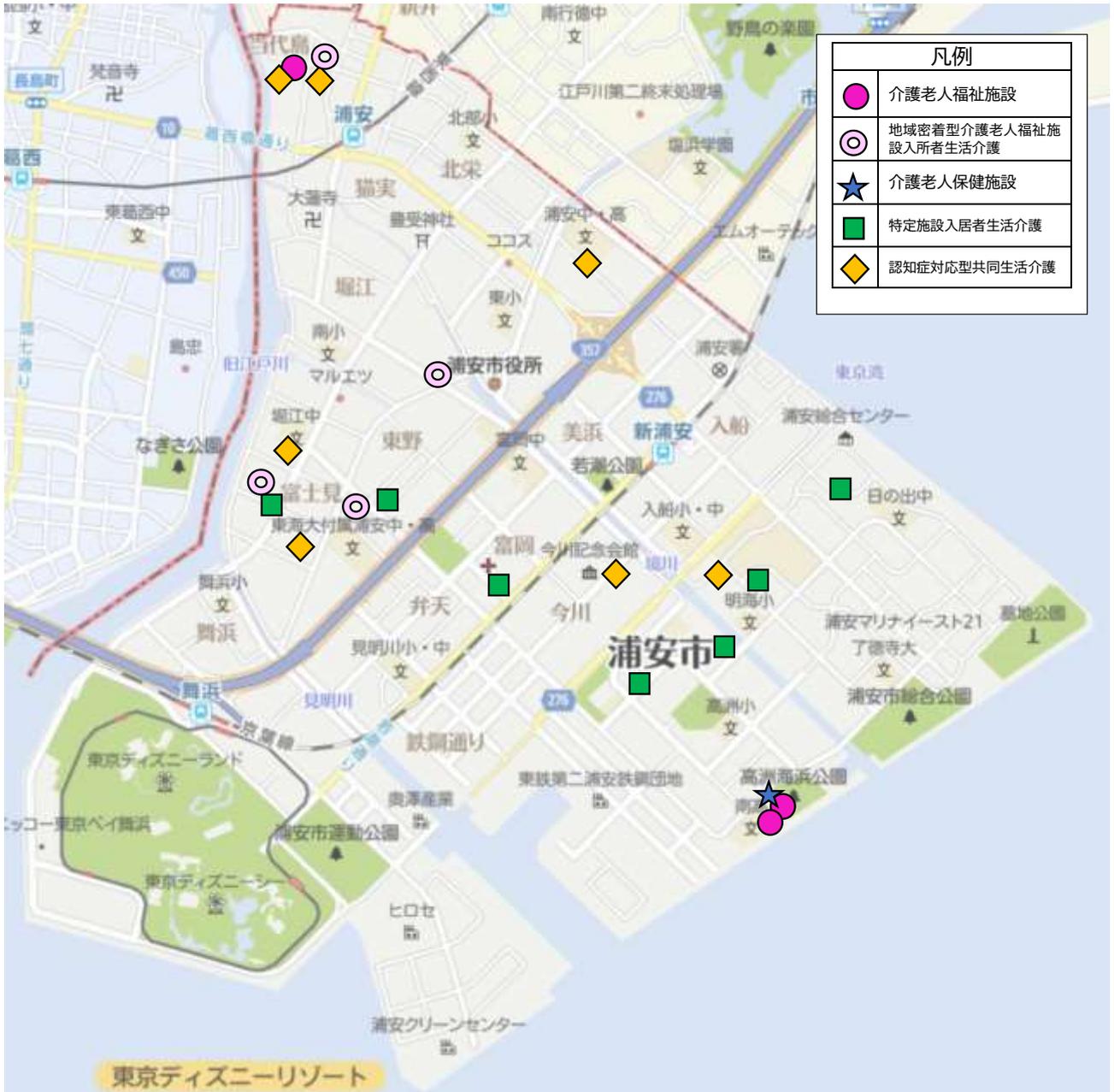
本市におけるサービスの配置状況としては、全体的には元町圏域にサービスが多く集中していますが、本市の市域が狭いこともあり、圏域により利用できない介護サービスはないのが特徴です。

施設サービスについては、介護老人福祉施設などが元町圏域と新町圏域に立地しており、中町北部圏域、中町南部圏域では介護老人福祉施設の立地がないのが現状です。

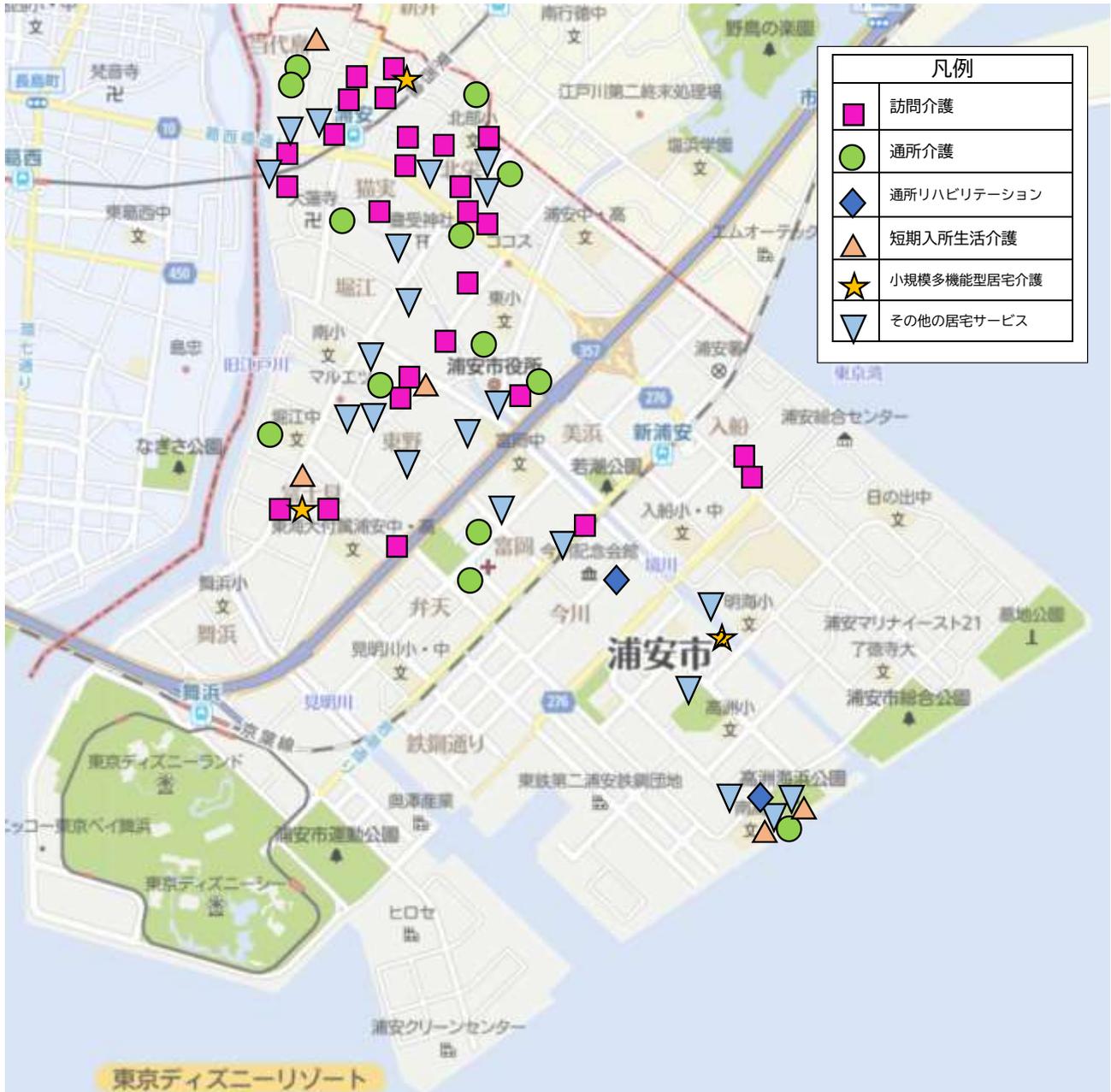
居住系サービスについては、本市内には認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護などが各圏域に配置されている状況です。

在宅系サービスについては、訪問介護、通所介護などのサービスがありますが、元町圏域に多く立地しています。中町北部圏域、中町南部圏域及び新町圏域は、計画的な土地利用が行われてきたことから、事業者の立地が少なく、新たな施設ができにくいことが特徴です。なお、事業者はサービス提供区域を市内全体としていますので、圏域によるサービス提供量の差はありません。

施設サービス、居住系サービスの配置状況



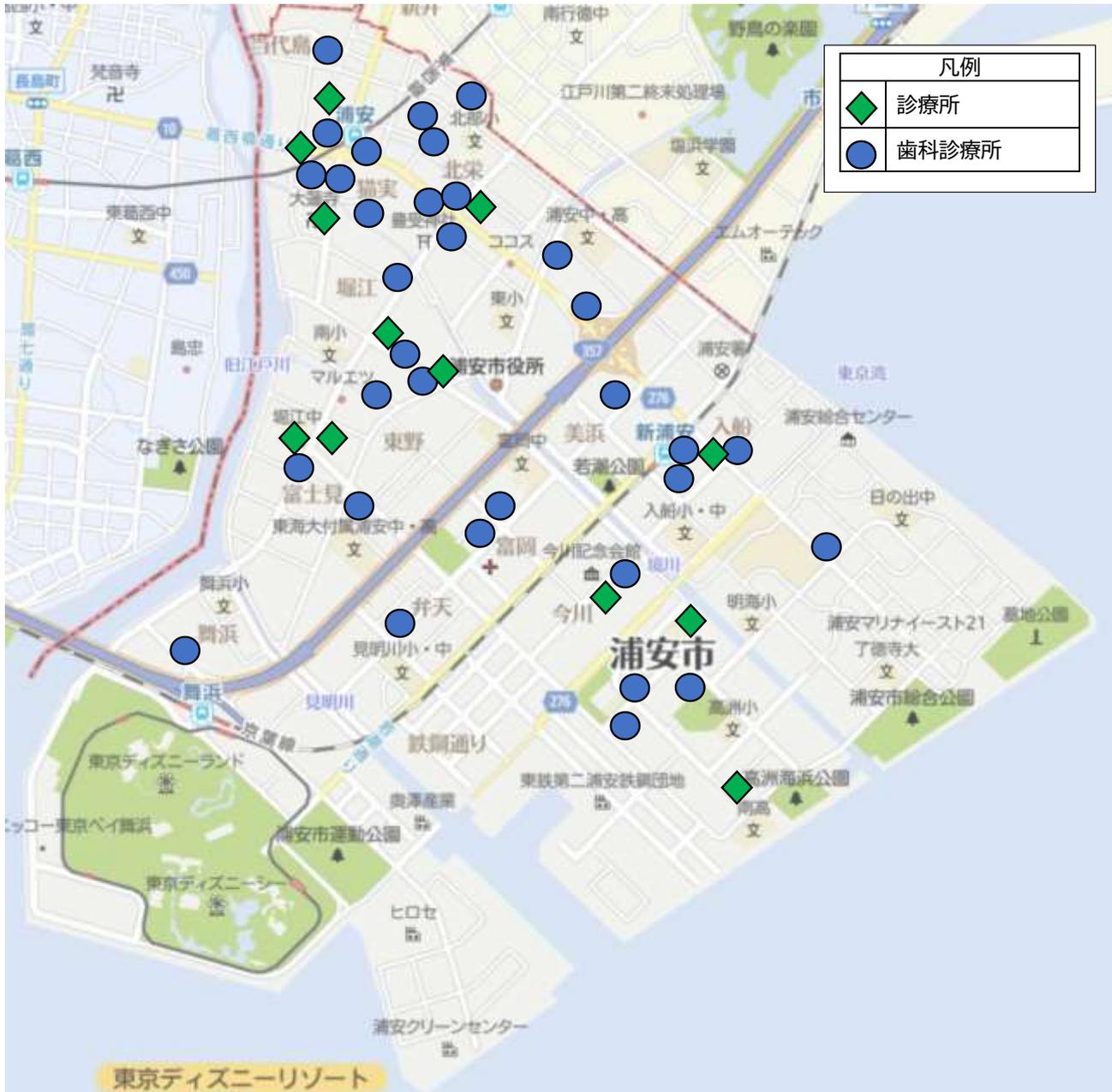
在宅系サービスの分布状況



2 在宅療養を行う医療機関*の配置状況

在宅療養を行う医療機関については、病院、診療所などがありますが、元町圏域にサービスが多く集中しているのが特徴です。

図9 在宅療養を行う医療機関の配置状況



第4節 前期計画（令和3年度～令和5年度）の評価

令和3年度に策定した高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画について、各施策の達成状況を把握しました。

その結果、148指標のうち、最も多かったのはA評価で高齢者見守りネットワーク事業や権利擁護事業などの108指標（73.0%）、次いでB評価がボランティア養成事業などの38指標（25.7%）、次いでC評価が介護サービス相談員派遣事業などの2指標（1.4%）となっています。

B評価、C評価となった主な理由としては新型コロナウイルス感染拡大防止の影響によるものが5割程度あり、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、今後は回復が見込まれます。

【評価】 A：目標値通り実施した B：目標値を下回っている C：事業未実施

	指標数	A 評価	B 評価	C 評価
基本目標1 高齢者を支える環境の整備	54	47 (87.0%)	7 (13.0%)	0 (0.0%)
(1) 相談支援体制の充実【重点施策】	13	12	1	0
(2) 地域との連携	2	2	0	0
(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・担い手の養成【重点施策】	5	2	3	0
(4) 認知症対策の推進【重点施策】	14	13	1	0
(5) 住宅の整備	7	6	1	0
(6) 外出しやすいまちづくり	5	4	1	0
(7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営	5	5	0	0
(8) 感染症対策の推進	3	3	0	0
基本目標2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立）	25	14 (56.0%)	11 (44.0%)	0 (0.0%)
(1) ボランティア活動・市民活動等の促進	2	2	0	0
(2) 生涯学習※・スポーツ活動の充実	7	4	3	0
(3) 高齢者の居場所づくり	3	2	1	0
(4) 高齢者の就労支援の充実	2	2	0	0
(5) 健康づくり・保健事業の体系的な推進【重点施策】	11	4	7	0
基本目標3 健康を維持してよりよく生きていくために（総合事業・要支援）	28	19 (67.9%)	9 (32.1%)	0 (0.0%)
(1) 介護予防の充実【重点施策】	14	8	6	0
(2) 住民主体の生活支援体制の充実【重点施策】	4	4	0	0
(3) 日常生活支援のためのサービスの充実	10	7	3	0
基本目標4 自分らしく安心して生活するために（要介護）	41	28 (68.3%)	11 (26.8%)	2 (4.9%)
(1) 在宅医療と介護との連携【重点施策】	10	7	3	0
(2) 権利擁護※の推進	8	7	1	0
(3) 在宅支援サービスの充実	6	6	0	0
(4) 介護者への支援を行うために	6	1	3	2
(5) 防災・防犯体制の整備	8	4	4	0
(6) 介護保険を支えるために	3	3	0	0
合計	148	108 (73.0%)	38 (25.7%)	2 (1.4%)

第5節 近年の主な制度の動向

ここでは、近年の高齢者に関する制度の動向をまとめました。

① 「孤独・孤立対策推進法」（令和5年5月31日成立）

法律の趣旨	<p>近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。</p> <p>→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す</p>
基本理念	<p>孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。</p> <p>① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。</p> <p>② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。</p> <p>③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。</p>
基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立対策の重点計画の作成 ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発 ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進 ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進 ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上 ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援 ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。 ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。 ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

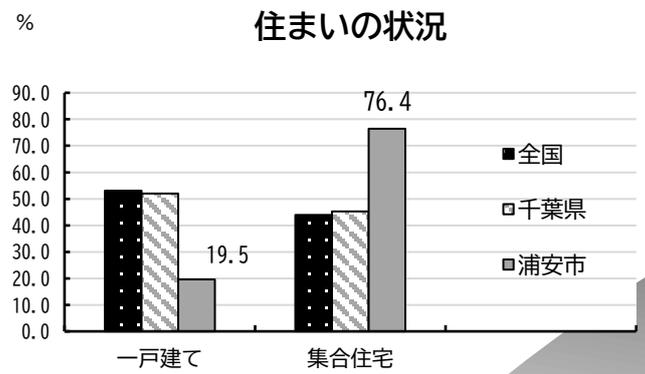
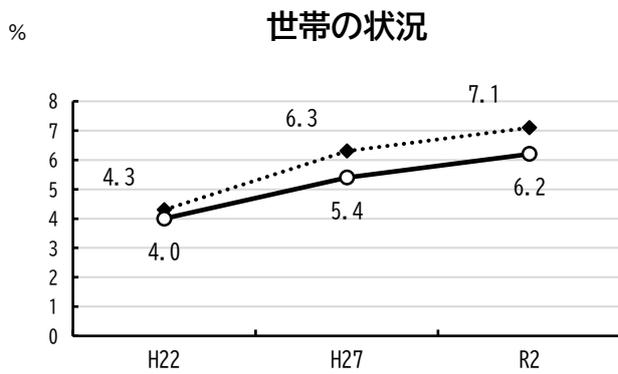
② 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月公布）

法律の目的	<p>認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進する。</p>
基本理念	<p>① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。</p> <p>② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。</p> <p>③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。</p> <p>④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。</p> <p>⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。</p> <p>⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障がいに係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション※及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。</p> <p>⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。</p>
基本的施策	<p>① 認知症の人に関する国民の理解の増進等</p> <p>② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進</p> <p>③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等</p> <p>④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護</p> <p>⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等</p> <p>⑥ 相談体制の整備等</p> <p>⑦ 研究等の推進等</p> <p>⑧ 認知症の予防等</p>

第6節 浦安市の令和22年（2040年）の将来イメージ

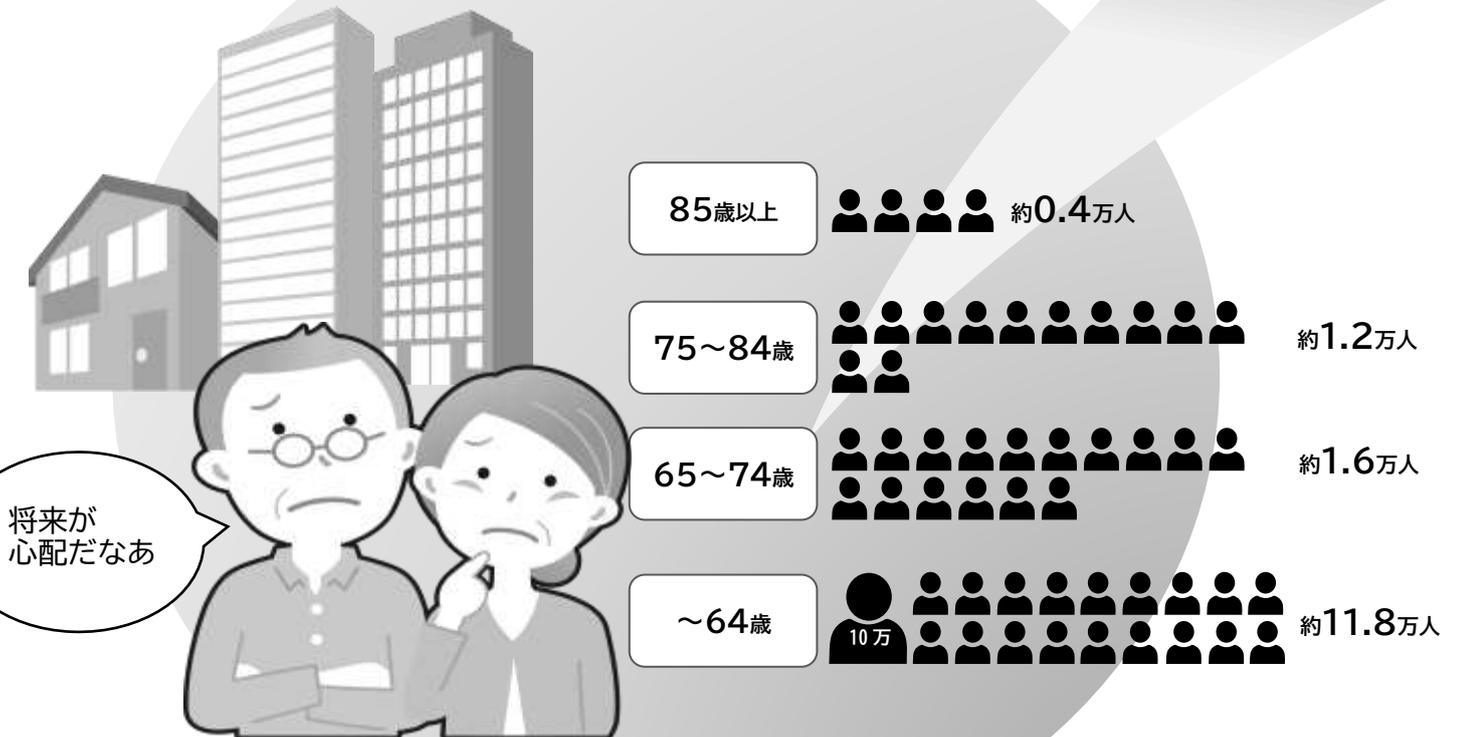
令和5年（2023年）

高齢化率 18.4%
認定者数 4,723人



資料：国勢調査

..... 高齢夫婦世帯 —○— 高齢者単身世帯



R5より
高齢化率は約1.5倍
認定者数は約2倍

令和22年(2040年)

高齢化率 27.7%
認定者数 9,277人

高齢者夫婦世帯、
高齢者単身世帯も
さらなる増加が
予測されます

今のうちから
準備しておこう!



85歳以上



約1.0万人

R5の
2.5倍

75~84歳



約1.4万人

R5の
1.2倍

65~74歳



約2.5万人

R5の
1.6倍

~64歳



約10.1万人

R5から
1.7万人減

【想定される状況】

- ・ 要支援、要介護認定者数の増加
- ・ 認知症高齢者の増加
- ・ 介護サービス需要の増加、介護人材の不足
- ・ 高齢者のみの世帯の増加
- ・ 社会的な孤立、地域コミュニティの希薄化
- ・ 地域の担い手不足
- ・ 社会福祉関係経費の増加 など

第7節 本市の高齢者福祉に関する現状と課題

課題1 重層的・包括的支援体制の充実が必要です

高齢化の進展、単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯の増加、社会や家族形態の変化に伴い、老老介護や若年世代による介護、育児と介護や両親介護などのいわゆるダブルケアなどによる介護負担問題のほか、経済的不安を抱える世帯や、家族介護者のひきこもり、8050問題、社会の中での孤独や孤立、セルフ・ネグレクトなど、支援が必要なケースが顕在化してきています。

このようなことから、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を重層的かつ包括的に捉えて関わっていくことができるよう、他分野との連携を図っていく必要があります。

また、地域の特性を踏まえ、誰一人取り残さない相談、支援体制の充実にも取り組む必要があります。

課題2 介護人材の確保が必要です

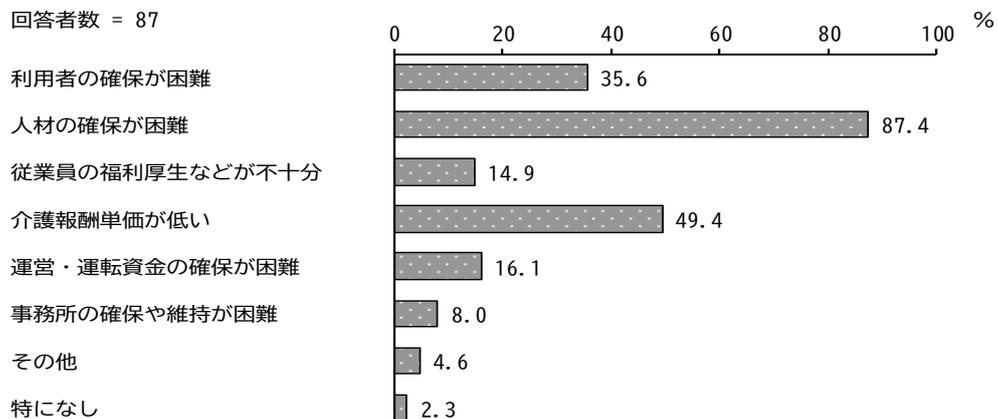
今後、介護サービスの需要がさらに高まることを見込まれている一方、生産年齢人口は長期的にみると減少することが見込まれ、介護人材の確保は一層厳しくなることが想定されます。

本計画の策定にあたり実施した介護保険基礎調査では、「介護サービス事業者が事業運営を進めていくうえで困難である」と感じていることとして、最も多い回答が「人材の確保」、次いで「介護報酬単価※が低い」となっています。

介護サービスを安定的に提供するため、介護人材の確保につながる支援に取り組む必要があります。

また、業務の負担軽減、効率化などの取組について国・県の動向を踏まえながら検討していく必要があります。

問 円滑な事業運営を進めていく上で、現在、特に困難を感じることは何ですか。(〇は3つまで)



介護保険基礎調査結果（令和5年3月）より

課題3 認知症施策の推進が必要です

高齢化の進展に伴い、認知症の人も増加し、誰もが当事者及び関係者になり得ることが予測されています。

一方で、認知症に対して否定的な印象を持つ方も多い現状があり、医療や介護につながらないケースもあります。

認知症に関する正しい理解を深めることにより、認知症があっても自分らしく生きることができることを、地域全体で共有していくことが必要です。

また、認知症の人とその家族を含む誰もが、住み慣れた地域で希望する暮らしを実現できるよう、本人や家族の意見を起点としながら、また認知症を生活全般の課題として捉えながら、地域全体で取り組んでいく必要があります。

課題4 権利擁護の促進が必要です

高齢化の進展や寿命の延伸に伴い、今後認知症の人、単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯が増加することにより、高齢者の人権や権利が侵害されやすい状況が想定されます。

そのため、高齢者虐待の防止や早期発見、解消に向けた取組や成年後見制度[※]の利用促進など、権利擁護支援に取り組む必要があります。あわせて、利用促進に向けた人材確保や体制整備に取り組む必要があります。

また、虐待防止に関しては、介護負担から結果的に虐待となっているケースも多いため、介護を抱え込むことのないように介護者支援の取組を行うことが必要です。

課題5 介護予防の推進が必要です

高齢者人口は年々増加し、要支援・要介護認定者数のさらなる増加が見込まれます。

健康寿命[※]を延伸し、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、運動、栄養、口腔、社会参加に視点を当てた支援が必要です。

また、高齢者は壮年期(40～64歳)とは異なる健康課題を抱えていることから、高齢者の特性を踏まえながら、生活習慣病[※]を予防するための保健事業と介護予防を一体的に実施することが求められています。

課題6 地域の支え合いの体制づくりが必要です

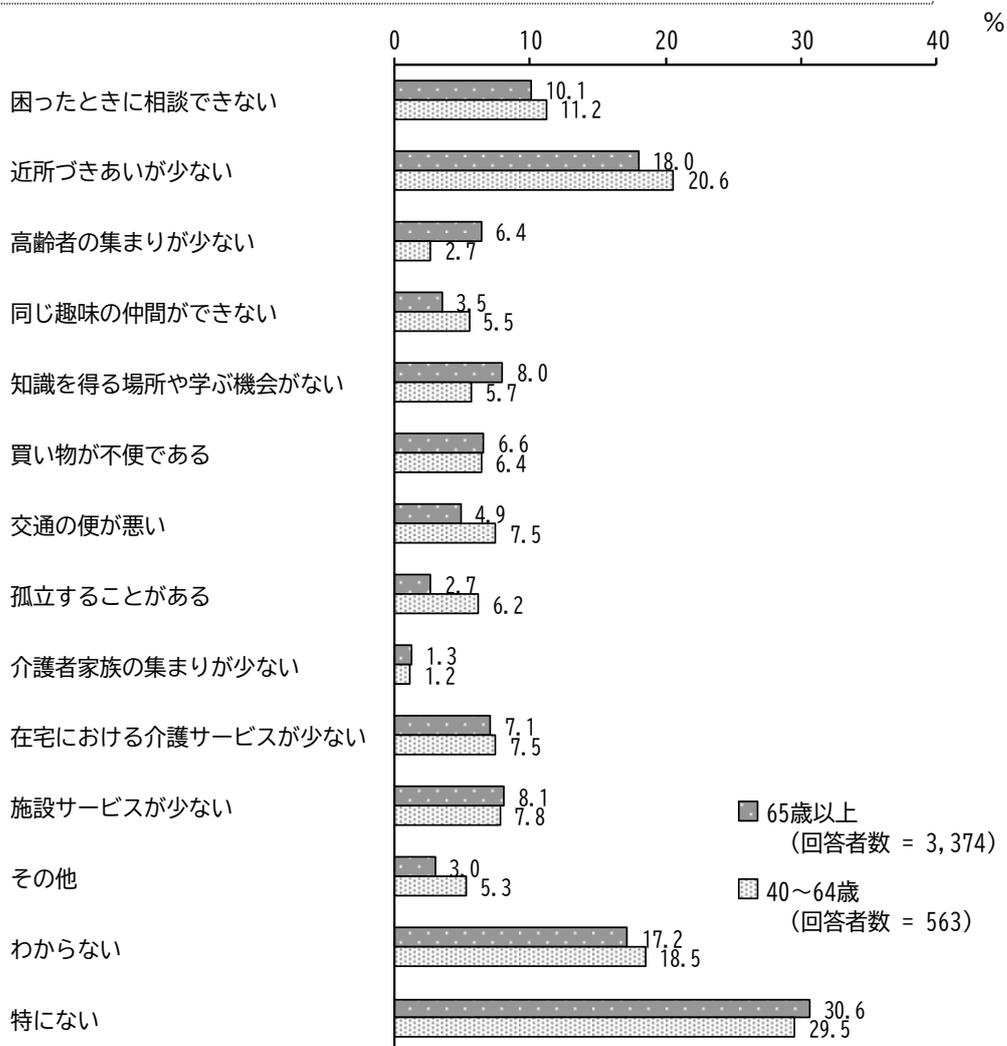
高齢化の進展とともに、単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯の増加が見込まれ、孤独や孤立のリスクも高くなるおそれがあります。

また、高齢期になると、加齢に伴い地域活動への参加が難しくなることなどから、地域における人と人とのつながりが希薄化しているおそれがあります。

そのため、老人クラブや地域のサロン、身近な場所での居場所づくりなどの活動により、顔の見える関係による地域コミュニティの形成を図ることが必要です。

さらに、介護保険サービスだけでなく、高齢者を含む地域住民や民間企業など、多様な主体が日常生活支援の担い手となり、地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。

問 あなたにとって「地域の課題」は何だと思えますか。(いくつでも)



高齢者等実態調査(令和5年3月)より

課題7 持続可能な行財政運営が必要です

高齢者人口のうち、特に75歳以上の人口が急増することを背景に、介護給付費をはじめとする社会保障関連経費などが増大することが見込まれます。

さらに、昭和50年代に集中的に整備してきた公共施設の改修、道路などの都市基盤施設の維持補修などの支出が見込まれます。

そのため、民間活力の活用や財源の確保などにより、限られた資源を効果的・効率的に活用し、将来にわたって持続可能な行財政運営をしていく必要があります。

第3章

計画の基本理念と基本目標

第1節 総合計画での位置づけ

本市の総合計画では、まちづくりの目標として、基本目標を4つ定め、そのうち高齢者福祉の分野の主な目標は下記のとおりとなっています。

「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」

すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。また、多様性を認め合い思いやりのある、支え合うまちを目指します

その中では、3つの柱が位置付けられています。

(1) 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する

誰もが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるよう、一人ひとりの自発的な健康づくりを支援するとともに、疾病の予防から早期発見、急性期、回復期、慢性期、終末期までの保健・医療体制を整備します。

(2) いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する

高齢者も障がいのある方も、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしい生活を送ることができるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え合いながら、一人ひとりが生きがいを持ち、適切な介護・福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めます。

(3) 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する

地域社会を構成する誰もが互いを思いやり、支え合いながらより豊かに暮らすことができるよう、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれが個性を発揮し、活躍できる地域社会づくりを進めます。

第2節 基本理念

人がつながり、高齢者が安心して 生き生きと暮らせる地域社会を目指して

本市のまちづくりの将来都市像として「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を掲げ、一人ひとりがまちづくりの主体としての意思を持ち、誰もが自分らしく輝き、生き生きと活動し、人が、そしてまちが躍動する「浦安」を創っていくことを目指しています。

その中で、高齢者福祉の分野においては、「いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの充実及び介護予防や日常生活支援の充実、要介護者※・介護者支援の充実、生きがいくくりや社会参加の促進に取り組んでいます。

今後も、地域包括ケアシステムが、地域共生社会※の実現に向けた中核的な基盤となることも踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるための基礎づくりと、つながりながら自分らしく最後まで地域で暮らすことを目標に、高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画の基本理念を「人がつながり、高齢者が安心して 生き生きと暮らせる 地域社会を目指して」とします。

第3節 基本目標

基本目標1 高齢者を支える環境の整備

高齢化の進展、単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯の増加、社会や家族形態の変化に伴い、老老介護や若年世代による介護、育児と介護や両親介護などのいわゆるダブルケアなどによる介護負担問題のほか、経済的不安を抱える世帯や、家族介護者のひきこもり、8050問題、社会の中での孤独や孤立、セルフ・ネグレクトなど、支援が必要なケースが顕在化してきています。

このようなことから、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を重層的かつ包括的に捉えて関わっていくことができるよう、他分野との連携を図っていく必要があります。

また、今後、介護サービスの需要がさらに高まることが見込まれている一方、生産年齢人口は急激に減少することが見込まれ、介護人材の確保は一層厳しくなることが想定されます。介護サービスを安定的に提供するため、中長期的な視点からも、介護人材の確保につながる支援に取り組む必要があります。

さらに、高齢化の進展に伴い、認知症の人も増加し、誰もが当事者及び関係者になり得ることが予測されています。認知症の人に関する正しい理解を深めることにより、認知症があっても自分らしく生きることができることを、地域全体で共有していくことが必要です。

そのため、重層的・包括的な支援体制の充実、地域包括ケアを支える介護人材の確保、認知症施策の推進など、高齢者を支える環境を整備します。

達成度を測る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
高齢者の幸福度	7.34点/10点	増加	令和4年度 浦安市高齢者等 実態調査

基本目標2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立）

いつまでも住み慣れた地域で自立して生活が送れるよう、元気なうちから生活習慣病予防などの健康づくりに取り組むことが必要です。

また、高齢者が明るく活力に満ちた生活を送るためには、生きがいを見出し、持ち続けることが必要です。

そのため、生涯学習、高齢者の居場所づくり、健康づくりなど自分らしく豊かな生活を送るための取組を推進します。

達成度を測る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
「現在の健康状態が とても良い、まあよ い」と回答した人の 割合	77.5%	増加	令和4年度 浦安市日常生活 圏域二一ズ調査

基本目標3 健康を維持してよりよく生きていくために（総合事業・要支援）

高齢者人口は年々増加し、要支援・要介護認定者数のさらなる増加が見込まれます。健康寿命を延伸し、住み慣れた地域でいきいきと心豊かな生活を続けるためには、元気なうちから健康に対する意識を高め、継続的に健診を受診して生活習慣病などを予防するとともに、定期的な運動習慣を身に付けることが求められます。

また、高齢期になると、加齢に伴い地域活動への参加が難しくなることが想定されます。

さらに、単身高齢者世帯の増加や生活様式の多様化などに伴う地域生活における日常的なかかわりの機会の減少などから、地域における人と人とのつながりが希薄化しているおそれがあります。

そのため、老人クラブや地域のサロン、身近な場所での居場所づくりなどの活動により、困りごとを近隣に相談できる関係づくりが大切です。

さらに、介護保険サービスだけでなく、高齢者を含む地域住民や民間企業など、多様な主体が日常生活支援の担い手となる、地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。

そのため、介護予防の充実や、住民主体の生活支援体制の充実により、健康を維持してよりよく生きていくための取組を推進します。

達成度を測る指標

	令和5年度	令和8年度	備考
75～79歳の 要支援認定率	3.86%	減少	各年4月分

基本目標4 自分らしく安心して生活するために（要介護）

高齢者が要介護状態※になっても、豊かな生活を送ることができるよう、医療と介護が十分連携しながら、いつまでもその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることが重要です。

また、高齢化の進展や寿命の延伸に伴い、今後認知症の人、単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯が増加することにより、高齢者の人権や権利が侵害されやすい状況が想定されます。

そのため、在宅医療と介護との連携、権利擁護の推進、在宅支援サービスの充実などにより自分らしく安心して生活するための取組を推進します。

達成度を測る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
要介護の認定を受けた高齢者のうち、「楽しみながら、自分の時間を過ごせている」と回答した人の割合	54.4%	増加	令和4年度 浦安市介護保険 基礎調査

第4節 施策体系図

[基本理念]

[基本目標]

[取組の柱]

人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる 地域社会を目指して

1 高齢者を支える
環境の整備

- (1) 重層的・包括的な支援体制の充実【重点1】
- (2) 地域との連携
- (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と担い手の養成【重点2】
- (4) 認知症施策の推進【重点3】
- (5) 多様な住まいの場の確保
- (6) 外出しやすいまちづくり
- (7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営
- (8) 感染症対策の推進

2 自分らしく豊かな生活を送るために
(自立)

- (1) 市民活動・ボランティア活動等の推進
- (2) 生涯学習・スポーツ活動の充実
- (3) 高齢者の居場所づくり
- (4) 高齢者の就労支援の充実
- (5) 健康づくり・保健事業の体系的な推進

3 健康を維持してよりよく生きていくために
(総合事業・要支援)

- (1) 介護予防の充実【重点4】
- (2) 住民主体の生活支援体制の充実【重点5】
- (3) 日常生活支援のためのサービスの充実

4 自分らしく安心して生活するために
(要介護)

- (1) 在宅医療と介護との連携
- (2) 権利擁護と虐待防止対策の推進【重点6】
- (3) 在宅支援サービスの充実
- (4) 介護者への支援体制の充実
- (5) 防災・防犯体制の整備

[取組内容（施策）]

包括的な支援体制の充実、地域包括支援センターの充実、地域包括支援センター相談業務、地域ケア会議の充実、地域包括ケアネットワークの構築、いのちとこころの支援事業、セルフ・ネグレクト対策

高齢者見守りネットワーク事業、SOS ネットワーク・認知症行方不明高齢者お知らせメール事業、浦安アートプロジェクト「浦安藝大」

福祉分野に特化した就職面接会の開催、介護職員研修費用等助成事業、介護従事者宿舍借り上げ支援事業、市民大学校運営事業、介護支援専門員の資格更新費用の助成事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

本人ミーティングの開催、若年性認知症の人の集いの開催、認知症家族交流会の開催、認知症カフェの支援、チームオレンジの設置、認知症普及啓発、認知症高齢者を見守る地域づくりの推進、認知症サポーター養成講座、認知症とともに生きるまちづくり応援店登録、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員の配置、認知症総合施策検討委員会、認知症施策推進基本計画の策定

高齢者世帯住み替え費用の助成、介護施設等の整備、分譲集合住宅の適正管理等の推進、住宅セーフティネットの構築（市営住宅の有効活用）、住宅セーフティネットの構築（不動産関係団体等との連携強化）、住宅改修費の助成

安全な道路環境の充実、バリアフリー※化された生活環境の充実、安心安全に利用できる施設の整備、コミュニティバスの運行、バス乗務員確保支援事業、大型バスの貸出し

介護保険サービスの充実、要介護認定に関する適正化、介護サービスの適正化、事業者や報酬請求に関する給付適正化、受給者の視点に立った給付適正化、千葉県国民健康保険団体連合会と連携した給付適正化

介護事業所等への感染症拡大防止のための感染予防対策、感染症拡大防止のための高齢者への情報提供・周知、高齢者の予防接種

市民活動団体への支援、高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成の支援、ボランティア活動の担い手拡充

出前講座の充実、文化・芸術活動の推進、郷土博物館での世代間交流活動の促進、公民館での生涯学習の提供、生涯スポーツの推進、高齢者がスポーツに親しめる環境づくり、図書館サービスの充実、デジタル機器活用の支援

老人クラブの活動支援、老人クラブ会館の維持管理、老人福祉センターの充実

高齢者就労相談・紹介、高齢者及び障がい者雇用促進奨励金の活用促進、シルバー人材センターの充実

地域健康づくり事業、各種がん検診、各種健康診査、特定保健指導の実施

保健事業と介護予防の一体的実施、介護予防普及啓発事業、地域リハビリテーション活動支援事業、介護予防推進事業（浦安介護予防アカデミア）、通いの場の充実、通所型サービスA（緩和した規準によるサービス）、通所型サービスC（短期集中予防サービス）、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

生活支援体制整備の充実（生活支援コーディネーターの配置）、生活支援体制整備の充実（地域支え合い会議（協議体）の開催）、訪問型サービスB（住民主体による支援）

歩行補助車購入費の助成、在宅における見守り体制の構築、日常生活機能保持・健康維持支援、給食サービス、敬老祝金品の支給、住宅用火災警報器購入費の助成、バス乗車券の交付、高齢者等ごみ出し支援事業、高齢者自動車運転対策事業

在宅医療・介護連携推進事業（地域資源の把握、課題抽出及び提供体制の構築）、在宅医療・介護連携推進事業（医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に関する相談支援）、在宅医療・介護連携推進事業（地域住民の理解を深めるための普及啓発）、在宅医療・介護連携推進事業（医療・介護関係者の情報共有の支援及び研修）、在宅療養者口腔機能向上事業（医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発）、救急医療情報キットの無料配布

権利擁護業務、権利擁護のための連携協力体制の構築（浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会）、成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成、安心して成年後見制度を利用できる環境整備

要介護高齢者等紙おむつの給付、要介護高齢者出張理髪サービス利用券の交付、通院ヘルプサービス、福祉タクシー利用費の助成、要介護高齢者寝具乾燥消毒サービス

介護サービス相談員派遣事業、介護保険外生活支援サービス、家族介護者支援

災害時の要配慮者対策の推進（福祉避難所等の整備、災害時協力事業者との協定）、災害時の要配慮者対策の推進（避難行動要支援者名簿の交付）、災害時の要配慮者対策の推進（個別避難計画の作成）、自主防災組織の推進と防災意識の高揚、水防法に基づく避難体制の整備、消費者被害防止の啓発、消費生活相談体制の強化、防犯体制の充実

第5節 重点施策

重点施策とは、基本理念や基本目標を実現するにあたり、中長期を見据え、本計画期間において、特に力を入れて実施していく取組の柱を指しています。

本計画では、「人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる 地域社会を目指して」という理念のもと、重点施策を6つ選定しました。

なお、各重点施策の内容については、「第2部各論」「第1章高齢者保健福祉計画」の各取組の柱の中で記載しています。

【重点施策】

- 重点施策1 重層的・包括的な支援体制の充実
- 重点施策2 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と担い手の養成
- 重点施策3 認知症施策の推進
- 重点施策4 介護予防の充実
- 重点施策5 住民主体の生活支援体制の充実
- 重点施策6 権利擁護と虐待防止対策の推進

第6節 第9期計画期間中における各種会議の位置づけと役割

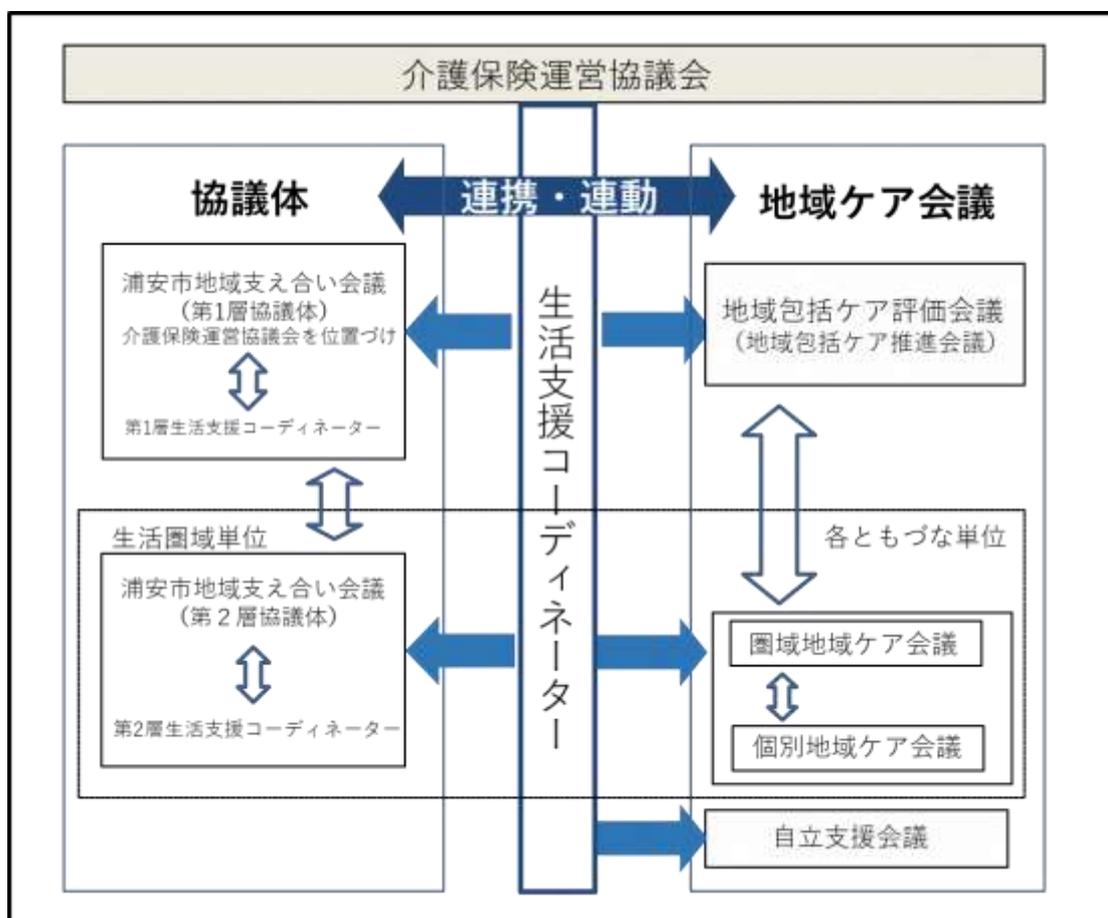
現在、介護保険法第115条の48に基づく地域ケア会議^{*}に加え、介護保険法第115条の45第2項第5号に基づく生活支援体制整備事業の一環としての「協議体^{*}」など、介護保険法に基づく会議体が複数運営されています。そのため、第9期計画策定にあたり、個別の会議の位置づけと会議の関係を以下のように整理しました。なお、各会議の趣旨や目的を踏まえながら、必要に応じて各会議の体系や内容について随時見直しを図ります。

(1) 各会議の内容と役割

介護保険運営協議会、地域ケア会議、協議体の会議の内容や役割について以下のように整理しました。

種別	名称	内容	参加者	主催
運営協議会 介護保険	浦安市介護保険運営協議会	介護保険事業の運営に関する重要事項の審議	委嘱された委員	市
(法第115条の48) 地域ケア会議	地域包括ケア評価会議	現状の共有・課題出し、市からの情報発信を行う	市民、関係機関、事業者、地域の支援者、生活支援コーディネーター [*] など	市
	圏域地域ケア会議	個別事例から判明した地域課題をもとに、地域課題解決のための手段を検討する	日常生活圏域内関係機関、事業者、地域の支援者、生活支援コーディネーターなど	地域包括支援センター
	個別地域ケア会議	個別ケースの支援体制について検討する	該当ケース関係者、地域の支援者、生活支援コーディネーターなど	地域包括支援センター
	自立支援会議	個別の予防プランの自立支援に資するケアマネジメント [*] を支援する	市介護予防事業担当専門職、ケアマネジャー [*] 、生活支援コーディネーター、リハビリ専門職	市
(法第115条の45第2項第5号) 協議体	浦安市地域支え合い会議	地域資源やニーズの把握、サービスの創出や担い手の創出／ネットワークづくりを行う	関係機関、地域の支援者、生活支援コーディネーター	市

(2) 第9期における各会議体の位置づけと役割



地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実（在宅生活の限界点の引き上げ）と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

協議体は、地域資源やニーズの把握及びサービスの担い手の創出といった生活支援コーディネーターの役割を組織的に補完し、多様な主体間の情報共有といったネットワークづくりや、生活支援・介護予防サービスの創出に向けた取組を行っていくことを目的としています。

第2部 各論

第 1 節 施策の展開

基本目標 1 高齢者を支える環境の整備

高齢化の進展、単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯の増加、社会や家族形態の変化に伴い、老老介護や若年世代による介護、育児と介護や両親介護などのいわゆるダブルケアなどによる介護負担問題のほか、経済的不安を抱える世帯や、家族介護者のひきこもり、8050問題※、社会の中での孤独や孤立、セルフ・ネグレクトなど、支援が必要なケースが顕在化してきています。

このようなことから、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を重層的かつ包括的に捉えて関わっていくことができるよう、他分野との連携を図っていく必要があります。

また、今後、介護サービスの需要がさらに高まることを見込まれている一方、生産年齢人口は急激に減少することが見込まれ、介護人材の確保は一層厳しくなることが想定されます。介護サービスを安定的に提供するため、中長期的な視点からも、介護人材の確保につながる支援に取り組む必要があります。

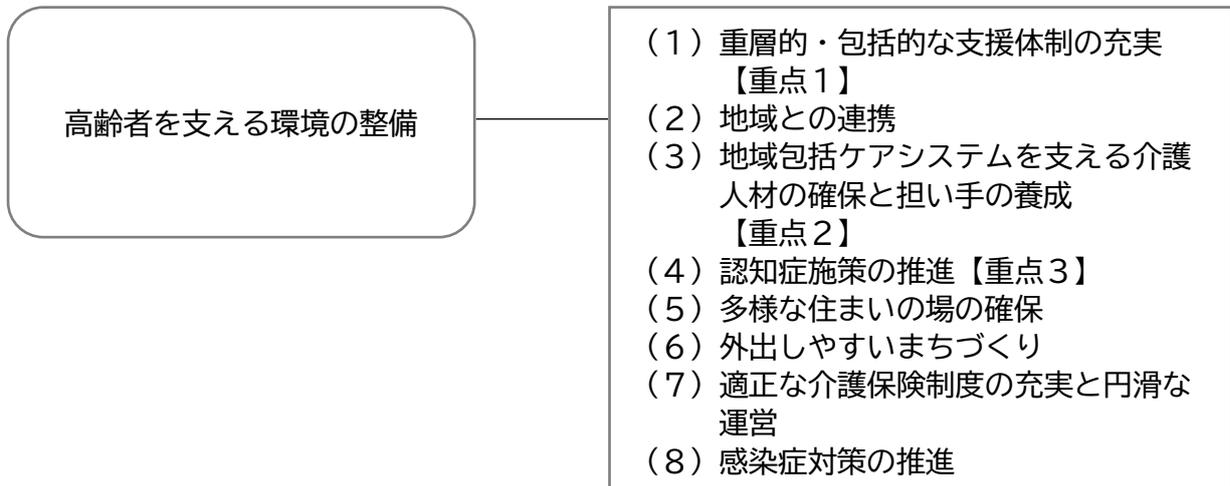
さらに、高齢化の進展に伴い、認知症の人も増加し、誰もが当事者及び関係者になり得ることが予測されています。認知症の人に関する正しい理解を深めることにより、認知症があっても自分らしく生きることができることを、地域全体で共有していくことが必要です。

そのため、重層的・包括的な支援体制の充実、地域包括ケアを支える介護人材の確保、認知症施策の推進など、高齢者を支える環境を整備します。

【施策の展開】

(基本目標)

(取組の柱)



(1) 重層的・包括的な支援体制の充実【重点施策1】

社会環境の変化により、複合化・複雑化した課題や制度の狭間で支援の手の届かない課題に対し、的確に対応することができる重層的・包括的な支援体制づくりに取り組みます。

また、地域の中で高齢者やその介護者が、介護や生活で困ったことを気軽に相談できるよう、相談支援体制の充実を図ります。さらに、必要な人に対して相談機関側からアプローチを行う「アウトリーチ」の考え方を取り入れながら、気軽に相談できる機会を提供します。

重点施策の達成度を図る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
「地域の課題は何ですか」という質問に対し「困ったときに相談できない」と回答した人の割合	10.3%	減少	令和4年度 浦安市高齢者等実態調査
地域包括支援センターの認知度	68.0%	増加	令和4年度 浦安市高齢者等実態調査

施策 1101 包括的な支援体制の充実

施策事業の内容と計画期間の取組	地域共生社会を推進していくために、住民に身近な圏域で把握された複合化・複雑化した課題や制度の狭間で支援の手の届かない課題に対し、的確に対応することができる支援体制づくりに取り組みます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援体制にかかる検討会開催数	12回	12回	12回
担当課	社会福祉課・中央地域包括支援センター		

施策 1102 地域包括支援センターの充実

<p>施策事業の内容と計画期間の取組</p>	<p>高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議などを通じたケアマネジメント支援、認知症施策の推進などを業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関として、体制の充実を図ります。</p> <p>また、地域の中で高齢者やその家族などが気軽に相談できるよう、地域包括支援センターのサテライト※を設置し、きめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>さらに、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者やこれらが複合したケースなどに対応するため、他分野との連携促進を図っていきます。</p>		
<p>評価指標</p>			
<p>指標</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>地域包括支援センター設置数 (支所含む)</p>	<p>6箇所</p>	<p>7箇所</p>	<p>7箇所</p>
<p>担当課</p>	<p>中央地域包括支援センター</p>		

施策 1103 地域包括支援センター相談業務

<p>施策事業の内容と計画期間の取組</p>	<p>高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心した生活が続けられるように支援を行うため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が高齢者のあらゆる相談に対応します。</p>		
<p>評価指標</p>			
<p>指標</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>地域包括支援センター相談件数 (実)</p>	<p>4,100件</p>	<p>4,500件</p>	<p>4,900件</p>
<p>担当課</p>	<p>中央地域包括支援センター</p>		

施策 1104 地域ケア会議の充実

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的に地域ケア会議を開催します。</p> <p>地域ケア会議により多くの地域住民や多職種の専門職の人に参加していただきながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うとともに、それを支える地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催	実施	実施	実施
担当課	中央地域包括支援センター		

施策 1105 地域包括ケアネットワークの構築

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>高齢になっても住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を維持することができ、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を本人が活用できるよう、包括的・継続的に支援するための地域包括ケアネットワークを構築していきます。</p> <p>また、支援を要する高齢者が身近な人に相談し、それが地域のキーマンにつながり、地域包括支援センターなどの相談機関につながる仕組みをつくりまします。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターによる地域活動の延べ回数	350回	増加	増加
地域（民生委員、近隣住民、友人・知人）からの相談延べ件数	590件	650件	700件
担当課	中央地域包括支援センター		

施策 1106 いのちとこころの支援事業

施策事業の内容と計画期間の取組	自殺の要因となる「孤立感」や「孤独感」は、現代社会（地域・家族・学校・職場・仲間など）の「関係性（つながり）の希薄さ」が生んでいることから、生きる原動力「つながり」を生み出すためのネットワークづくりに取り組みます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業開催回数 事業参加人数	4回以上 150人以上	4回以上 150人以上	4回以上 150人以上
担当課	健康増進課		

施策 1107 セルフ・ネグレクト対策

施策事業の内容と計画期間の取組	市民が尊厳を持ちながら暮らしていくことのできる地域社会を目指して、孤立死や市民の個人衛生及び公衆衛生の悪化、不適切な住環境につながるおそれのあるセルフ・ネグレクトについて、高齢者虐待に準じて対応します。 また、包括的な連携体制の推進、地域における見守り体制の構築、アウトリーチによる発見・支援に向けた取組などを実施します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者のセルフ・ネグレクト認定者に対する深刻度の軽減に向けた支援	実施	実施	実施
担当課	社会福祉課・高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		



介護と仕事の両立に関する相談について

ともづな（浦安市地域包括支援センター）では、高齢者の介護・介護予防などに関する相談のほか、介護と仕事の両立をサポートするための相談に応じています。

平日はお仕事などで相談できない方のために、土、日、祝日に開所している地域包括支援センターで、お住まいの地区に関わらず、相談をお受けしています。お気軽にご利用ください。

ともづな(浦安市地域包括支援センター)

連絡先	担当圏域	開所日・窓口時間	
① ともづな中央 猫実1-1-1 市役所3階 047-381-9037	猫実 1.2 丁目 堀江 富士見 鉄鋼通り 港・千鳥	月～金曜日 8:30～17:00	祝日・ 年末年始(12/28～1/3)除く ※④ともづな富岡のみ祝日開所
②ともづな浦安駅前 北栄1-1-16 047-351-8950	猫実 3～5 丁目 当代島 北栄	月～土曜日 9:00～17:00	
③ともづな新浦安 入船 1-2-1 新浦安駅前プ ラザ マーレ2階 047-306-5171	海楽 入船 美浜	日～金曜日 9:00～17:00	
④ともづな富岡 富岡 3-1-9 047-721-1027	東野 富岡 今川 弁天 舞浜	月～金曜日・祝日 (土日が祝日 の場合は開所) 9:00～17:00	
⑤ともづな富岡東野支所 東野 3-4-11 ASMACHI 浦安1階 047-314-1085		月～金曜日 9:00～17:00	
⑥ともづな高洲 高洲 5-3-2 エスレ高洲内 047-382-2424	明海 日の出 高洲	月～土曜日 9:00～17:00	

(2) 地域との連携

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症になった高齢者が増加する中で、社会の中で孤立しないよう、行方不明などで支援を必要とする高齢者の早期発見につながるよう、高齢者の見守りなど地域住民や事業者などの参加を図りながら、高齢者を支える地域のネットワークの充実を図ります。

施策 1201 高齢者見守りネットワーク事業

施策事業の内容と計画期間の取組	浦安警察署や協力事業者、協力団体と覚書を交わし、日常の業務や生活の中で「さりげない見守り」活動を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
覚書締結事業者	60 事業所	62 事業所	64 事業所
担当課	高齢者福祉課		

施策 1202 SOSネットワーク・認知症行方不明高齢者お知らせメール事業

施策事業の内容と計画期間の取組	行方不明高齢者を早期発見・保護するため、市と浦安警察署が中心となる SOS ネットワークにて協力団体に対し発見依頼を行うほか、家族からの希望があった場合に、「市の重要なお知らせ情報」をメール又は LINE で配信します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市の重要なお知らせ配信サービス（防犯情報）メール LINE 合計登録者数	16,000 人	16,500 人	17,000 人
担当課	高齢者福祉課		

施策 1203 浦安アートプロジェクト「浦安藝大」

施策事業の内容と計画期間の取組	東京藝術大学と連携し、市民とともにアートによって新たな価値の創出やまちの魅力の向上、地域や社会の課題解決のきっかけづくりを行います。 令和5年度から令和7年度において、「高齢化と孤立」を課題として、その解決に向けたきっかけづくりのためのワークショップなどを行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
課題に焦点をあてたワークショップなどの開催数	3回	3回	—
担当課	生涯学習課、高齢者福祉課、高齢者包括支援課		

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と担い手の養成【重点施策2】

高齢者の増加に伴い、増大する介護サービスに対応するため、介護職への就業機会の提供や介護職員の知識や技能の習得支援など、介護人材の確保に取り組みます。

また、介護従事者へのカスタマーハラスメント（利用者、家族者からのクレーム）に係る相談支援を行っており、こうした支援を継続させることで、介護人材の定着、離職防止を図っていきます。

その他、市民が自らの特性・強みを活かし、担い手として活躍できるよう、まちづくり活動に必要な知識や技能を学ぶ機会を提供します。

達成度を測る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
介護事業所が円滑な事業運営を進めていくうえで「人材の確保が困難」と回答した割合	87.4%	減少	令和4年度 浦安市介護保険 基礎調査
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動に「お世話係」としての参加意向	47.3%	増加	令和4年度 浦安市日常生活圏 域二ーズ調査

施策 1301 福祉分野に特化した就職面接会の開催

施策事業の内容と計画期間の取組	担い手不足が続いている介護、医療、保育の福祉分野について、人材の安定的な確保や潜在的有資格者の就職促進を図るため、市川公共職業安定所、市川市、浦安市の共催により、「福祉のしごと就職面接会」を開催します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就職面接会参加者数	53人	53人	53人
担当課	商工観光課		

施策 1302 介護職員研修費用等助成事業

施策事業の内容と計画期間の取組	介護事業所の職員が、業務に関する研修（介護職員初任者研修課程など）を受講した場合に、その受講料の助成を行うことにより、技術習得のための研修受講環境を整えます。 また、現在勤務している職員にも周知することで、技術取得の環境も整備していきます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請者数（研修修了者数）	10人	12人	14人
担当課	介護保険課		

施策 1303 介護従事者宿舎借り上げ支援事業

施策事業の内容と計画期間の取組	介護事業者が市内の宿舎を借り上げ、介護職員に居住させている場合にその費用の一部を助成することで、介護人材の確保及び離職防止を図り、働きやすい環境を整備します。補助金の取得促進を図るとともに、多職種の介護従事者確保のため、対象職種の見直しや検討を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請人数	30人	35人	40人
担当課	介護保険課		

施策 1304 市民大学校運営事業

施策事業の内容と計画期間の取組	市民自らが地域に貢献する担い手として活躍できるよう、まちづくり活動に必要な知識や技能を学ぶ機会を提供します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座回数	15回	15回	15回
担当課	市民大学校		

施策 1305 介護支援専門員の資格更新費用の助成事業

施策事業の内容と計画期間の取組	介護職員の定着・離職防止のため、介護支援専門員の資格更新費用の助成事業を実施します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
制度継続	実施	実施	実施
担当課	介護保険課		

施策 1306 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

施策事業の内容と計画期間の取組	地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例などへの指導・助言を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジメントスキルアップ勉強会開催回数	2回	2回	2回
ケアマネジメントスキルアップ勉強会延べ参加人数	70人	70人	80人
担当課	中央地域包括支援センター		

(4) 認知症施策の推進【重点施策3】

「浦安市認知症とともに生きる基本条例」に基づき、認知症の人及びその家族などを含む誰もが、住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現できるよう、認知症の人やその家族の思いの発信支援、認知症とともに生きることについての理解促進、認知症の人が地域の中で生活しやすい環境づくりを推進します。

達成度を測る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
自分が認知症になった場合に周囲に自分が認知症であることを伝えてもよいと思う割合	61.2%	増加	令和4年度 浦安市高齢者 等実態調査

施策 1401 本人ミーティングの開催

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症の人の声に耳を傾け、認知症の本人を中心に考える地域社会を推進するため、認知症の人本人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」を開催します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本人ミーティングの回数	12回	12回	12回
担当課	高齢者包括支援課		

施策 1402 若年性認知症の人の集いの開催

施策事業の内容と計画期間の取組	若年性認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進するため、若年性認知症の人の集いを開催します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
若年性認知症の人の集い開催回数	20回	20回	20回
担当課	高齢者包括支援課		

施策 1403 認知症家族交流会の開催

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症の人の家族の不安や悩みを軽減するため、認知症に関する情報交換や相談を行う交流会を開催します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族交流会延べ参加者数	70人	75人	80人
担当課	高齢者包括支援課		

施策 1404 認知症カフェ*の支援

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症の人やその家族が、地域住民や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場となる認知症カフェの取組を推進するため、運営費の助成や周知などの支援を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェの設置数	5箇所	5箇所	5箇所
担当課	高齢者包括支援課		

施策 1405 チームオレンジの設置

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症になっても暮らしやすいまちづくりを推進していくため、認知症サポーター*ステップアップ講座を開催し、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み（チームオレンジ）づくりに取り組みます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジ設置	1箇所	増加	増加
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 1406 認知症高齢者を見守る地域づくりの推進

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者の情報を、事前に家族からの提供を受け、浦安警察署と市で共有し、本人の早期発見と家族の精神的負担の軽減に努めます。 また、QRコード付ラベルシールの配布・周知を通して、地域全体で見守る仕組みづくりに努めます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者保護情報共有サービスの登録者数	55人	60人	65人
担当課	高齢者福祉課		

施策 1407 認知症普及啓発

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、広い世代に認知症について知ってもらうため、認知症の人・家族などの意見を聴きながら、講演会やイベント、認知症パネル展などによる普及啓発を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
普及啓発実施	実施	実施	実施
担当課	高齢者包括支援課		

施策 1408 認知症サポーター養成講座

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症に関する正しい知識を持つ人を増やすため、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーター養成講座を市民、児童、企業、庁内職員などに実施します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター新規養成者数	1,700人	1,750人	1,800人
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 1409 認知症とともに生きるまちづくり応援店登録

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症サポーターがいることを市民に知っていただくため、認知症サポーター養成講座を受講した企業などを対象にステッカーの交付を行います。 また、ステッカーを交付している企業名を浦安市のホームページに掲載します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規登録店舗数	20 事業所	20 事業所	20 事業所
担当課	高齢者包括支援課		

施策 1410 認知症初期集中支援推進事業

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることのできるよう、医療機関への受診や介護サービス利用につながっていない認知症の人やその家族に対し「認知症初期集中支援チーム※」が支援するとともに、相談窓口である地域包括支援センターの周知を積極的に行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症に関する地域での普及啓発の取組実績件数	検討件数：10 件	検討件数：12 件	検討件数：15 件
介入後必要な医療もしくは介護サービスにつながった件数の割合	・介入後の医療の導入 80% ・介入後の介護サービスの導入 70%	・介入後の医療の導入 80% ・介入後の介護サービスの導入 70%	・介入後の医療の導入 85% ・介入後の介護サービスの導入 75%
担当課	中央地域包括支援センター		

施策 1411 認知症地域支援推進員の配置

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症の人やその家族を支援する地域体制を構築するため、多世代への認知症の普及啓発や認知症の人・家族の支援などを行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターや介護事業所などに配置します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員の配置	配置	配置	配置
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 1412 認知症総合施策検討委員会

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症施策の推進に関し必要な事項を協議・評価するため、浦安市認知症総合施策検討委員会を開催します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症総合施策検討委員会開催回数	2回	2回	2回
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 1413 認知症施策推進基本計画の策定

施策事業の内容と計画期間の取組	共生社会の実現を推進するための認知症基本法や、浦安市認知症とともに生きる基本条例に基づき、認知症の本人、家族などの意見を聴きながら、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浦安市認知症施策推進基本計画の策定	調査・検討	策定	—
担当課	高齢者包括支援課		

📢 施策 1401 本人ミーティングの開催

認知症の本人同士が、日常生活のことや認知症のことなどを語り合う本人ミーティングを月1回開催しています。



【本人ミーティングで話し合ったこと(一部ご紹介)】

- なんでもやってもらうばかりじゃなくて、自分で考え、自分でできることを続けることが大事よね。
- 「認知症の人」と言われると、「そうでない人」と区別・差別されている気持ちになる。年をとれば多くの人がなる自然現象なんだと思う。



施策 1409 認知症とともに

生きるまちづくり応援店登録



認知症サポーター養成講座を受講した企業を認知症とともに生きるまちづくり応援店として登録し、市ホームページなどで、認知症に理解のある店舗として紹介しています。

(5) 多様な住まいの場の確保

希望する住まい方ができるよう、住み替え費用の助成や介護施設の整備など、高齢者一人ひとりの状況やニーズに見合った住まいの確保のための支援に取り組めます。

また、住宅確保要配慮者[※]の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、不動産関係団体との連携強化や賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供など住宅確保要配慮者が入居しやすい環境づくりを推進します。

施策 1501 高齢者世帯住み替え費用の助成

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者が安定した居住を確保することができるよう、取り壊しによる立ち退きや、階段を上れないなどの理由で住み替えが必要な高齢者に対し、住み替えに必要な費用の一部を助成します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数	2件	3件	3件
担当課	高齢者福祉課		

施策 1502 介護施設等の整備

施策事業の内容と計画期間の取組	住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護施設などの整備にあたっては、今後の認定者やサービス利用の増加を踏まえ、認知症対応型共同生活介護サービス提供事業所などの整備や地域密着型サービス [※] の充実を進めます。 また、特別養護老人ホームについては、需要と供給のバランスを考慮しながら引き続き検討します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
整備数	0	認知症対応型共同生活介護：1事業所	0
担当課	介護保険課		

施策 1503 分譲集合住宅の適正管理等の推進

施策事業の内容と計画期間の取組	分譲集合住宅の管理の適正化や長寿命化に向けた取組が推進されるよう、情報提供や啓発事業の充実を図ります。
担当課	住宅課

施策 1504 住宅セーフティネットの構築

(市営住宅の有効活用)

施策事業の内容と計画期間の取組	住宅セーフティネットの中心的役割を担っている市営住宅については、高齢者世帯、障がい者世帯などの特に居住の安定の確保が必要な世帯が入居できるよう、入居の公平性を確保し、限られた市営住宅ストックを有効活用します。 また、浦安市公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化工事を計画的に実施するとともに、適切な点検・修繕を行い、市営住宅の適正管理を推進します。
担当課	住宅課

施策 1505 住宅セーフティネットの構築

(不動産関係団体等との連携強化)

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を図るため、宅地建物取引業者や管理会社などの不動産関係団体とのネットワークを構築します。 また、セーフティネット住宅の登録制度への理解と登録を促進するため、民間賃貸住宅の家主や不動産関係団体に対し、登録制度の内容や登録住宅の改修への経済的支援など、住宅確保要配慮者が入居しやすい民間賃貸住宅に関する制度の周知と推進を図ります。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
不動産関係団体などとの情報交換の場	1回	1回	1回
担当課	社会福祉課・住宅課		

施策 1506 住宅改修費の助成

施策事業の内容と計画期間の取組	介護保険制度の住宅改修に上乗せし、居住している住宅に手すりの取付けや段差の解消などの改修が必要と認められる場合に改修費用の一部を助成します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	108件	110件	112件
担当課	高齢者福祉課		

(6) 外出しやすいまちづくり

高齢者が気軽に外出できるよう、公共施設のバリアフリーの整備など活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、快適で使いやすい道路の整備や利用者に配慮した移動手段の確保に取り組めます。

施策 1601 安全な道路環境の充実

施策事業の内容と計画期間の取組	計画的な維持修繕や道路環境の改善を通して、高齢者をはじめとする誰もが移動しやすい道路整備に努めます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
改良工事に伴う歩道整備の実施数	1箇所	1箇所	1箇所
担当課	道路整備課		

施策 1602 バリアフリー化された生活環境の充実

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者や障がい者が安心して外出し、積極的に社会と関わり、地域社会の一員として役割を担えるよう、「バリアフリー法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」などを踏まえ、既存の公共施設についてバリアフリー化に努めるほか、新規の施設についてもユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を努めます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公共施設のバリアフリー推進件数	3件	5件	5件
担当課	営繕課		

施策 1603 安心安全に利用できる施設の整備

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者、障がい者などの自立した日常生活及び社会生活を確保するため、不特定多数の人が利用する建築物で、一定規模以上のものについては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動円滑化基準適合審査及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく届出書の審査、不適合建築物への指導を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
千葉県福祉のまちづくり条例届出書の適合率	100%	100%	100%
担当課	建築指導課		

施策 1604 コミュニティバスの運行

施策事業の内容と計画期間の取組	移動手段の確保や公益施設のアクセス性の向上を図るため、コミュニティバス（おさんぽバス）を運行します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用者数	1,735,241人	1,740,241人	1,745,241人
担当課	都市計画課		

施策 1605 バス乗務員確保支援事業

施策事業の内容と計画期間の取組	路線バスの安定した運行の継続を行うため、乗務員確保に取り組むバス事業者に対し、乗務員確保支援補助金を交付します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
乗務員確保支援補助金の交付	実施	実施	—
担当課	都市計画課		

施策 1606 大型バスの貸出し

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者の社会参加を促進するため、運転手付きの大型バスを貸し出します。 また、利用方法について周知を図ります。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	200回	200回	200回
担当課	高齢者福祉課		

(7) 適正な介護保険制度の充実と円滑な運営

介護給付適正化に取り組むことにより給付費の増加を抑制し、安定的な事業運営を確保します。

また、介護サービス事業者に対する指導・監査を実施し、適切なサービスの提供及び質の向上を図り、介護が必要な方が安心して利用できる環境づくりに取り組めます。

施策 1701 介護保険サービスの充実

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>介護保険施策を検討するため、介護保険事業計画の進捗状況の把握・検証を行います。</p> <p>また、課題抽出や施策検討について介護保険運営協議会に諮ることにより、専門的な見地からの意見などを反映します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証回数	2回	2回	2回
担当課	介護保険課		

施策 1702 要介護認定に関する適正化

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>介護認定審査会は認定審査件数の増加に合わせ、認定審査会を増やすなど、引き続き適正に開催していきます。</p> <p>認定調査員については、定期的に行われている研修やeラーニングを受講し、認定調査の質の向上に努めます。</p> <p>また、認定審査会事務局において、認定調査票の基本調査項目と特記事項の整合性や判断基準などを全件点検、確認し、円滑な介護認定事務を継続していきます。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会受講回数	2回	2回	2回
担当課	介護保険課		

施策 1703 介護サービスの適正化

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>介護サービスが適正な内容・適切な量で提供されていることを確認するため、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対するケアプラン※チェックを行います。</p> <p>また、必要に応じ、福祉用具・住宅改修の利用状況に関して点検を行います。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランチェック実施事業所数	4事業所	6事業所	8事業所
担当課	介護保険課		

施策 1704 事業者や報酬請求に関する給付適正化

施策事業の内容と計画期間の取組	市が所管する介護サービス提供事業所（指定地域密着型サービス事業所及び介護支援事業所）への指導・監査を実施し、適正なサービス提供がなされるよう監督に努めます。 また、審査支払機関（国保連）作成のデータを用いて、不当請求事業者の抽出及び指導、医療保険と介護保険の重複請求の確認を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営指導実施事業所数	6事業所	8事業所	10事業所
担当課	介護保険課		

施策 1705 受給者の視点に立った給付適正化

施策事業の内容と計画期間の取組	事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況などの情報を提供することにより、受給者は自身が利用しているサービスの内訳や内容を改めて確認することができ、適切なサービス利用の促進や、介護保険制度への正しい理解に繋がります。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費通知発送	実施	実施	実施
担当課	介護保険課		

施策 1706 千葉県国民健康保険団体連合会と連携した給付適正化

施策事業の内容と計画期間の取組	介護給付適正化に係る縦覧点検及び医療情報との突合について、千葉県国民健康保険団体連合会と連携して適切に実施していきます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費通知発送	実施	実施	実施
担当課	介護保険課		

(8) 感染症対策の推進

「浦安市感染症の予防及びまん延の防止に関する基本条例」などにに基づき、様々な感染症に対する備えとして、予防接種の実施や感染症拡大防止のため情報提供・周知、感染症拡大時における介護保険事業所などへの支援を行います。

施策 1801 介護事業所等への感染症拡大防止のための感染予防対策

施策事業の内容と計画期間の取組	介護事業所などが、感染症発生時においても継続的にサービス提供をできるよう、感染症対策の留意点などについての情報提供を行い、また、必要に応じて感染予防物品（マスクや消毒薬など）を速やかに配布できるよう取り組みます。
担当課	介護保険課

施策 1802 感染症拡大防止のための高齢者への情報提供・周知

施策事業の内容と計画期間の取組	感染症の拡大防止のため、国、県など関係機関と連携し、広報紙やホームページを利用して感染症の情報提供・周知に努めます。
担当課	健康増進課

施策 1803 高齢者の予防接種

施策事業の内容と計画期間の取組	インフルエンザ、肺炎球菌など、感染による重篤化防止のため、市の指定医療機関において、各種予防接種を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
接種率	高齢者インフルエンザ予防接種率： 60%以上 高齢者肺炎球菌ワクチン接種率： 17%以上	高齢者インフルエンザ予防接種率： 60%以上 高齢者肺炎球菌ワクチン接種率： 17%以上	高齢者インフルエンザ予防接種率： 60%以上 高齢者肺炎球菌ワクチン接種率： 17%以上
担当課	健康増進課		

基本目標 2 自分らしく豊かな生活を送るために（自立）

いつまでも住み慣れた地域で自立して生活が送れるよう、元気なうちから生活習慣病予防などの健康づくりに取り組むことが必要です。

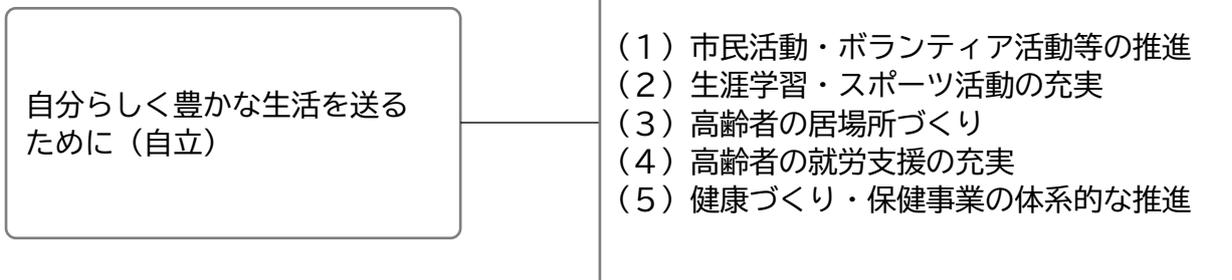
また、高齢者が明るく活力に満ちた生活を送るためには、生きがいを見出し、持ち続けることが必要です。

そのため、生涯学習、高齢者の居場所づくり、健康づくりなど自分らしく豊かな生活を送るための取組を推進します。

【施策の展開】

（基本目標）

（取組の柱）



（1）市民活動・ボランティア活動等の推進

高齢者が地域と主体的に関わり、市民活動やボランティアなどの社会参加を通じて、健康で生きがいのある豊かな生活につながる取組を推進します。

施策 2101 市民活動団体への支援

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者の市民活動や活動への参加促進のため、市民活動センターで、団体の立ち上げ支援や団体の基盤強化及び活性化に向けた支援などを行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民活動センター主催事業の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> ・団体応援講座 ・まちづくり講座 ・まちづくりフェスタwith ・うらやすNPO※ウィーク <p style="text-align: center;">各1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体応援講座 ・まちづくり講座 ・まちづくりフェスタwith ・うらやすNPOウィーク <p style="text-align: center;">各1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体応援講座 ・まちづくり講座 ・まちづくりフェスタwith ・うらやすNPOウィーク <p style="text-align: center;">各1回</p>
担当課	市民参加推進課		

施策 2102 高齢者支え合いサロン活動及び担い手育成の支援

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者同士が支え合うサロン活動を提供し、また、サロン活動の担い手を育成する研修を行う団体に対して補助金を交付します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助金交付サロン数	10 か所	11 か所	12 か所
担当課	高齢者福祉課		

施策 2103 ボランティア活動の担い手拡充

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>高齢者の社会参加促進及び介護予防を推進するため、ボランティア活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催し、市民が社会参加しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>また、浦安市ボランティア連絡協議会と連動しながら、ボランティアの普及啓発活動を活発的に行い、ボランティアセンター登録団体ならびに登録活動者が増加する働きかけを強化します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア体験講座参加者数	50 人	60 人	70 人
担当課	浦安市ボランティアセンター		

(2) 生涯学習・スポーツ活動の充実

生きがいづくりや介護予防、生活の質の向上を図るため、生涯学習の機会を提供します。

また、高齢者の自主的な文化、芸術、スポーツ活動を支援するとともに、世代間交流の促進を図ります。

施策 2201 出前講座の充実

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>高齢者をはじめとする市民の多様な生涯学習ニーズに対応するため、全部で 56 講座の多岐にわたるテーマを用意しています。</p> <p>また、市の職員が直接サークル、自治会、老人クラブなどに出向き、地域に密着した講義などを行うことにより、生涯学習を通じた街づくりを推進します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座の開催回数	46回	48回	50回
担当課	生涯学習課		

施策 2202 文化・芸術活動の推進

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>高齢者も積極的に参加できるよう、内容を考慮した芸術や美術などの文化事業を行います。</p> <p>文化・芸術の公演などについて、高齢者をはじめ市民の誰もが世代を超え、交流やふれあいを通じて、互いに学びあえるような事業を行ってきましたが、今後も多くの高齢者が関心を持ち、鑑賞・参加できるよう努めます。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者の鑑賞、参加可能な事業数	3回	3回	3回
担当課	生涯学習課		

施策 2203 郷土博物館での世代間交流活動の促進

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>博物館の活動に協力している、博物館ボランティア「もやいの会」と、3つの文化団体が、子どもや若い世代に対し、浦安に伝わる伝統的な文化や技を実演・体験を通して伝え、郷土の歴史と文化への理解を深めるとともに、世代間の交流を図ります。</p> <p>また、博学連携事業においても、幼児・児童・生徒に対し、体験学習を通して、学習指導や支援を行い、子どもたちのふるさと浦安に対する郷土愛の醸成に寄与しながら、世代間の交流を図ります。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア登録者数 ・延べ協力者数 ・体験事業など実施回数	150人 90回	増加	増加
担当課	郷土博物館		

施策 2204 公民館での生涯学習の提供

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>高齢者のニーズに応じた生きがいづくりや地域活動を促す取組を実施します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業開催数	①全館各1回/週 ②5回以上/年	①全館各1回/週 ②5回以上/年	①全館各1回/週 ②5回以上/年
担当課	公民館		

施策 2205 生涯スポーツの推進

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>より多くの市民が、自らの目的に向けてスポーツに親しみ、心身ともに明るく健康で生きがいのある生活を送れるよう、年齢や性別、障がいの有無、ライフスタイルやスポーツの関心の度合いなどに基づく多様なニーズに応じたスポーツ機会を提供します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浦安スポーツフェア参加者数	10,000人	10,000人	10,000人
担当課	市民スポーツ課		

施策 2206 高齢者がスポーツに親しめる環境づくり

施策事業の内容と計画期間の取組	年齢や性別、障がいの有無、ライフスタイルなどにかかわらず、市民の誰もがスポーツに取り組むことができるよう、学校・地域などと連携し、既存のスポーツ施設の効果的な活用やオープンスペースの活用など、スポーツに取り組むことができる環境の充実を図ります。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用可能施設数	53 施設	53 施設	53 施設
担当課	市民スポーツ課		

施策 2207 図書館サービスの充実

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者福祉施設への図書の貸し出しや、通常の図書の利用が困難な方のための大活字本の収集などを行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大活字本の継続的収集	60 冊	60 冊	60 冊
担当課	中央図書館		

施策 2208 デジタル機器活用の支援

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者や障がいのある方がデジタル機器を活用し、必要な情報を得られるよう、デジタル機器の講習会・相談会の開催に取り組みます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習会・相談会の開催	実施	実施	実施
担当課	高齢者包括支援課、障がい事業課		

(3) 高齢者の居場所づくり

高齢者のつながりや健康づくり活動ができる拠点としての老人クラブ、老人福祉センターへの支援を通じ、高齢者の外出のきっかけづくりを行うとともに、多種多様な主体による通いの場を創出し、高齢者の社会貢献活動や生きがいづくりの支援に取り組めます。

施策 2301 老人クラブの活動支援

施策事業の内容と計画期間の取組	老人クラブ連合会と連携して、地域の単位老人クラブが、文化・健康・スポーツなどの様々なサークル活動や地域奉仕活動を活発に行えるよう支援します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
単位老人クラブ活動延べ回数	8,200回	8,300回	8,400回
担当課	高齢者福祉課		

施策 2302 老人クラブ会館の維持管理

施策事業の内容と計画期間の取組	老人クラブ活動を円滑に行えるよう、老人クラブ会館の維持管理を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ会館の数	38棟	40棟	40棟
担当課	高齢者福祉課		

施策 2303 老人福祉センターの充実

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者の生きがいづくりや利用者同士の交流、生活・健康相談、介護予防プログラムを行います。 また、新たな利用者が利用しやすいよう一般開放事業や見学会を開催し、周知を図ります。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1日平均利用者数	500人	550人	600人
担当課	高齢者福祉課		

(参考) 前ページ施策 2301～2303 以外の高齢者の居場所と関係する施策(例)

◆認知症の人の交流の場

P54 施策1401「本人ミーティングの開催」

P55 施策1404「認知症カフェの支援」

◆ボランティア活動や市民活動を行う場

P66 施策2101「市民活動団体への支援」

P67 施策2103「ボランティア活動の担い手拡充」

◆生涯学習・スポーツ活動の場

P68 施策2201「出前講座の充実」

P68 施策2202「文化・芸術活動の推進」

P69 施策2203「郷土博物館での世代間交流活動の促進」

P69 施策2204「公民館での生涯学習の提供」

P69 施策2205「生涯スポーツの推進」

P70 施策2206「高齢者がスポーツに親しめる環境づくり」

P70 施策2207「図書館サービスの充実」

◆介護予防活動に関する参加・交流の場

P79 施策3104「介護予防推進事業（浦安介護予防アカデミア）」

P79 施策3105「通いの場の充実」

◆高齢者の社会参加を支援する場

P81 施策3201「生活支援体制整備の充実（生活支援コーディネーター
の配置）」

P82 施策3202「生活支援体制整備の充実（地域支え合い会議（協議体）
の開催）」

(4) 高齢者の就労支援の充実

就労意欲のある高齢者が就労できる環境づくりに取り組みます。

あわせて、就労の機会を充実させることで、高齢者の生きがいの創出や生活の質の向上を図ります。

施策 2401 高齢者就労相談・紹介

施策事業の内容と計画期間の取組	市川公共職業安定所と浦安市の共同運営による浦安市ふるさとハローワークにおいて、「求職相談・職業紹介」を行うとともに、求職活動をする上で抱える様々な問題の解決を支援するため、専門相談員（キャリアコンサルタント）による「就労相談」を実施します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浦安市ふるさとハローワークを通じた就業者数	380人	380人	380人
担当課	商工観光課		

施策 2402 高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金の活用促進

施策事業の内容と計画期間の取組	高年齢者や心身障がい者の雇用の機会の増大を図ることを目的に「高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金」を交付し、高年齢者の就労意欲や能力に応じて就労できる環境を整えていきます。 また、本制度のPRなどを通じて更なる利用促進に努めます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高年齢者雇用促進奨励金申請件数	55件	74件	100件
担当課	商工観光課		

施策 2403 シルバー人材センター※の充実

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者が多様な働き方で活躍し続けられる場のひとつとしてさらなる周知を図るほか、様々な方面の就業機会について検討します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数	310人	320人	330人
担当課	高齢者福祉課		

(5) 健康づくり・保健事業の体系的な推進

高齢者が元気なうちから自らの健康づくりに取り組めるよう、健康情報の発信など、普及啓発に取り組みます。

特に、後期高齢者は、体重・筋肉量の減少を主因とし、身体活動量や活力の低下などのフレイル*が顕著になり始めることから、健康診査の際に高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するための質問票を用いた問診を実施し、健康づくりや介護予防のための必要な情報提供や支援を行います。

また、様々な疾病の早期発見・早期治療のため、各種健診などの実施や、生活習慣病予防のための取組を行います。

さらに、各種がん検診における受診率の向上やがん患者への支援を行います。

施策 2501 地域健康づくり事業

施策事業の内容と計画期間の取組	地域のあらゆる社会資源やネットワークを通して、健康づくりや生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報発信の件数	12件	12件	12件
事業の開催回数	100回	100回	100回
事業参加人数 参加者数	5,000人	5,000人	5,000人
担当課	健康増進課		

施策 2502 各種がん検診

施策事業の内容と計画期間の取組	がんの早期発見・早期治療につなげるため、各種がん検診を実施します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
がん検診受診率	胃がん検診 10.2% 肺がん検診：9.9% 大腸がん検診 9.6% 子宮がん検診： 26.3% 乳がん検診： 17.7%	増加	増加
担当課	健康増進課		

施策 2503 各種健康診査

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療につなげるため、特定健康診査を実施します。</p> <p>フレイルなどの高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、疾病の重症化及び介護予防につなげるため、後期高齢者健康診査を実施するとともに、後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防を目的とした後期高齢者歯科口腔健康診査を実施します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国民健康保険特定健康診査受診率	41.5%	増加	増加
後期高齢者健康診査受診率	43.5%	増加	増加
後期高齢者歯科口腔健康診査受診率	12.0%	増加	増加
担当課	健康増進課・国保年金課		

施策 2504 特定保健指導の実施

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>生活習慣病を予防するため、本市の国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な被保険者に対し、特定保健指導を実施します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定保健指導実施率	15.0%	増加	増加
担当課	国保年金課		

基本目標3 健康を維持してよりよく生きていくために (総合事業・要支援)

高齢者人口は年々増加し、要支援・要介護認定者数のさらなる増加が見込まれます。健康寿命を延伸し、住み慣れた地域でいきいきと心豊かな生活を続けるためには、元気なうちから健康に対する意識を高め、継続的に健診を受診して生活習慣病などを予防するとともに、定期的な運動習慣を身に付けることが求められます。

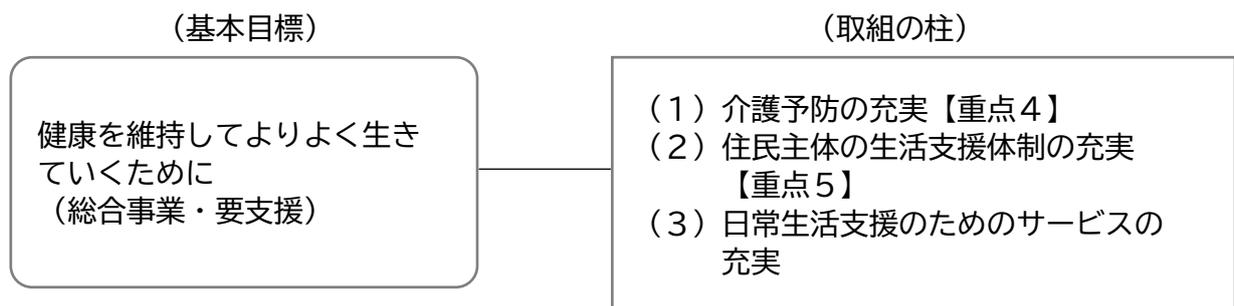
また、高齢期になると、加齢に伴い地域活動への参加が難しくなることが想定されます。さらに、単身高齢者世帯の増加や生活様式の多様化などに伴う地域生活における日常的なかかわりの機会の減少などから、地域における人と人とのつながりが希薄化しているおそれがあります。

そのため、老人クラブや地域のサロン、身近な場所での居場所づくりなどの活動により、困りごとを近隣に相談できる関係づくりが大切です。

さらに、介護保険サービスだけでなく、高齢者を含む地域住民や民間企業など、多様な主体が日常生活支援の担い手となる、地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。

そのため、介護予防の充実や、住民主体の生活支援体制の充実により、健康を維持してよりよく生きていくための取組を推進します。

【施策の展開】



(1) 介護予防の充実【重点施策4】

総合事業対象者及び要支援者に対し、効果的な介護予防ケアマネジメント※と自立支援に向けたサービスが提供されるよう、各種事業の充実を図り、要介護認定を受け高齢者の増加や重度化の予防につなげていきます。

また、住民運営の通いの場を充実・拡大することで、身近な場所で高齢者が集い、担い手側あるいは参加者として介護予防活動ができる環境の整備・充実を図ります。

さらに、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、地域における医療・介護の連携を一層推進します。

達成度を測る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
介護予防に取り組みたい市民の割合	78.5%	増加	令和4年度 浦安市高齢者 等実態調査

施策 3101 保健事業と介護予防の一体的実施

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、医療専門職を配置し、医療・介護に関するデータの分析を通じて地域の健康課題を把握します。具体的な健康課題を抱える高齢者に対しアウトリーチ支援を行いながら必要な医療・介護サービスにつなげ、また、地域の医療関係団体と連携を図りながら、医療専門職が介護予防に資する通いの場などへ積極的に関与するなど、保健事業と介護予防を一体的に実施します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症化予防事業の実施	重症化予防事業の検討と準備	重症化予防事業の実施	重症化予防事業の実施・評価
個別支援した高齢者数	実施計画に応じた取組	実施計画に応じた取組	実施計画に応じた取組
通いの場などへ医療専門職が関与した回数	150回	155回	160回
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター・健康増進課・国保年金課		

施策 3102 介護予防普及啓発事業

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>介護予防に関する知識や技術を幅広く周知し、取組への意識を高めるための啓発を行います。公共施設や医療機関、教室やイベントなど様々な場所でのパンフレット配布のほか、パネル展示やオンラインなどの方法で周知を行います。</p> <p>また、介護予防教室や出前講座などを開催し、参加された方が地域活動につながるような体制を整備します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護が必要な状態にならないために、介護予防の取組が効果的であると知っている割合	70%	70%	70%
介護予防に関する教室、出前講座、講演会などの延参加者数	700人	700人	700人
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 3103 地域リハビリテーション活動支援事業

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーション専門職が地域ケア会議（自立支援会議）、サービス担当者会議に出席するほか、通所・訪問介護事業所職員への助言や住民運営の通いの場に関与します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防支援、介護予防ケアマネジメント新規受付者のうち多様なサービス（訪問・通所A-D）の利用割合	8%	9%	10%
リハビリテーション専門職による同行訪問の回数	15回	17回	20回
担当課	高齢者包括支援課		

施策 3104 介護予防推進事業（浦安介護予防アカデミア）

施策事業の内容と計画期間の取組	介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防教室などを実施している市民団体浦安介護予防アカデミアの活動を支援し、浦安介護予防アカデミアとともに介護予防教室や介護予防の普及啓発を実施していきます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動回数	2,000回	2,000回	2,000回
延べ参加者数	22,000人	22,000人	22,000人
担当課	高齢者包括支援課		

施策 3105 通いの場の充実

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者の介護予防の推進及び担い手としての社会的役割、住民相互の支え合い地域づくりを目指し、通いの場への参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう、地域ケア会議や地域支え合い会議（協議体）の機能を活用しながら、新たな通いの場の創設など、介護予防に資する住民主体の通いの場の充実に取り組みます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場運営費補助金交付決定数	3箇所	3箇所	3箇所
月一回以上開催する、住民主体の通いの場の数	115箇所	118箇所	120箇所
担当課	高齢者包括支援課		

施策 3106 通所型サービスA（緩和した規準によるサービス）

施策事業の内容と計画期間の取組	要支援認定者または基本チェックリストにより総合事業対象者と判定された方に、要介護状態になることを予防するためのデイサービスを提供します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用実人数	3人	3人	3人
事業所数	1箇所	1箇所	1箇所
担当課	高齢者包括支援課		

施策 3107 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

施策事業の内容と計画期間の取組	要支援認定者または基本チェックリストにより総合事業対象者と判定された方に、短期間、保健医療専門職（リハビリテーション専門職など）が通所の方法により、生活行為を改善するためのプログラムなどを提供します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規利用者数	25人	28人	31人
サービス終了時の評価が維持・改善の人の割合	75%	75%	75%
担当課	高齢者包括支援課		

施策 3108 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

施策事業の内容と計画期間の取組	要支援認定者または基本チェックリストにより総合事業対象者と判定された方に、短期間、保健医療専門職（リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士）が居宅に訪問し、生活行為を改善するためのプログラムなどを提供します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規利用者数	8人	9人	10人
サービス終了時の評価が維持・改善の人の割合	85%	85%	85%
担当課	高齢者包括支援課		

(2) 住民主体の生活支援体制の充実【重点施策5】

生活機能の低下がみられる支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で孤立せず自立した日常生活を送るために、市と生活支援コーディネーターと連携して地域の課題を話し合う地域支え合い会議（協議体）を充実させ、市民や企業、大学、NPO、老人クラブ、民生委員・児童委員※、自治会などの多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援します。

達成度を測る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
住民主体の支え合いの仕組みに参加・協力したい人の割合	75.4%	増加	令和4年度 浦安市高齢者等実態調査

施策 3201 生活支援体制整備の充実

(生活支援コーディネーターの配置)

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、①地域に不足するサービスの創出、担い手の養成などの資源開発、②関係者間のネットワークの構築・連携・協働の体制づくり、働きかけ、③地域の支援ニーズとサービス主体の活動のマッチングなどの活動を推進します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門職や地域住民などへのインフォーマルサービスの情報提供件数	150件	175件	200件
担当課	高齢者包括支援課		

施策 3202 生活支援体制整備の充実

(地域支え合い会議(協議体)の開催)

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢になっても安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、市民や企業、大学、NPO、老人クラブ、民生委員・児童委員、自治会などの多様な主体の連携により、住民主体の支え合い活動推進に取り組みます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2層協議体をきっかけとした地域支え合いに関する活動	4件	増加	増加
担当課	高齢者包括支援課		

施策 3203 訪問型サービスB(住民主体による支援)

施策事業の内容と計画期間の取組	要支援者などの居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティアなど、住民主体の自主活動として行う生活援助などの多様な支援を行う団体に対して運営費及び活動費の補助を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市域全体にサービス提供している団体数	2団体	2団体	2団体
担当課	高齢者包括支援課		

📢 施策 3202 地域支え合い会議がきっかけとなり スタートした地域支え合いの取り組み



地域支え合い会議で「高齢化率が高く、地域の交流が減っている」「地域によっては買い物不便」などの課題があがったことをきっかけに、令和2年10月から自治会が主催し、舞浜三丁目でマルシェを開催しています。当初は八百屋だけでしたが現在は魚屋さん、パン屋さん、花屋さんも出店しています。単に高齢者の買い物支援としてだけでなく、多世代の交流の場としても期待されています。

(3) 日常生活支援のためのサービスの充実

地域での自立した日常生活・社会参加が継続できるよう、高齢者の日常生活の支援や社会参加の促進に取り組みます。

施策 3301 歩行補助車購入費の助成

施策事業の内容と計画期間の取組	歩行の際に補助を必要とする方が、歩行補助車（シルバーカー）を購入した場合、その費用の一部の助成を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	90件	100件	110件
担当課	高齢者福祉課		

施策 3302 在宅における見守り体制の構築

施策事業の内容と計画期間の取組	緊急時にボタン1つで通報できる装置を貸与し、その設置費用や利用料を助成します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	1,300人	1,325人	1,350人
担当課	高齢者福祉課		

施策 3303 日常生活機能保持・健康維持支援

施策事業の内容と計画期間の取組	補聴器、白内障用特殊眼鏡などの購入費の助成や、はり・きゅう・マッサージ利用券の交付など、高齢者に起こりやすい様々な身体機能低下に対する支援（費用の一部助成）を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	白内障 100件 補聴器 70件 はり・きゅう・ マッサージ 45,000件	白内障 120件 補聴器 90件 はり・きゅう・ マッサージ 47,000件	白内障 140件 補聴器 110件 はり・きゅう・ マッサージ 49,000件
担当課	高齢者福祉課		

施策 3304 給食サービス

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者の健康の保持と安否確認を目的として、食事の調理が困難な高齢者を対象に栄養バランスの取れた調理済みの夕食を個別に配達します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	230人	240人	250人
担当課	高齢者福祉課		

施策 3305 敬老祝金品の支給

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>数え 77 歳以上の人を対象に、商店会連合会及び民生委員・児童委員と連携して祝い品を配布します。</p> <p>また、数え 88 歳、99 歳の人を対象にお祝い金を支給します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給人数	祝い品：16,380人 祝い金：600人	祝い品：18,010人 祝い金：650人	祝い品：20,000人 祝い金：700人
担当課	高齢者福祉課		

施策 3306 住宅用火災警報器購入費の助成

施策事業の内容と計画期間の取組	65歳以上で、前年度の市民税が非課税のひとり暮らしまたは高齢者世帯に対して、住宅用火災警報器の購入費用の一部を助成します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	10件	10件	10件
担当課	高齢者福祉課		

施策 3307 バス乗車券の交付

施策事業の内容と計画期間の取組	70歳以上の人にバス乗車券を支給し、社会参加の促進を図ります。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用率	67%	68%	69%
担当課	高齢者福祉課		

施策 3308 高齢者等ごみ出し支援事業

施策事業の内容と計画期間の取組	ごみや資源物を自らの力で出せない一人暮らしの高齢者などに対し、声掛けを行いながらごみや資源物の戸別収集を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用世帯数	110世帯	増加	増加
担当課	ごみゼロ課		

施策 3309 高齢者自動車運転対策事業

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢運転者が加害者となる事故が全国的に多発し、社会問題化している状況を踏まえ、高齢運転者の交通事故抑止対策の一つとして、高齢運転者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進します。		
評価指標			
指標	令和6年	令和7年	令和8年
運転免許証返納数	510件	増加	増加
担当課	市民安全課		

基本目標4 自分らしく安心して生活するために（要介護）

高齢者が要介護者になっても、豊かな生活を送ることができるよう、医療と介護が十分連携しながら、いつまでもその人らしく、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることが重要です。

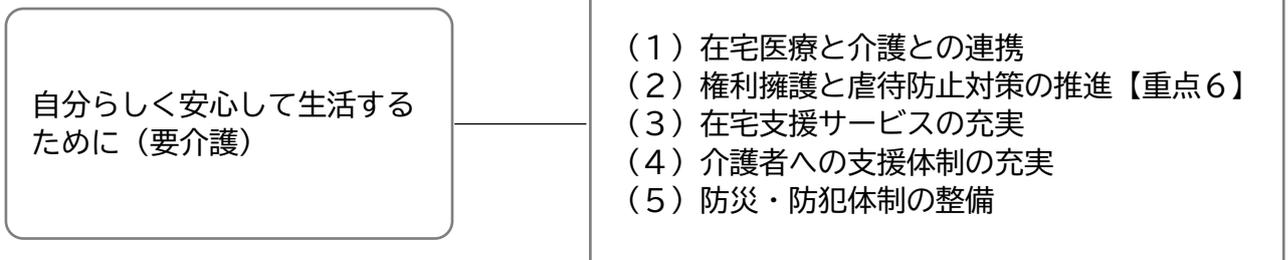
また、高齢化の進展や寿命の延伸に伴い、今後認知症の人、単身・夫婦のみで暮らす高齢者世帯が増加することにより、高齢者の人権や権利が侵害されやすい状況が想定されます。

そのため、在宅医療と介護との連携、権利擁護の推進、在宅支援サービスの充実などにより自分らしく安心して生活するための取組を推進します。

【施策の展開】

（基本目標）

（取組の柱）



(1) 在宅医療と介護との連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の充実に取り組むとともに、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

施策 4101 在宅医療・介護連携推進事業

（地域資源の把握、課題抽出及び提供体制の構築）

施策事業の内容と計画期間の取組	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、検討委員会で現状分析や課題抽出を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浦安市在宅医療介護連携推進検討委員会の開催	2回	2回	2回
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター・健康増進課・国保年金課		

施策 4102 在宅医療・介護連携推進事業

(医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に関する相談支援)

施策事業の内容と計画期間の取組	地域包括支援センターが行っている医療・介護関係者などからの在宅医療・介護連携に関する相談支援体制を充実させます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係者からの相談件数	60件	60件	60件
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 4103 在宅医療・介護連携推進事業

(地域住民の理解を深めるための普及啓発)

施策事業の内容と計画期間の取組	地域住民が在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療や介護についての市民講座・出前講座の開催、エンディングノートなどの作成・配布を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民講座・出前講座開催数	5回	5回	5回
担当課	高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 4104 在宅医療・介護連携推進事業

(医療・介護関係者の情報共有の支援及び研修)

施策事業の内容と計画期間の取組	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備、普及について検討するとともに、地域の医療・介護関係者の連携を推進するため、多職種合同の研修会を開催します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報共有ツールの部屋開設数	20件	40件	60件
多職種連携促進のための研修会	1回	1回	1回
担当課	高齢者包括支援課		

施策 4105 在宅療養者口腔機能向上事業

(医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発)

施策事業の内容と計画期間の取組	いつまでも食事や会話を楽しめるよう口腔機能の維持向上の普及に努めます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
口腔機能維持向上パンフレットの市内配架所数 合計配架枚数	口腔機能維持向上パンフレットの市内配架所数：220か所 合計配架枚数：15,000枚	増加	増加
浦安市歯科医師会所属歯科医院の訪問歯科診療実施件数	実500人 延2,500件	増加	増加
担当課	健康増進課		

施策 4106 救急医療情報キットの無料配布

施策事業の内容と計画期間の取組	65歳以上の人のみの世帯や、障がいのある方のみの世帯を対象に、緊急時に救急隊員が駆け付けた時、迅速で適切な救命活動が行えるよう、かかりつけ医療機関や持病などの必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を無料配布します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配布者数	30人	30人	30人
担当課	健康増進課		

(2) 権利擁護と虐待防止対策の推進【重点施策6】

高齢者が、地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、差別や虐待の防止、解消に向けた取組を行います。

また、認知症など的高齢者などが、基本的人権を有する個人として尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

達成度を測る指標

	令和4年度	令和8年度	備考
成年後見制度の認知度	50.7%	増加	令和4年度 浦安市高齢者 等実態調査

施策 4201 権利擁護業務

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分問題が解決できない、適切なサービスなどにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活をおくることができるよう支援します。</p> <p>また、虐待を受けている高齢者を早期に発見するため、虐待通報窓口の周知徹底に努め、専門的・継続的な視点から迅速な対応を行います。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
虐待防止に関する研修の実施回数	2件	2件	2件
虐待防止に関する研修や啓発活動の実施回数	50件	55件	60件
担当課	高齢者包括支援課、中央地域包括支援センター		

施策 4202 権利擁護のための連携協力体制の構築

(浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会)

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見、迅速かつ適切な保護及び支援、障がいを理由とする差別の解消、成年後見制度利用促進の取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関などとの連携協力体制を図ることを目的として、浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者・障がい者権利擁護協議会の開催	2回	2回	2回
担当課	社会福祉課・障がい事業課・高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 4203 成年後見制度の利用促進

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>うらやす成年後見支援センターにおいて、福祉サービス利用援助事業と成年後見支援事業を一体的に運営し、必要に応じた権利擁護支援の活用を図ります。</p> <p>また、権利擁護の関係会議などを通じて、関係部署と連携、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職の協力を得ながら、支援を必要とする本人の状況に見合った制度運用がなされるよう、適切な後見人のマッチングを行うなど、利用を促進します。</p> <p>また、後見人などが後見業務を円滑に行えるよう、後見人などへの相談支援体制を構築します。</p>		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護サポート会議、利用促進会議、後見支援委員会の実施回数	12回	12回	12回
中核機関への相談件数	175件	180件	185件
担当課	社会福祉課・障がい福祉課・障がい事業課・高齢者包括支援課・中央地域包括支援センター		

施策 4204 市民後見人の養成

<p>施策事業の内容と計画期間の取組</p>	<p>令和5年度をもって第4期養成講座が修了することから、これまでの修了者とあわせて学んだ機会を生かすため、市民後見人以外の活躍の場（法人後見業務のサポートや制度のPRを担う活動）を設けて、制度利用促進を図るための取組を推進します。</p> <p>地域全体の権利擁護意識を醸成するイベントを定期的で開催し、制度周知や権利擁護支援への協力者が増えるよう努めるとともに、市民後見人養成講座を継続して実施します。</p>		
<p>評価指標</p>			
<p>指標</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>市民後見人養成講座修了者数及び後見支援員としての活動人数</p>	<p>25人</p>	<p>25人</p>	<p>25人</p>
<p>担当課</p>	<p>社会福祉課</p>		

施策 4205 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

<p>施策事業の内容と計画期間の取組</p>	<p>認知症や高齢者虐待などの理由で、本人、親族などによる成年後見制度の申立てができない高齢者の権利を守るため、本人、親族などに代わって市長が申立てを行います。</p> <p>また、成年被後見人などの経済的負担軽減を図るため、成年後見人などに対する報酬を助成します。</p>		
<p>評価指標</p>			
<p>指標</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>報酬の助成件数</p>	<p>20件</p>	<p>20件</p>	<p>20件</p>
<p>担当課</p>	<p>高齢者包括支援課</p>		

(3) 在宅支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険以外の高齢者サービスとして、さまざまな在宅福祉サービスを実施し、希望する在宅生活ができるよう支援します。

施策 4301 要介護高齢者等紙おむつの給付

施策事業の内容と計画期間の取組	日常生活において紙おむつが必要な方に紙おむつを給付します。また、入院している病院でおむつを使用している方に対して、その購入費用の一部を助成します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	紙おむつ給付： 1,300人 おむつ代助成： 150人	紙おむつ給付： 1,400人 おむつ代助成： 170人	紙おむつ給付： 1,500人 おむつ代助成： 190人
担当課	高齢者福祉課		

施策 4302 要介護高齢者出張理髪サービス利用券の交付

施策事業の内容と計画期間の取組	要介護4～5の人に、理容師が自宅を訪問し理髪サービスを行う利用券を交付し、その費用の一部を助成します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	67人	69人	71人
担当課	高齢者福祉課		

施策 4303 通院ヘルプサービス

施策事業の内容と計画期間の取組	在宅での自立した日常生活が継続できるよう、要介護1以上の人に通院時にヘルパーを派遣し、病院または診療所内及び医療機関から他の医療機関への移動を支援します。介護保険制度の改正等にあわせて見直しを行うとともに、適正な利用について周知を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	100人	110人	120人
担当課	介護保険課		

施策 4304 福祉タクシー利用費の助成

施策事業の内容と計画期間の取組	要介護3～5の人に、タクシーを利用する際の料金の一部を助成します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	300人	305人	310人
担当課	高齢者福祉課		

施策 4305 要介護高齢者寝具乾燥消毒サービス

施策事業の内容と計画期間の取組	要介護3～5の人に、月1回寝具乾燥消毒車が訪問し、寝具の乾燥消毒を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	32人	34人	36人
担当課	高齢者福祉課		

(4) 介護者への支援体制の充実

高齢者が要介護者を見るような局面が多くなることを考慮し、介護保険を補完するようなサービスの充実を図るとともに、介護サービスを提供する場への相談員派遣などを行うことで、介護者自身の身体的・精神的負担の軽減や、介護と仕事などの両立を図ります。

施策 4401 介護サービス相談員派遣事業

施策事業の内容と計画期間の取組	介護サービス提供の場に介護サービス相談員を派遣し、利用者などの相談に応じます。利用者の不満、不安や疑問に気づき、苦情に至る事態を未然に防ぐために、利用者の思いを施設に伝え利用者の権利擁護を手助けします。介護サービスの利用者サービス提供者の橋渡しを行うことにより、サービスの質の維持・向上を図ります。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問施設数	27 施設	27 施設	27 施設
担当課	介護保険課		

施策 4402 介護保険外生活支援サービス

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者世帯の増加に伴い、要介護者を高齢者が介護する状況になってきていることから、介護者の介護負担の軽減や要介護者の在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスを補完する支援を行います。 また、より在宅生活に資するよう、サービス内容の見直しや検討を行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	5人	5人	5人
担当課	介護保険課		

施策 4403 家族介護者支援

<p>施策事業の内容と計画期間の取組</p>	<p>仕事をしている家族介護者や子育て・両親介護などのダブルケアの家族介護者が、心身の健康・生活の質を確保しつつ、仕事、育児や療育、社会参加などとの両立が継続できるよう、介護者の集い、勉強会などを開催します。</p> <p>また、家族介護者の抱える課題を早期に把握できるよう多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談機能を強化していきます。</p>		
<p>評価指標</p>			
<p>指標</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>
<p>家族介護者向けの情報提供の機会</p>	<p>10回</p>	<p>10回</p>	<p>10回</p>
<p>担当課</p>	<p>中央地域包括支援センター</p>		

(5) 防災・防犯体制の整備

地域の防災意識の向上を図るため、自主防災組織による防災訓練などに対する支援を行います。

また、高齢者のみ世帯・単身世帯など支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するとともに、災害発生時の要配慮者支援が迅速に行える体制づくりに取り組みます。

さらに、高齢者の消費者被害防止のため、相談体制の充実や情報提供を引き続き推進するとともに、関係機関と連携し高齢者を狙う犯罪の抑止に努めます。

施策 4501 災害時の要配慮者対策の推進

（福祉避難所等の整備、災害時協力事業者との協定）

施策事業の内容と計画期間の取組	災害時における要配慮者支援体制を整備するため、民間福祉施設、市内訪問介護事業者、日本福祉用具供給協会と協定の締結を行っています。 また、福祉避難所に必要な備品などの整備を行い、さらに、協定締結事業所と協力し、災害時を想定した福祉避難所運営訓練などを行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉避難所運営訓練	実施	実施	実施
担当課	障がい事業課・高齢者福祉課・介護保険課		

施策 4502 災害時の要配慮者対策の推進

（避難行動要支援者名簿の交付）

施策事業の内容と計画期間の取組	年1回災害時要支援者名簿の更新を行います。 また、災害時要支援者名簿の厳重な管理と活用について周知します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
災害時要援護者名簿の管理などの周知	民生委員 119人 自主防災組織 82団体	民生委員 119人 自主防災組織 82団体	民生委員 119人 自主防災組織 82団体
担当課	社会福祉課		

施策 4503 災害時の要配慮者対策の推進

(個別避難計画の作成)

施策事業の内容と計画期間の取組	各担当部署が保有する情報や避難支援など関係者からの情報をもとに、避難に特に支援を要する方に、避難行動要支援者名簿の登録を促します。 また個別支援計画の作成に取り組みます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別避難計画作成者数	320人	340人	280人
担当課	社会福祉課・障がい福祉課・高齢者福祉課・介護保険課・中央地域包括支援センター		

施策 4504 自主防災組織の推進と防災意識の高揚

施策事業の内容と計画期間の取組	地域の防災力をより一層高めていくため、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、お互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化に努めるとともに、新たな地域の枠組みづくりを検討します。 また、自主防災組織の訓練などの事業及び防災器材などの購入、防災資器材の貸与、浦安市自治会自主防災組織連絡協議会などの活動の支援を行うとともに、市民への啓発事業として防災啓発用パンフレット配布などを行います。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防災事業実施率	60%	70%	80%
担当課	危機管理課		

施策 4505 水防法に基づく避難体制の整備

施策事業の内容と計画期間の取組	水防法第15条に基づく洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、洪水予報などの伝達方法を定めます。 また、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進します。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難確保計画作成率	入院施設を有する医療機関：80% 高齢者福祉施設：75%	入院施設を有する医療機関：100% 高齢者福祉施設：91%	入院施設を有する医療機関：100% 高齢者福祉施設：100%
担当課	高齢者福祉課・健康増進課		

施策 4506 消費者被害防止の啓発

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘などのトラブルが年々巧妙になってきていることから、高齢者への情報提供など、高齢者関係団体などと協力しながら被害の救済や未然防止に努めます。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者及び高齢者関係団体などを対象とした講座への参加人数	200人	200人	200人
担当課	消費生活センター・中央地域包括支援センター		

施策 4507 消費生活相談体制の強化

施策事業の内容と計画期間の取組	消費者トラブルの対処法についての助言、消費者被害の救済が適切に行われるよう消費生活相談員の資質の向上などを図ります。		
評価指標			
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修などへの参加回数	8回	8回	8回
担当課	消費生活センター		

施策 4508 防犯体制の充実

施策事業の内容と計画期間の取組	高齢者が安全で安心な生活を送ることができるよう、市・市民・自治会・事業者などが連携しつつ、地域ぐるみで防犯体制の充実を進めていきます。 また、高齢者を狙う身近な犯罪の抑止に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。		
評価指標			
指標	令和6年	令和7年	令和8年
高齢者犯罪被害件数	65件	60件	55件
担当課	市民安全課		

第2節 地域包括支援センターの整備方針

(1) 地域包括支援センターの配置方針

地域包括支援センターの増設には、施設・土地を要するため、新規に設置することによる地理的条件、経費などを考慮したうえで、将来の高齢者人口に対応した、地域包括支援センターの配置を検討します。

また、地域包括支援センターの増設にあたっては、同時に、地域包括支援センター一担当圏域の見直しを行う必要があります。

令和4年(2022年)時点と、令和14年(2032年)時点を比較すると、新町圏域の高齢者数の増加が著しいことから、本計画において、日の出地区に地域包括支援センター支所を整備します。また、第10期計画期間内で日常生活圏域の見直しを行い、委託型の(仮)日の出地域包括支援センターの整備の検討を進めます。

圏域	町丁目	2022年	2032年	10年間増減率
浦安駅前センター	当代島	1,641	1,883	+14.8%
	北栄	2,020	2,919	+44.5%
	猫実3~5丁目	982	1,101	+12.1%
中央包括センター	猫実1~2丁目	900	992	+10.3%
	堀江	2,715	2,986	+10.0%
	富士見	1,837	2,577	+40.3%
新浦安センター	海楽	1,396	1,551	+11.1%
	美浜	3,183	3,356	+5.4%
	入船	3,154	3,222	+2.1%
富岡センター ・東野支所	東野	1,549	2,209	+42.6%
	富岡	2,044	2,009	▲1.7%
	今川	962	1,166	+21.2%
	弁天	1,714	1,700	▲0.8%
	舞浜	1,352	1,372	+1.5%
高洲センター	高洲	1,755	3,340	+90.3%
	明海	1,355	2,514	+85.5%
	日の出	2,385	4,258	+78.5%

(2) これまでの経緯

第3期計画【直営型1ヶ所】

平成18年4月に、直営型の地域包括支援センターとして、市全域を担当する猫実地域包括支援センターを設置。

第4期計画【直営型1ヶ所+委託型1ヶ所】

平成23年4月に、猫実地域包括支援センターの担当圏域を2分割にし、委託型の新浦安駅前地域包括支援センターを設置。

第6期計画【直営型1ヶ所+委託型3ヶ所+支所1ヶ所】

平成28年4月に、新浦安駅前地域包括支援センターの担当圏域を分割し、新町圏域を担当する委託型の高洲地域包括支援センターを設置。

平成28年11月に、猫実地域包括支援センターの支所として浦安駅前支所を設置。

平成29年4月に、日常生活圏域ごとに1ヶ所の地域包括支援センターとなるよう担当圏域の見直しを実施し、中町南部圏域を担当する委託型の富岡地域包括支援センターを設置。

第7期計画【直営型1ヶ所+委託型4ヶ所+支所1ヶ所】

平成30年4月に、富岡地域包括支援センターの支所として、東野支所を設置。

平成31年4月に、猫実地域包括支援センターの担当圏域である元町圏域を分割し、委託型の浦安駅前地域包括支援センターを設置。（浦安駅前支所を廃止）

令和2年4月に、委託型地域包括支援センターが4ヶ所に増えたこと、基幹型を担当する地域包括支援センターであることが分かりやすくなるよう、猫実地域包括支援センターの名称を中央地域包括支援センターへ変更。

第8期計画【直営型1ヶ所+委託型4ヶ所+支所1ヶ所】

令和6年3月に、より身近な地域で相談できるよう、高洲地域包括支援センターをエスレ高洲内に移転。

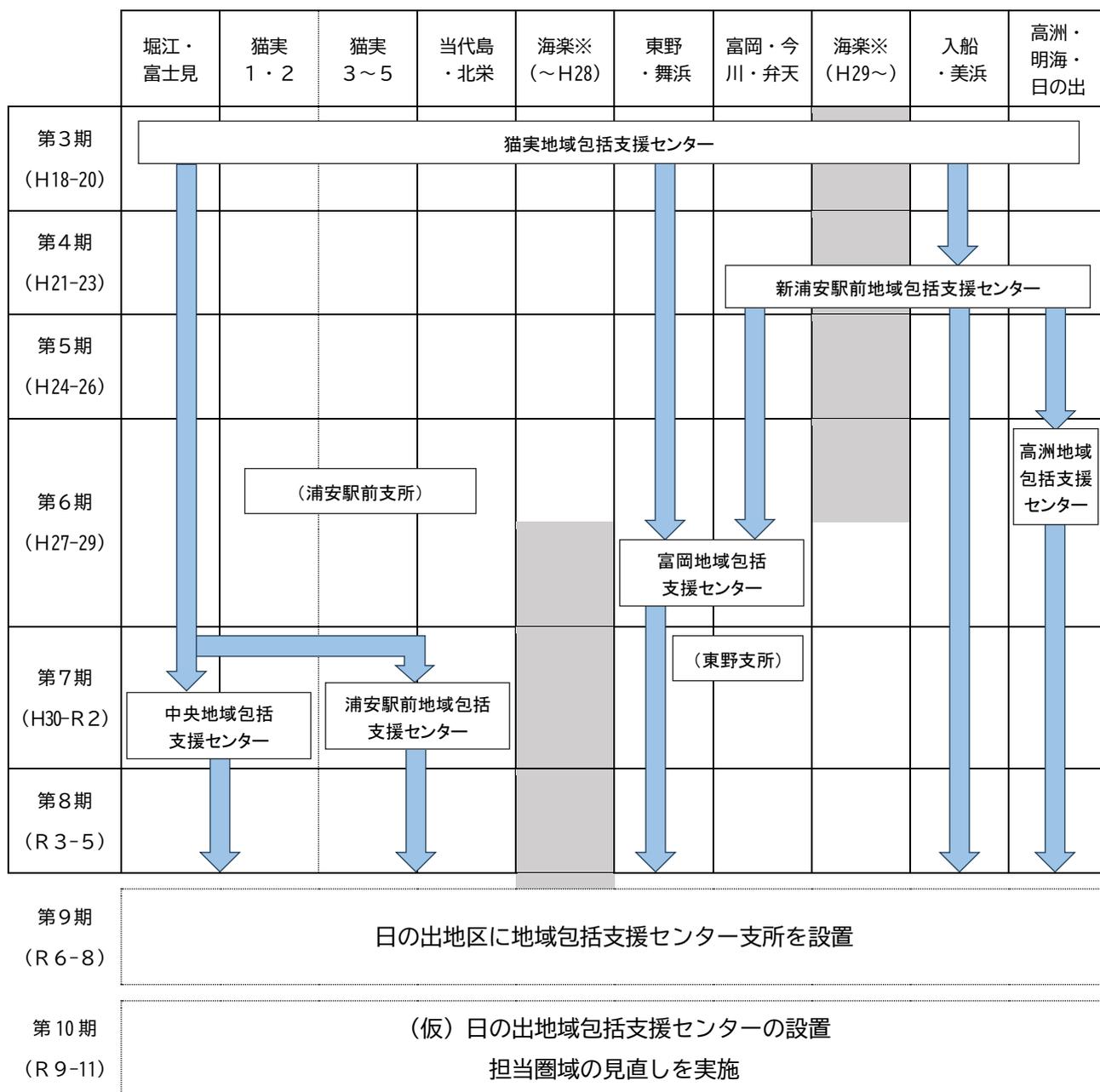
※直営型：行政機関が運営（市が運営）

委託型：市から委託された民間事業者が運営

支所：本体の地域包括支援センターと一体的に包括的支援事業を実施する場所

基幹型：基幹的な役割を担い、各地域包括支援センター間の総合調整や後方支援などの機能を有する地域包括支援センター

地域包括支援センター設置の流れ



令和5年6月より、地域包括支援センターサテライト（出張相談所）を開設しました。

※「海楽」平成18年～平成28年までは猫実地域包括支援センターが担当。平成29年以降は新浦安駅前地域包括支援センターが担当。

第3節 事業の円滑な実施のための方策

(1) 市民への周知、情報提供の推進

本計画の中で位置づけた多様な事業について、市民の方、特に高齢になって、情報の入手が限られたり、情報の取捨選択が困難な方に対して、わかりやすい形で情報提供を行います。

(2) ICT※などの活用

今後、介護サービス事業者、医療機関などとの連携を図るにあたっては、ICTなどの情報機器を活用したネットワーク構築に取り組んでいくことが求められています。そのため、ICTなどを活用し、関係団体との連携を図ります。

また、介護サービス事業者の業務負担軽減、効率化などの取組が促進されるよう、国の指針や県の取組などについて事業者に周知します。

(3) 近隣自治体との連携及び国、県との連携

計画の着実な進行のため、近隣自治体や県との連携を図るとともに、財政的な支援や制度の周知など国や県との連携を図りながら、円滑な運用に取り組んでいきます。

(4) 多様な主体との連携

行政への高齢者のニーズが多様化している中で、市民誰もが質の高い生活環境のもと、安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会を形成することは、市のみで実現できるものではありません。

市民や企業、大学、NPO、老人クラブ、民生委員・児童委員、自治会などの多様な主体が、互いに連携し、ともに力を合わせながら本計画の実現に向けて取り組んでいきます。

第 1 節 第 9 期介護保険事業計画の基本的な考え方

(1) 介護保険事業計画の位置づけ

介護保険事業計画は、高齢者保健福祉計画と合同で位置づけた基本理念、基本目標をもとに、高齢者保健福祉計画の基本目標 3，基本目標 4 に位置づけられた要支援・要介護認定者を対象に介護保険サービスの提供にあたって、具体的な事業計画を定めたものです。

(2) 計画策定の方向

計画策定にあたっては、第 8 期の給付実績と「浦安市高齢者等実態調査」「介護保険基礎調査」及び「日常生活圏域ニーズ調査」の結果を反映しながら、第 2 章で整理した本市が抱える課題や、第 3 章の基本理念、基本目標、重点施策などを踏まえたものとしします。

なお、介護保険制度などの改正にあわせるとともに、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 カ年に関し、第 8 期（令和 3 年度～令和 5 年度）の実績を踏まえながら第 9 期介護保険事業計画としてまとめます。

あわせて、医療計画との整合性を図ることによるニーズを取り入れるとともに、日常生活圏域における介護サービス事業所の配置を考慮しながら、適正なサービスの確保に努めます。

さらに、地域における多様なサービスを提供するため、市民との協働を進めます。

(3) 介護保険制度の概要

介護保険制度は、高齢社会の介護問題に適切に対応するため、平成 12 年 4 月から始まった、介護を必要とする方を社会全体で支え合う社会保険制度です。

高齢者の加齢に伴う心身の変化などにより介護や支援が必要な状態になっても、できる限り自立した日常生活を送るために必要な介護サービスを、利用者の選択に基づき総合的に提供する制度です。

介護サービスを利用した場合の利用料については、所得などに応じてサービス費用の1～3割負担となります。また、サービス費用から利用料を差し引いた保険給付費は、公費（国・県・市）で50%を負担し、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40歳から64歳）が27%を負担することになります。

(4) 介護保険サービス計画値（第8期計画）の検証

①利用人数での比較

第8期計画と実績値との比較では、施設サービスについては、介護老人福祉施設以外のサービスにおいて計画値を下回っています。

居住系サービスでは特定施設入居者生活介護は計画と実績が同水準ですが、認知症対応型共同生活介護については、公募に応募がなかったため計画値を下回っています。

在宅サービスでは訪問リハビリテーション、住宅改修などは計画を大きく上回る一方で、通所リハビリテーションは計画値を下回っています。

表2 利用者数の比較 介護給付（見える化システムから）

		令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率	
施設サービス	小計	(人)	521	556	93.7%	520	556	93.5%	526	556	94.6%
	介護老人福祉施設	(人)	285	284	100.3%	286	284	100.7%	285	284	100.4%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	90	111	80.9%	95	111	85.4%	100	111	90.1%
	介護老人保健施設	(人)	127	129	98.6%	117	129	90.9%	115	129	89.1%
	介護医療院	(人)	19	28	66.1%	22	28	78.6%	26	28	92.9%
居住系サービス	介護療養型医療施設	(人)	1	4	14.6%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
	小計	(人)	425	438	97.0%	445	483	92.0%	450	536	84.0%
	特定施設入居者生活介護	(人)	306	312	98.0%	326	339	96.0%	333	374	89.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	(人)	119	126	94.6%	119	144	82.6%	117	162	72.2%
在宅サービス	小計	(人)	5,894	5,926	99.46%	6,013	6,369	94.41%	6,259	6,810	91.91%
	訪問介護	(人)	615	619	99.4%	626	665	94.1%	602	711	84.7%
	訪問入浴介護	(人)	66	57	115.8%	64	63	101.6%	57	68	83.8%
	訪問看護	(人)	405	382	106.0%	404	410	98.5%	429	439	97.7%
	訪問リハビリテーション	(人)	10	8	125.0%	14	10	140.0%	51	10	510.0%
	居宅療養管理指導	(人)	889	900	98.8%	925	969	95.5%	983	1,038	94.7%
	通所介護	(人)	611	592	103.2%	659	637	103.5%	743	680	109.3%
	地域密着型通所介護	(人)	202	188	107.4%	207	202	102.5%	234	214	109.3%
	通所リハビリテーション	(人)	199	202	98.5%	173	216	80.1%	150	230	65.2%
	短期入所生活介護	(人)	148	154	96.1%	159	166	95.8%	175	178	98.3%
	短期入所療養介護（老健）	(人)	16	17	94.1%	18	19	94.7%	24	21	114.3%
	短期入所療養介護（病院など）	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	(人)	1,099	1,131	97.2%	1,098	1,211	90.7%	1,081	1,296	83.4%
	特定福祉用具販売	(人)	17	16	106.3%	18	18	100.0%	20	20	100.0%
	住宅改修	(人)	11	8	137.5%	11	8	137.5%	14	9	155.6%
	定期巡回・随時対応型訪問看護	(人)	6	4	150.0%	5	5	100.0%	4	5	80.0%
	夜間対応型訪問介護	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	(人)	33	38	86.8%	39	42	92.9%	49	44	111.4%
	小規模多機能型居宅介護	(人)	36	35	102.9%	43	37	116.2%	41	40	102.5%
	看護小規模多機能型居宅介護	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
居宅介護支援	(人)	1,531	1,575	97.2%	1,550	1,691	91.7%	1,602	1,807	88.7%	

表3 利用者数の比較 予防給付（見える化システムから）

		令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率	
居住系サービス	小計	(人)	93	87	107.2%	89	100	89.0%	90	106	84.9%
	特定施設入居者生活介護	(人)	93	87	107.2%	89	100	89.0%	90	106	84.9%
	認知症対応型共同生活介護	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
在宅サービス	小計	(人)	1,531	1,578	97.02%	1,536	1,671	91.92%	1,594	1,771	90.01%
	訪問入浴介護	(人)	0	1	0.0%	1	1	91.7%	1	1	100.0%
	訪問看護	(人)	134	159	84.4%	134	168	79.9%	125	178	70.2%
	訪問リハビリテーション	(人)	4	1	350.0%	6	1	575.0%	6	1	600.0%
	居宅療養管理指導	(人)	134	125	106.9%	137	133	103.3%	145	141	102.8%
	通所リハビリテーション	(人)	107	94	114.3%	103	100	102.9%	100	105	95.2%
	短期入所生活介護	(人)	6	5	111.7%	7	6	109.7%	15	6	250.0%
	短期入所療養介護（老健）	(人)	0	0	-	1	0	-	0	0	-
	短期入所療養介護（病院など）	(人)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	(人)	498	522	95.5%	508	551	92.3%	538	585	92.0%
	特定福祉用具販売	(人)	11	6	176.4%	9	7	128.6%	8	7	114.3%
	住宅改修	(人)	12	9	132.4%	11	11	98.5%	25	11	227.3%
	認知症対応型通所介護	(人)	1	0	-	1	0	-	1	0	-
	小規模多機能型居宅介護	(人)	6	6	101.4%	3	7	44.0%	9	7	128.6%
	介護予防支援	(人)	618	650	95.1%	615	686	89.6%	621	729	85.2%

【実績値】（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

②給付額からの比較

第8期計画と実績値との比較では、施設サービスについては介護老人福祉施設以外のサービスにおいて計画値を下回っています。

居住系サービスでは特定施設入居者生活介護は計画と実績が同水準ですが、認知症対応型共同生活介護については、計画値を下回っています。

在宅サービスでは訪問リハビリテーション、住宅改修などは計画を大きく上回る一方で、通所リハビリテーションなどが計画値を下回っています。

表4 給付額の比較 介護給付（見える化システムから）

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率
合計		5,704,388	5,846,288	97.6%	5,900,239	6,176,600	95.5%	6,177,575	6,529,802	94.6%
施設サービス	小計 (千円)	1,827,473	1,997,488	91.5%	1,877,741	2,000,955	93.8%	1,963,479	2,002,128	98.1%
	介護老人福祉施設 (千円)	952,325	976,803	97.5%	995,554	977,345	101.9%	1,019,116	977,345	104.3%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (千円)	315,741	401,001	78.7%	338,009	403,582	83.8%	361,847	404,755	89.4%
	介護老人保健施設 (千円)	467,821	465,935	100.4%	439,806	466,194	94.3%	458,013	466,194	98.2%
	介護医療院 (千円)	89,114	135,936	65.6%	104,374	136,011	76.7%	124,503	136,011	91.5%
	介護療養型医療施設 (千円)	2,473	17,813	13.9%	0	17,823	0.0%	0	17,823	0.0%
居住系サービス	小計 (千円)	1,112,971	1,150,443	96.7%	1,198,348	1,273,811	94.1%	1,229,505	1,416,169	86.8%
	特定施設入居者生活介護 (千円)	734,647	748,493	98.2%	816,199	811,435	100.6%	845,479	895,845	94.4%
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (千円)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	認知症対応型共同生活介護 (千円)	378,324	401,950	94.1%	382,149	462,376	82.6%	384,026	520,324	73.8%
在宅サービス	小計 (千円)	2,763,944	2,698,357	102.4%	2,824,150	2,901,834	97.3%	2,984,591	3,111,505	95.9%
	訪問介護 (千円)	640,080	614,329	104.2%	624,555	660,392	94.6%	636,045	709,455	89.7%
	訪問入浴介護 (千円)	50,564	42,018	120.3%	52,846	46,344	114.0%	53,396	50,159	106.5%
	訪問看護 (千円)	226,970	202,111	112.3%	223,949	216,935	103.2%	240,752	232,657	103.5%
	訪問リハビリテーション (千円)	4,414	2,949	149.7%	6,241	3,539	176.4%	16,520	3,539	466.8%
	居宅療養管理指導 (千円)	145,715	149,546	97.4%	153,783	161,110	95.5%	164,647	172,708	95.3%
	通所介護 (千円)	579,308	556,279	104.1%	610,187	598,128	102.0%	697,676	640,071	109.0%
	地域密着型通所介護 (千円)	154,981	126,222	122.8%	148,142	135,369	109.4%	146,435	143,317	102.2%
	通所リハビリテーション (千円)	158,105	156,656	100.9%	135,547	167,900	80.7%	131,679	179,455	73.4%
	短期入所生活介護 (千円)	147,868	174,259	84.9%	171,660	187,834	91.4%	177,270	201,772	87.9%
	短期入所療養介護（老健） (千円)	15,970	19,669	81.2%	19,722	21,999	89.7%	28,501	25,004	114.0%
	短期入所療養介護（病院など） (千円)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	福祉用具貸与 (千円)	214,613	223,169	96.2%	217,108	239,132	90.8%	211,806	256,610	82.5%
	特定福祉用具販売 (千円)	5,871	6,255	93.9%	7,529	7,068	106.5%	10,910	7,822	139.5%
	住宅改修 (千円)	11,537	9,033	127.7%	12,679	9,033	140.4%	19,055	10,142	187.9%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (千円)	14,581	7,535	193.5%	14,164	7,539	187.9%	10,176	9,123	111.5%
	夜間対応型訪問介護 (千円)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	認知症対応型通所介護 (千円)	43,097	48,449	89.0%	47,754	54,331	87.9%	56,972	56,570	100.7%
	小規模多機能型居宅介護 (千円)	74,612	83,265	89.6%	91,093	87,988	103.5%	84,708	95,025	89.1%
	看護小規模多機能型居宅介護 (千円)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
居宅介護支援 (千円)	275,658	276,613	99.7%	287,190	297,193	96.6%	298,041	318,076	93.7%	

表5 給付額の比較 予防給付（見える化システムから）

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率	実績値	計画値	比率
合計		328,047	301,172	108.9%	328,275	328,695	99.9%	338,649	348,015	97.3%
居住系サービス	小計 (千円)	84,311	81,727	103.2%	81,237	94,884	85.6%	86,127	101,885	84.5%
	特定施設入居者生活介護 (千円)	84,311	81,727	103.2%	81,237	94,884	85.6%	86,127	101,885	84.5%
	認知症対応型共同生活介護 (千円)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
在宅サービス	小計 (千円)	243,736	219,445	111.1%	247,038	233,811	105.7%	252,522	246,130	102.6%
	訪問入浴介護 (千円)	0	881	0.0%	81	882	9.2%	335	882	38.0%
	訪問看護 (千円)	45,483	57,267	79.4%	45,194	60,507	74.7%	43,043	64,020	67.2%
	訪問リハビリテーション (千円)	1,262	286	441.3%	2,024	286	707.7%	1,483	286	518.7%
	居宅療養管理指導 (千円)	18,328	16,468	111.3%	19,996	17,529	114.1%	22,167	18,580	119.3%
	通所リハビリテーション (千円)	46,385	40,766	113.8%	44,781	43,148	103.8%	42,656	45,233	94.3%
	短期入所生活介護 (千円)	2,347	2,076	113.1%	2,685	2,521	106.5%	6,727	2,521	266.8%
	短期入所療養介護（老健） (千円)	0	482	0.0%	482	0	—	0	0	—
	短期入所療養介護（病院など） (千円)	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	福祉用具貸与 (千円)	45,027	49,390	91.2%	45,866	52,053	88.1%	47,056	55,192	85.3%
	特定福祉用具販売 (千円)	3,152	1,989	158.5%	3,179	2,325	136.7%	2,652	2,325	114.0%
	住宅改修 (千円)	15,105	11,580	130.4%	12,995	14,161	91.8%	27,298	14,161	192.8%
	認知症対応型通所介護 (千円)	201	0	—	448	0	—	364	0	—
	小規模多機能型居宅介護 (千円)	4,906	89,277	5.5%	2,859	95,204	3.0%	7,944	102,241	7.8%
	介護予防支援 (千円)	36,523	38,260	95.5%	36,434	40,399	90.2%	36,941	42,930	86.0%

【実績値】（実績値）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）
 【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

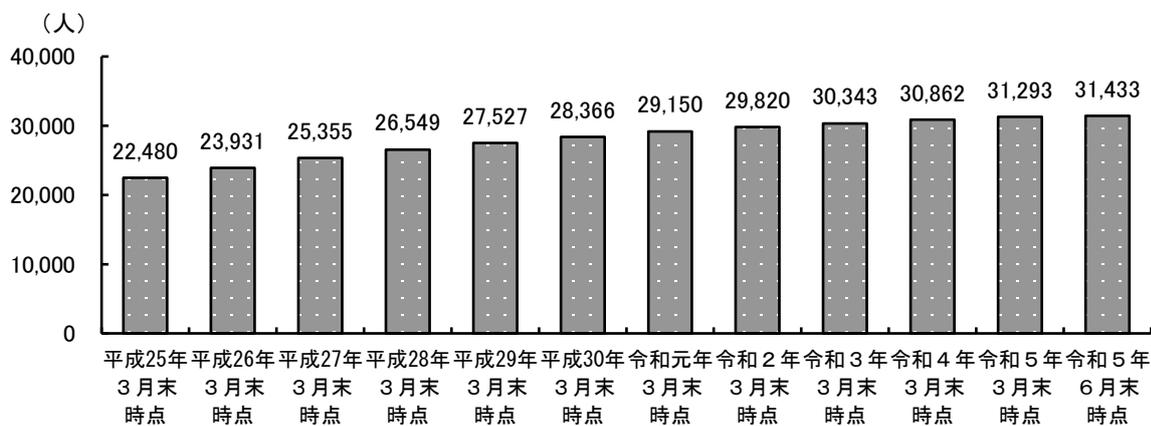
第2節 本市の介護保険事業を取り巻く状況

ここでは、本市の介護保険をとりまく状況について、国、千葉県との比較も行いながら整理しました。

(1) 第1号被保険者数の推移

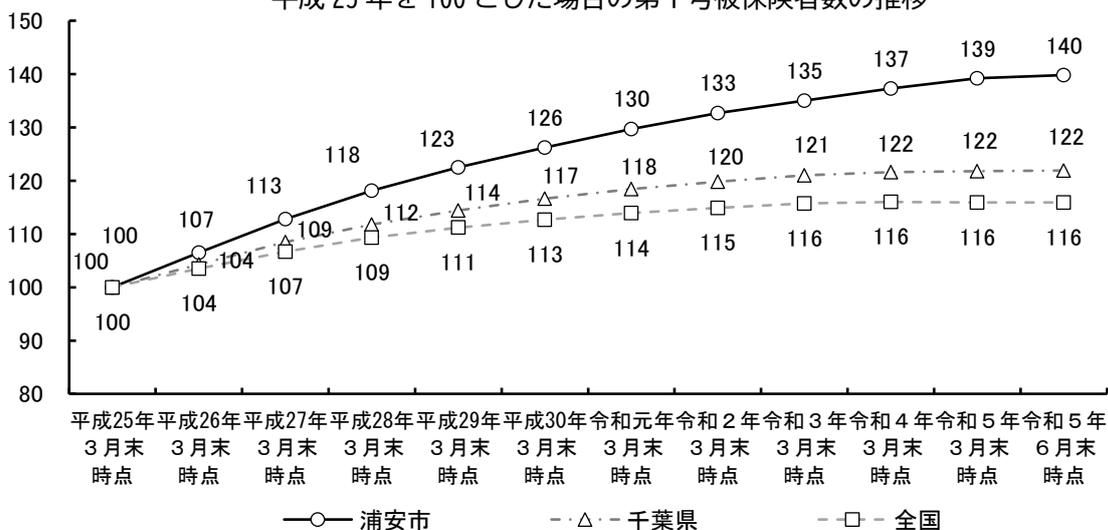
第1号被保険者数は増加しており、令和5年（2023年）6月末時点では、31,433人となっています。増加率は、国、千葉県と比較しても人数の増加が多いのが特徴です。

本市における第1号被保険者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

平成25年を100とした場合の第1号被保険者数の推移



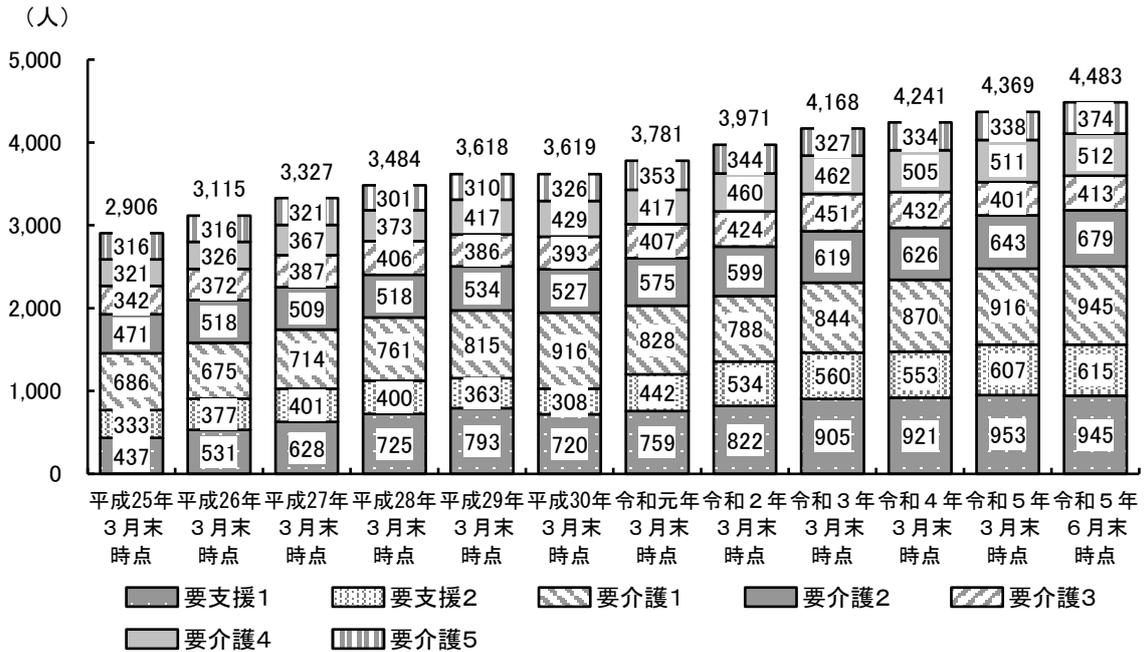
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

(2) 要介護（要支援）認定者数の推移

平成25年と令和5年6月を比較すると、第1号被保険者が約1.4倍に増加したこともあり、認定者もほぼ同じような増加率となっています。

平成25年を100とした増加率をみると、千葉県と本市はほぼ増加率が同じとなっています。

本市における要介護（要支援）認定者数の推移



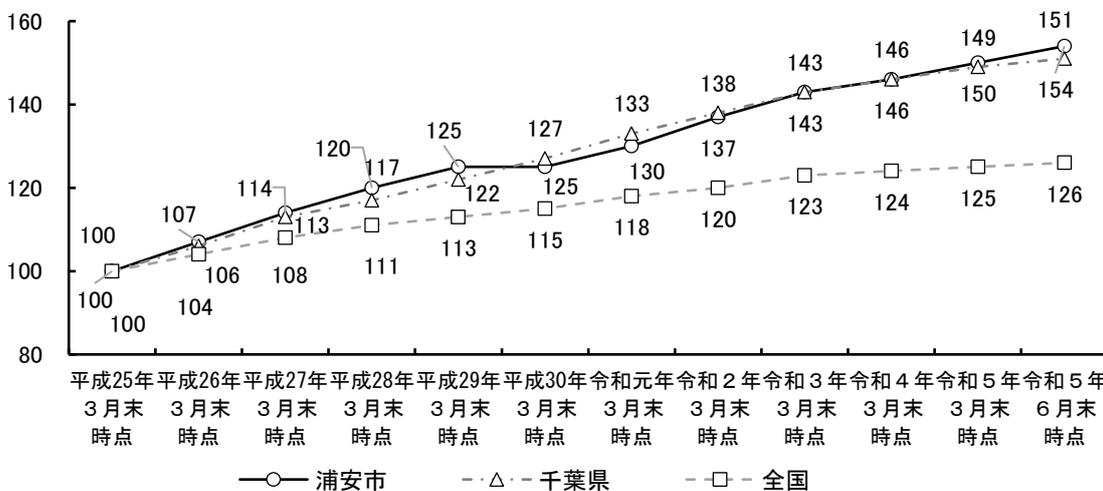
平成25年3月末時点 平成26年3月末時点 平成27年3月末時点 平成28年3月末時点 平成29年3月末時点 平成30年3月末時点 令和元年3月末時点 令和2年3月末時点 令和3年3月末時点 令和4年3月末時点 令和5年3月末時点 令和5年6月末時点

要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

※第2号被保険者は除く

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

平成25年を100とした場合の要介護（要支援）認定者数の推移



平成25年3月末時点 平成26年3月末時点 平成27年3月末時点 平成28年3月末時点 平成29年3月末時点 平成30年3月末時点 令和元年3月末時点 令和2年3月末時点 令和3年3月末時点 令和4年3月末時点 令和5年3月末時点 令和5年6月末時点

○— 浦安市 △- - 千葉県 □- - 全国

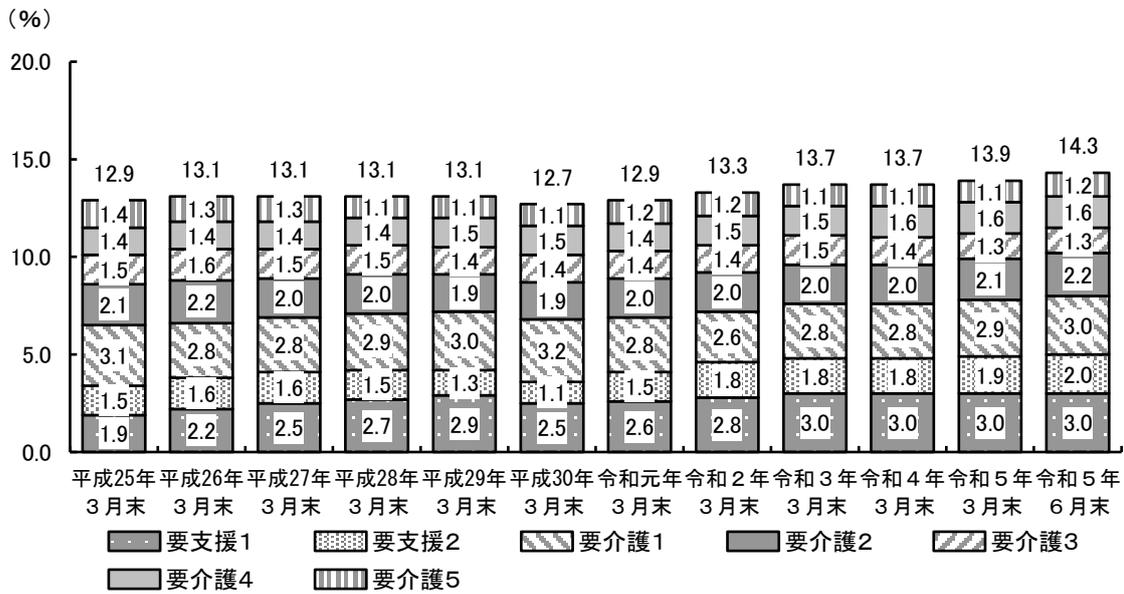
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

(3) 要介護（要支援）認定率の推移

認定率については、平成30年に減少したものの、令和2年3月末以降、ゆるやかに上昇しています。

平成25年からの国、千葉県との認定率の推移を比較すると、平成30年3月末以降、本市、国、千葉県いずれも認定率が上昇傾向にあります。

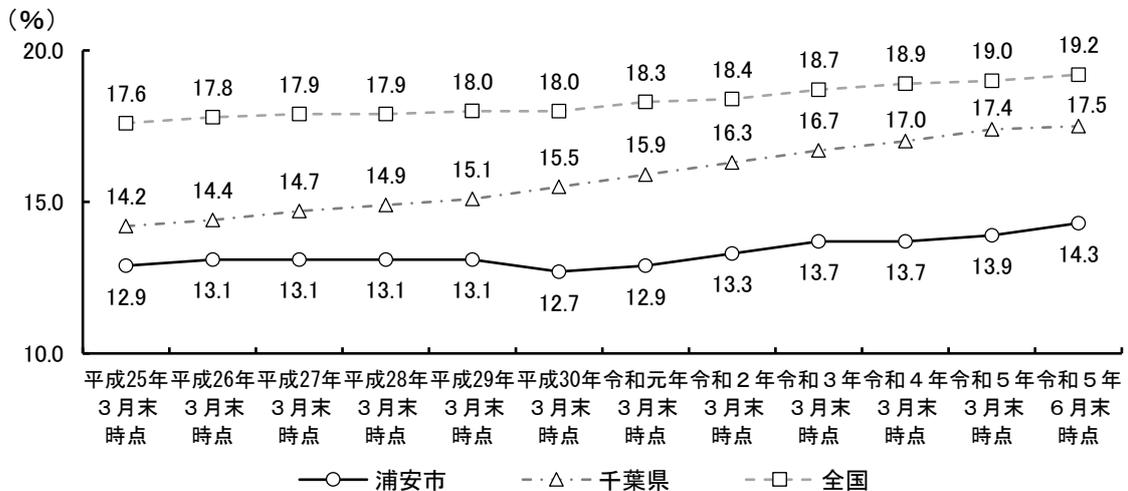
本市における要介護（要支援）認定率の推移



※第2号被保険者は除く

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

国、千葉県と比較した要介護（要支援）認定率の推移



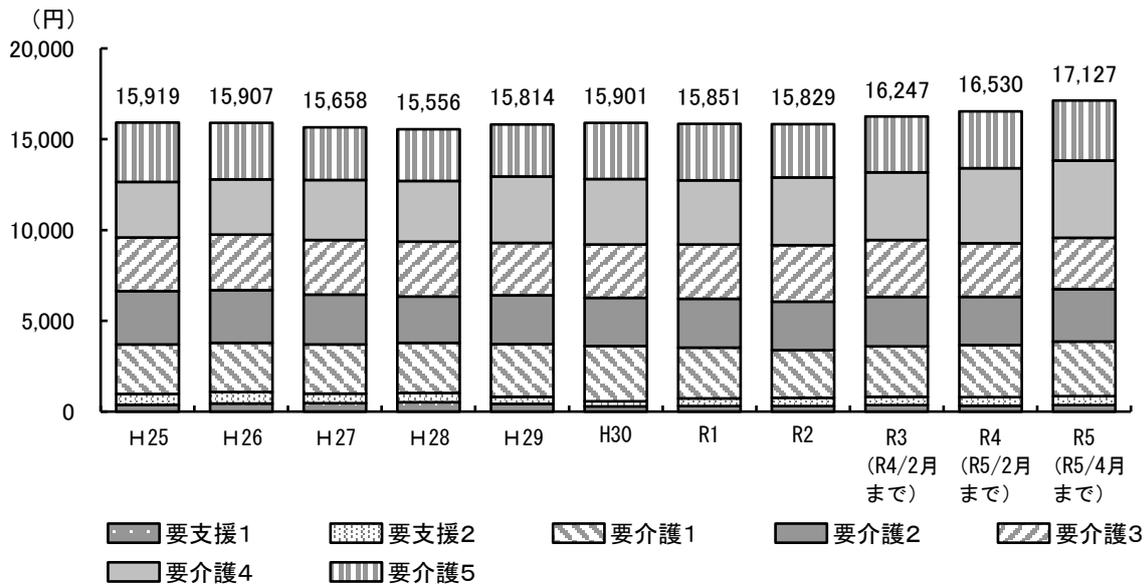
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

(4) 第1号被保険者一人あたり保険給付月額

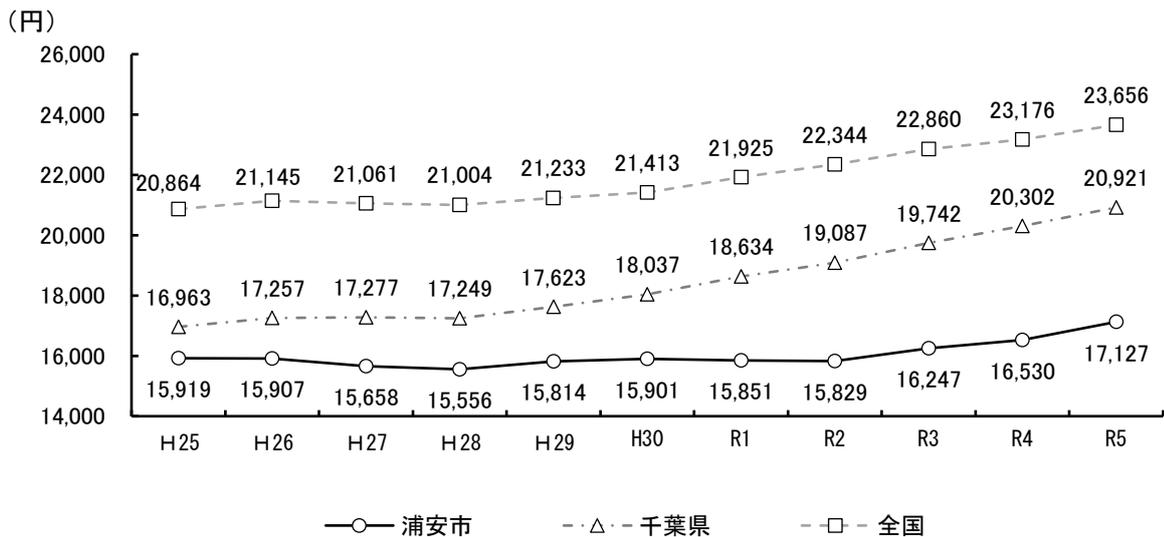
第1号被保険者一人あたり保険給付月額は令和2年以降緩やかな増加傾向となっています。

国、県においては急激に一人あたりの保険給付月額が増加しています。

本市における第1号被保険者一人あたり保険給付月額の推移



国、千葉県と比較した第1号被保険者一人あたり保険給付月額の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報

第3節 被保険者数などの今後の見込み（令和6～8年度）

第9期計画における、介護予防サービス及び介護サービスの見込み量を国の「地域包括ケア見える化システム」を活用し、整理しました。

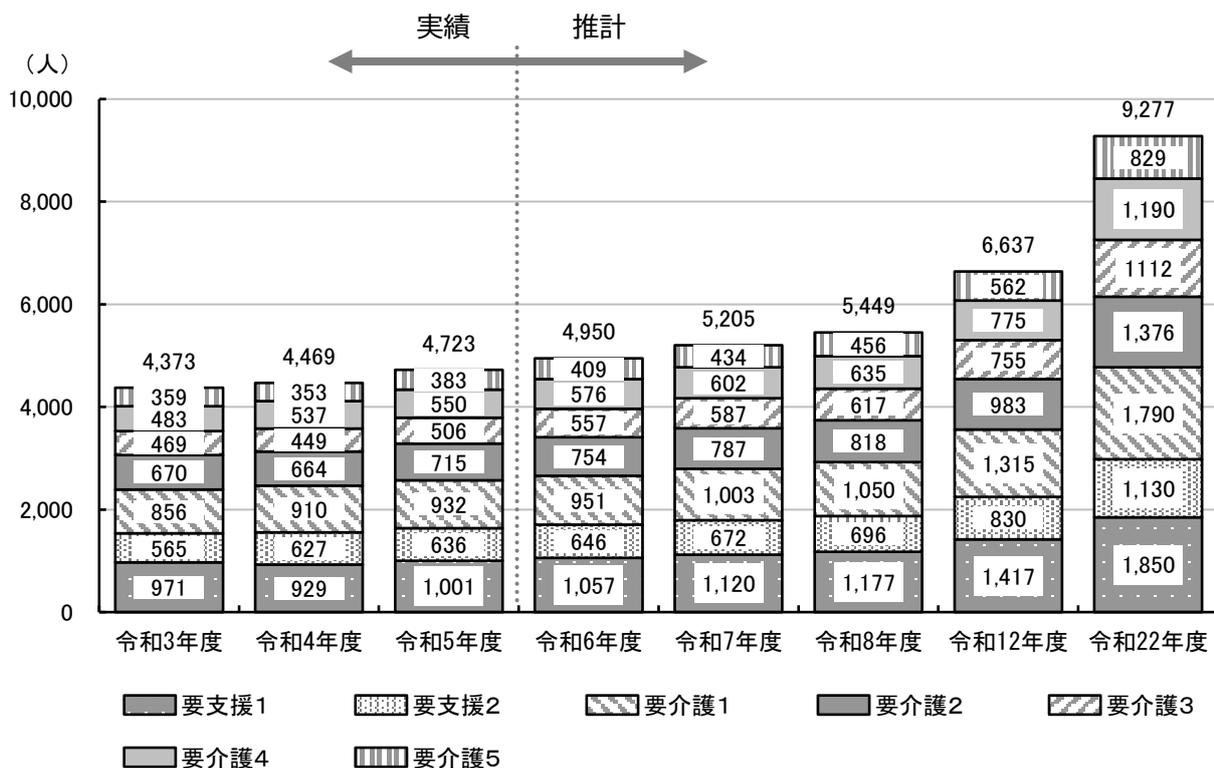
(1) 介護サービス認定者数の推計

要介護・要支援認定者数については、令和8年度には5,449人、令和22年度には9,277人と今後大幅に増加することが見込まれます。

数値の増加を踏まえた施設整備やサービス確保が必要です。

表6 認定者数の推計

	実績値			計画値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総数	4,373	4,469	4,723	4,950	5,205	5,449	6,637	9,277
要支援1	971	929	1,001	1,057	1,120	1,177	1,417	1,850
要支援2	565	627	636	646	672	696	830	1,130
要介護1	856	910	932	951	1,003	1,050	1,315	1,790
要介護2	670	664	715	754	787	818	983	1,376
要介護3	469	449	506	557	587	617	755	1,112
要介護4	483	537	550	576	602	635	775	1,190
要介護5	359	353	383	409	434	456	562	829



このうち、介護保険施設と特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護を除いた人数を推計すると、在宅的なサービスを利用する人数は、令和8年度には4,264人となり、今後3年間で約600人増加し、令和22年度には令和5年度に比べ、約2倍に増加します。在宅の要介護3～5の人数は、令和5年から増加傾向が顕著となっており、今後、後期高齢者の増加に伴い、要介護度の重度化などにより、増加していくことが見込まれます。

表7 在宅サービスの人数

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
認定者数	4,373	4,469	4,723	4,950	5,205	5,449	6,637	9,277
要支援	1,536	1,556	1,637	1,703	1,792	1,873	2,247	2,980
要介護1, 2	1,526	1,574	1,647	1,705	1,790	1,868	2,298	3,166
要介護3～5	1,311	1,339	1,439	1,542	1,623	1,708	2,092	3,131
在宅の人数	3,334	3,416	3,625	3,826	4,052	4,264	5,081	7,038
要支援	1,442	1,468	1,547	1,609	1,693	1,770	2,121	2,816
要介護1, 2	1,263	1,319	1,388	1,434	1,506	1,569	1,924	2,644
要介護3～5	629	629	690	783	853	925	1,036	1,578

(2) 介護サービス（要介護1～5）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率① ※1	令和12年度	令和22年度	伸び率① ※2
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)	710,291	773,948	831,315	121.4%	945,965	1,377,967	216.6%
	回数(回)	17,916	19,551	21,027	117.2%	23,840	34,832	209.3%
	人数(人)	639	686	729	113.7%	855	1,220	202.7%
訪問入浴介護	給付費(千円)	55,558	55,628	55,628	104.1%	79,609	120,847	226.3%
	回数(回)	347	347	347	102.0%	496	753	221.5%
	人数(人)	57	57	57	100.0%	81	123	215.8%
訪問看護	給付費(千円)	281,907	301,121	319,500	125.0%	373,543	538,975	223.9%
	回数(回)	4,912	5,234	5,547	114.6%	6,510	9,359	205.0%
	人数(人)	458	487	514	113.4%	610	869	202.6%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	18,082	19,650	20,206	116.9%	23,992	34,342	207.9%
	回数(回)	507	546	563	115.1%	667	955	204.0%
	人数(人)	56	59	61	115.0%	72	103	202.0%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	168,945	186,435	200,582	112.6%	228,431	329,546	200.2%
	人数(人)	1,017	1,119	1,203	113.2%	1,374	1,980	201.4%
	給付費(千円)	801,072	814,915	855,529	118.1%	1,016,099	1,442,571	206.8%
通所介護	回数(回)	8,245	8,421	8,853	114.3%	10,579	14,934	200.6%
	人数(人)	815	836	880	113.5%	1,053	1,483	199.6%
	給付費(千円)	132,748	132,916	132,916	100.9%	186,269	268,757	204.1%
通所リハビリテーション	回数(回)	1,268	1,268	1,268	99.4%	1,780	2,552	200.1%
	人数(人)	149	149	149	99.3%	210	301	200.7%
	給付費(千円)	196,257	210,565	225,312	118.9%	257,118	375,840	212.0%
短期入所生活介護	日数(日)	1,831	1,958	2,090	116.3%	2,404	3,498	207.6%
	人数(人)	189	202	215	115.4%	249	360	205.7%
	給付費(千円)	31,612	33,400	40,545	123.5%	42,293	63,865	224.1%
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	209	222	268	121.5%	282	424	220.9%
	人数(人)	26	28	33	120.8%	35	52	216.7%
	給付費(千円)	0	0	0	-	0	0	-
短期入所療養介護(病院など)	日数(日)	0	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	-	0	0	-
	給付費(千円)	0	0	0	-	0	0	-
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	-	0	0	-
	給付費(千円)	222,553	238,967	254,934	112.8%	291,794	421,845	199.2%
福祉用具貸与	人数(人)	1,161	1,239	1,311	114.4%	1,535	2,193	202.9%
	給付費(千円)	11,298	12,301	13,014	111.9%	14,118	20,720	189.9%
	人数(人)	32	35	37	173.3%	40	59	295.0%
住宅改修費	給付費(千円)	19,497	19,497	21,360	105.6%	26,152	36,155	189.7%
	人数(人)	20	20	22	147.6%	27	37	264.3%
	給付費(千円)	891,249	893,097	894,253	105.6%	1,246,333	1,812,978	214.4%
特定施設入居者生活介護	人数(人)	351	355	368	107.5%	498	720	216.2%
	(2) 地域密着型サービス							
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	10,529	10,543	10,543	103.6%	18,018	21,086
人数(人)		4	4	4	100.0%	7	8	200.0%
給付費(千円)		0	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	-	0	0	-
	給付費(千円)	163,887	174,212	183,659	118.8%	223,297	310,448	212.0%
	回数(回)	1,865	1,977	2,104	110.5%	2,541	3,520	196.2%
地域密着型通所介護	人数(人)	243	258	273	110.3%	331	459	196.2%
	給付費(千円)	65,565	70,214	75,897	123.8%	85,698	121,348	213.0%
	回数(回)	490	522	562	116.2%	639	902	199.8%
認知症対応型通所介護	人数(人)	53	56	60	115.0%	69	97	198.0%
	給付費(千円)	90,747	98,004	98,366	113.0%	128,929	179,407	211.8%
	人数(人)	45	47	48	113.8%	63	87	212.2%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	395,913	396,414	396,414	103.2%	552,807	796,398	207.4%
	人数(人)	121	121	121	103.4%	169	243	207.7%
	給付費(千円)	0	0	0	-	0	0	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	-	0	0	-
	給付費(千円)	357,447	357,899	357,899	98.9%	505,987	759,654	209.9%
	人数(人)	102	102	102	102.0%	144	216	216.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	16,469	21,447	31,148	-	0	0	-
	人数(人)	9	11	17	-	0	0	-
	(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,069,736	1,071,090	1,071,090	105.1%	1,508,944	2,253,279	221.1%
	人数(人)	296	296	296	103.9%	421	628	220.4%
	給付費(千円)	428,165	411,300	408,234	90.8%	594,154	875,372	191.1%
介護老人保健施設	人数(人)	115	114	113	99.1%	164	241	209.6%
	給付費(千円)	136,492	140,816	145,593	113.2%	209,030	387,201	311.0%
	人数(人)	29	30	31	115.4%	45	84	323.1%
介護療養型医療施設	給付費(千円)							
	人数(人)							
	給付費(千円)	307,607	336,277	356,958	111.9%	419,478	596,938	200.3%
(4) 居宅介護支援	人数(人)	1,667	1,810	1,917	112.2%	2,267	3,212	200.5%
	給付費(千円)	6,583,626	6,780,656	7,000,895	109.9%	8,978,058	13,145,539	212.8%
	合計							

※1：第9期平均値/令和5年度の値*100 ※2：令和22年度の値/令和5年度の値*100

(3) 介護予防サービス（要支援1・2）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率① ※1	令和12年度	令和22年度	伸び率① ※2
(1)介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	106	106	106	31.6%	212	212	63.2%
	回数(回)	1	1	1	33.3%	2	2	66.7%
	人数(人)	1	1	1	100.0%	2	2	200.0%
介護予防訪問看護	給付費(千円)	46,597	48,691	50,473	112.9%	60,906	81,605	189.6%
	回数(回)	1,126	1,175	1,218	106.3%	1,470	1,969	178.5%
	人数(人)	128	134	139	106.9%	168	224	179.2%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,501	1,503	1,503	101.3%	1,753	2,505	168.9%
	回数(回)	41	41	41	100.0%	48	69	167.0%
	人数(人)	6	6	6	100.0%	7	10	166.7%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	22,667	23,966	24,963	107.7%	30,101	39,862	179.8%
	人数(人)	164	173	180	118.9%	217	288	198.6%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	43,781	43,837	43,837	102.7%	58,515	78,896	185.0%
	人数(人)	100	100	100	100.0%	135	181	181.0%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	7,152	7,624	8,087	113.3%	9,394	12,552	186.6%
	日数(日)	114	121	129	114.3%	149	200	188.1%
	人数(人)	16	17	18	113.3%	21	28	186.7%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	-	0	0	-
	日数(日)	0	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	-	0	0	-
	日数(日)	0	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	-	0	0	-
	日数(日)	0	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	50,383	52,742	54,923	112.0%	65,669	88,098	187.2%
	人数(人)	557	584	609	108.4%	729	974	181.0%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	2,305	2,593	2,593	94.2%	3,170	4,034	152.1%
	人数(人)	8	9	9	108.3%	11	14	175.0%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	31,785	34,322	34,322	122.6%	41,950	55,943	204.9%
	人数(人)	25	27	27	105.3%	33	44	176.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	86,509	97,222	106,403	112.3%	112,720	150,032	174.2%
	人数(人)	94	108	113	116.7%	123	163	181.1%
(2)地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	368	368	368	101.1%	368	737	202.5%
	回数(回)	3	3	3	100.0%	3	7	200.0%
	人数(人)	1	1	1	100.0%	1	2	200.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	9,011	9,022	10,200	118.5%	12,030	16,215	204.1%
	人数(人)	9	9	10	103.7%	12	16	177.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	0	-	0	0	-
(3)介護予防支援	給付費(千円)	39,274	41,280	43,053	111.5%	51,553	68,801	186.2%
	人数(人)	643	675	704	108.5%	843	1,125	181.2%
合計	給付費(千円)	341,439	363,276	380,831	111.4%	448,341	599,492	184.6%

※1：第9期平均値/令和5年度の値*100 ※2：令和22年度の値/令和5年度の値*100

(4) 介護施設などの整備目標

介護施設などの整備にあたっては、今後の認定者やサービス利用の増加を踏まえ、令和7年度に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を1箇所整備を進めていきます。

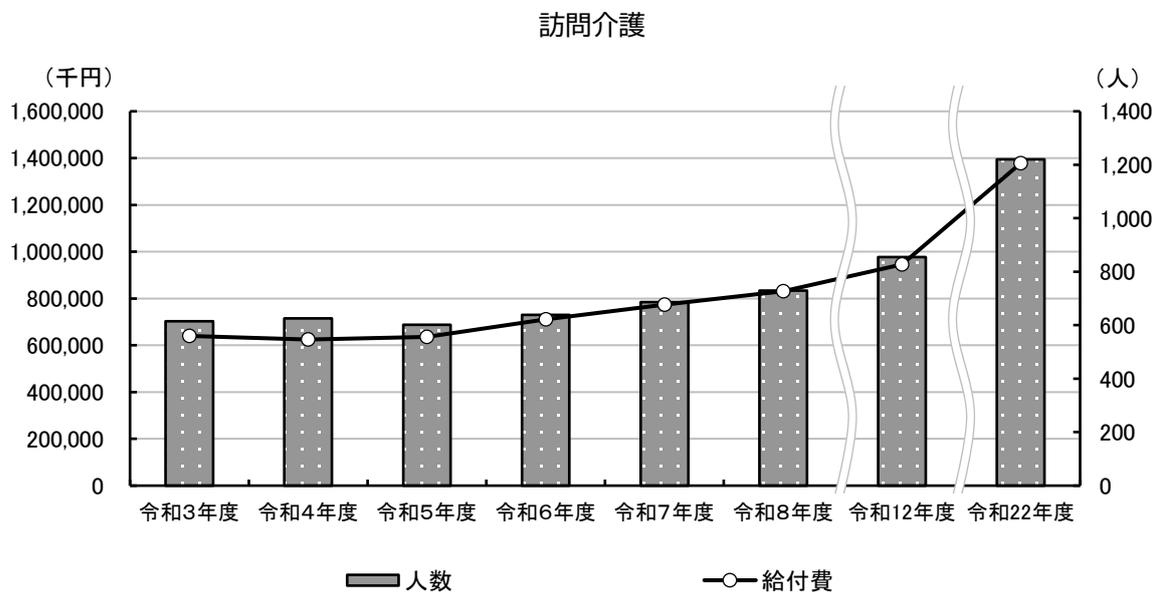
種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	施設数	0	1	0
	定員	0	18	0

(5) 個別のサービスの需要

①訪問介護

訪問介護は、介護福祉士などの訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・掃除・洗濯などの家事、生活などに関する相談・助言など、自立した日常生活が営めるよう、必要な世話をを行うサービスです。介護保険制度の中では最も認知度の高いサービスであると言えます。

今後は、要介護認定者の増加に伴い、利用人数及び給付費が増加していくと予測します。



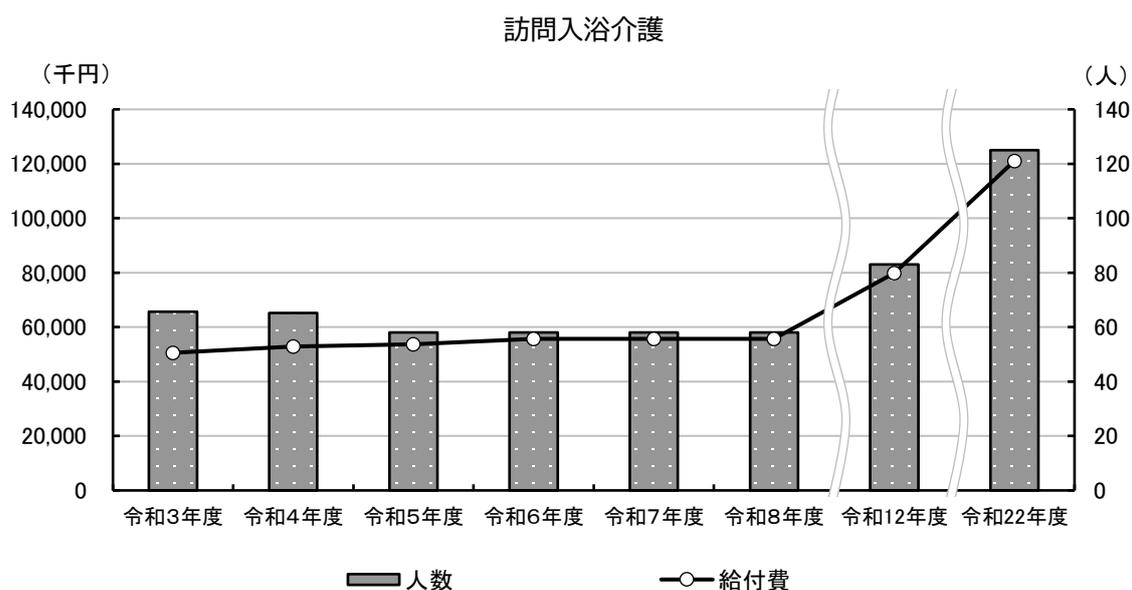
(千円・回・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	640,080	624,555	636,045	710,291	773,948	831,315	945,965	1,377,967
	回数	16,608	16,529	16,641	17,916	19,551	21,027	23,840	34,832
	人数	615	626	602	639	686	729	855	1,220
合計	給付費	640,080	624,555	636,045	710,291	773,948	831,315	945,965	1,377,967
	回数	16,608	16,529	16,641	17,916	19,551	21,027	23,840	34,832
	人数	615	626	602	639	686	729	855	1,220

②訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要支援・要介護者の居宅を入浴車で訪問して、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図るものです。自宅の浴槽で入浴できない方や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用できない方などが利用されています。

今後は対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



(千円・回・人)

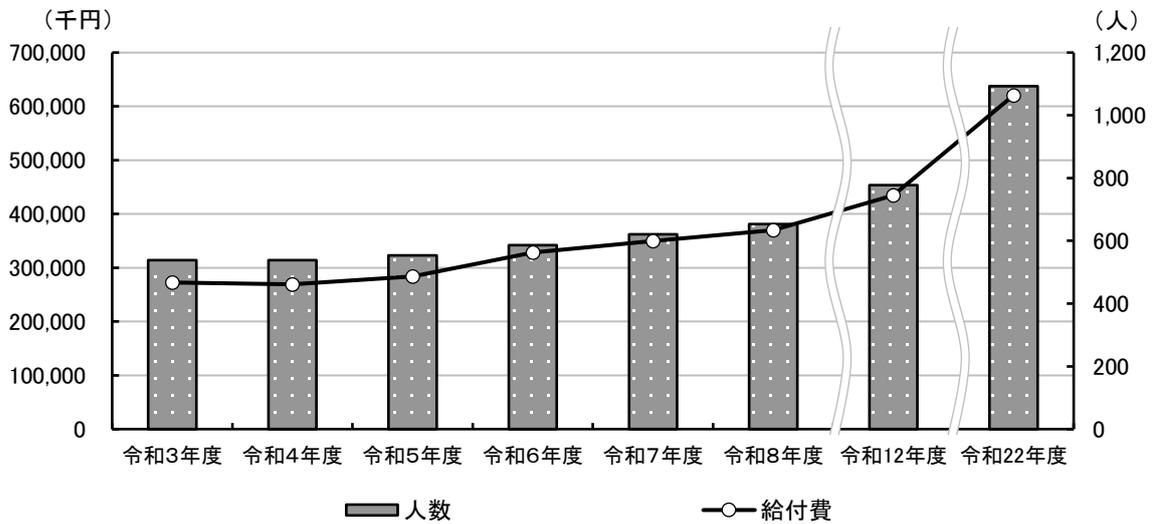
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	50,564	52,846	53,396	55,558	55,628	55,628	79,609	120,847
	回数	326	337	340	347	347	347	496	753
	人数	66	64	57	57	57	57	81	123
予防給付	給付費	0	81	335	106	106	106	212	212
	回数	0	1	3	1	1	1	2	2
	人数	0	1	1	1	1	1	2	2
合計	給付費	50,564	52,927	53,731	55,664	55,734	55,734	79,821	121,059
	回数	326	338	343	348	348	348	498	755
	人数	66	65	58	58	58	58	83	125

③訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが、要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

現在、毎年利用が増加していますが、今後、医療・介護連携が促進されることにより、在宅において医療ケア（人工呼吸器管理・点滴管理・胃瘻や人工肛門のケア・膀胱洗浄・留置カテーテルの管理・緩和ケアにおける投薬管理など）や、リハビリテーションが必要となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。

訪問看護



(千円・回・人)

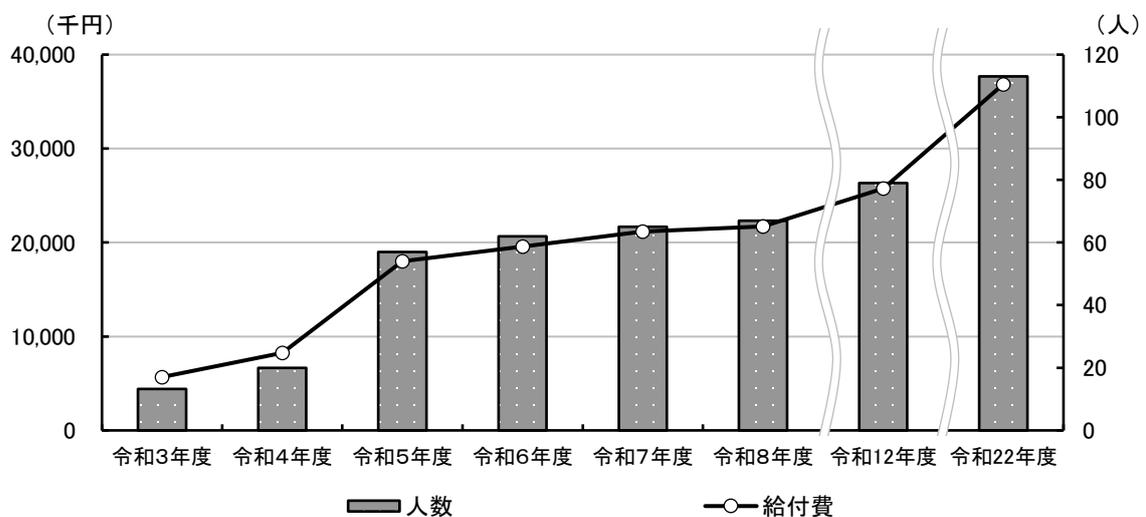
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	226,970	223,949	240,752	281,907	301,121	319,500	373,543	538,975
	回数	4,128	4,153	4,566	4,912	5,234	5,547	6,510	9,359
	人数	405	404	429	458	487	514	610	869
予防給付	給付費	45,483	45,194	43,043	46,597	48,691	50,473	60,906	81,605
	回数	1,138	1,124	1,103	1,126	1,175	1,218	1,470	1,969
	人数	134	134	125	128	134	139	168	224
合計	給付費	272,453	269,143	283,795	328,504	349,812	369,973	434,449	620,580
	回数	5,266	5,277	5,669	6,038	6,409	6,764	7,980	11,328
	人数	539	538	554	586	621	653	778	1,093

④訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士※・作業療法士※・言語聴覚士が、要支援・要介護者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

今後、在宅で療養する要介護認定者の増加に伴い、廃用症候群予防や脳血管疾患後遺症のリハビリなど、需要が増えていくものと見込まれます。

訪問リハビリテーション



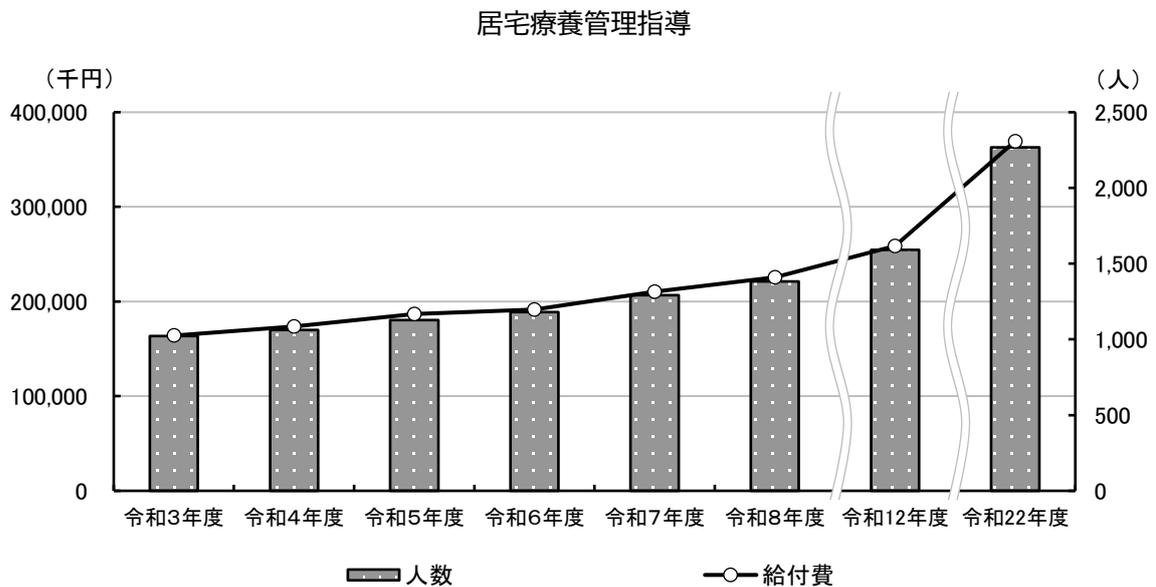
(千円・回・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	4,414	6,241	16,520	18,082	19,650	20,206	23,992	34,342
	回数	127	166	468	507	546	563	667	955
	人数	10	14	51	56	59	61	72	103
予防給付	給付費	1,262	2,024	1,483	1,501	1,503	1,503	1,753	2,505
	回数	36	56	41	41	41	41	48	69
	人数	4	6	6	6	6	6	7	10
合計	給付費	5,676	8,265	18,004	19,583	21,153	21,709	25,745	36,847
	回数	163	221	509	548	588	604	715	1,023
	人数	13	20	57	62	65	67	79	113

⑤居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な要支援・要介護者に対して、病院、診療所の薬局または訪問看護ステーションの医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士・保健師・看護師などが自宅を訪問して行う療養上の管理、指導などのサービスです。

医療・介護連携が進み、在宅療養者が増加していることから、今後も対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



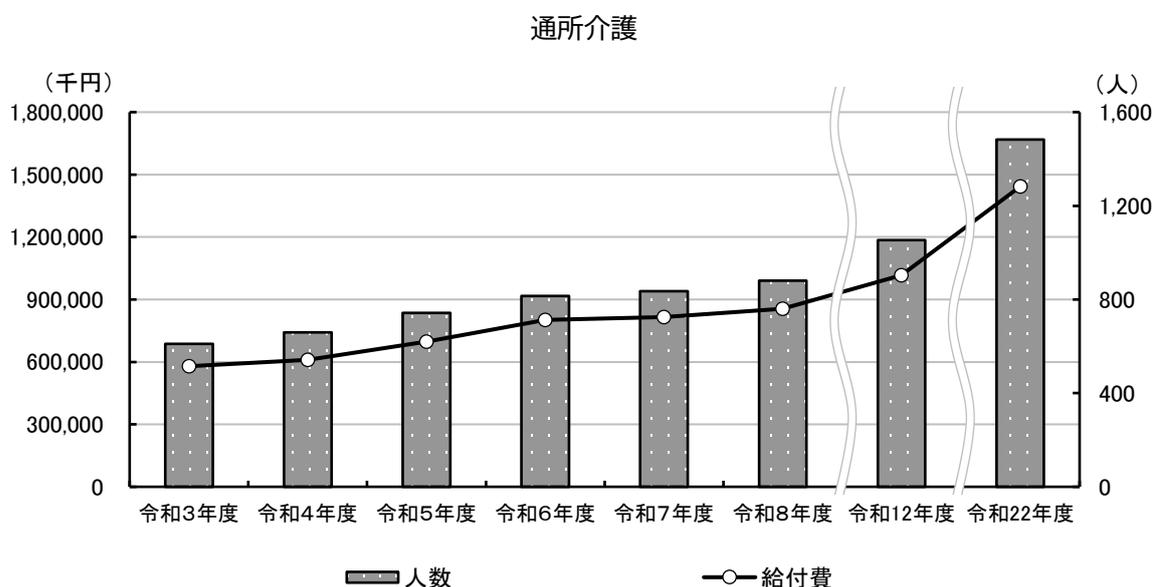
(千円・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	145,715	153,783	164,647	168,945	186,435	200,582	228,431	329,546
	人数	889	925	983	1,017	1,119	1,203	1,374	1,980
予防給付	給付費	18,328	19,996	22,167	22,667	23,966	24,963	30,101	39,862
	人数	134	137	145	164	173	180	217	288
合計	給付費	164,043	173,779	186,814	191,612	210,401	225,545	258,532	369,408
	人数	1,023	1,063	1,128	1,181	1,292	1,383	1,591	2,268

⑥通所介護

通所介護は、できるだけ自立した日常生活を営めるように、要介護者が通所介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴や排泄、食事の提供などの介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を受けるサービスです。一般的に自宅とデイサービスセンター間の送迎もサービスに含まれます。

なお、通所介護サービスについては、予防給付が地域支援事業※に移行完了しているため、第9期計画期間では介護給付のみの計上となります。今後は、要介護認定者の増加に伴い、利用人数及び給付費が増加していくと予測します。



(千円・回・人)

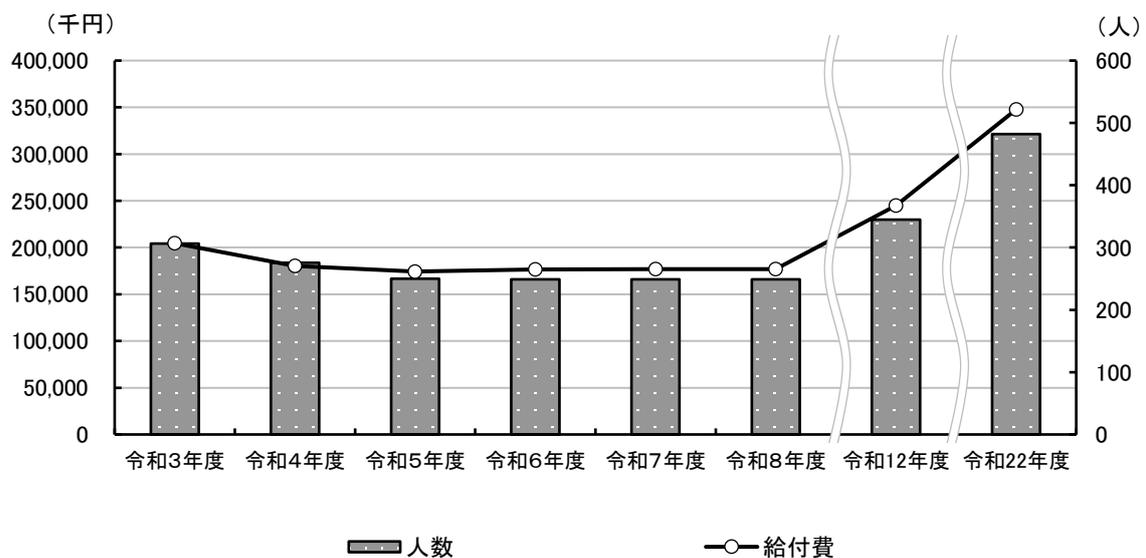
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	579,308	610,187	697,676	801,072	814,915	855,529	1,016,099	1,442,571
	回数	6,199	6,560	7,443	8,245	8,421	8,853	10,579	14,934
	人数	611	659	743	815	836	880	1,053	1,483
合計	給付費	579,308	610,187	697,676	801,072	814,915	855,529	1,016,099	1,442,571
	回数	6,199	6,560	7,443	8,245	8,421	8,853	10,579	14,934
	人数	611	659	743	815	836	880	1,053	1,483

⑦通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要支援・要介護者が医師の指示に基づき、介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、一定期間にわたり、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

廃用症候群を予防し、できる限り自立した在宅生活を可能とするために、対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。

通所リハビリテーション



(千円・回・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	158,105	135,547	131,679	132,748	132,916	132,916	186,269	268,757
	回数	1,583	1,349	1,275	1,268	1,268	1,268	1,780	2,552
	人数	199	173	150	149	149	149	210	301
予防給付	給付費	46,385	44,781	42,656	43,781	43,837	43,837	58,515	78,896
	回数								
	人数	107	103	100	100	100	100	135	181
合計	給付費	204,490	180,328	174,335	176,529	176,753	176,753	244,784	347,653
	回数	1,583	1,349	1,275	1,268	1,268	1,268	1,780	2,552
	人数	306	276	250	249	249	249	345	482

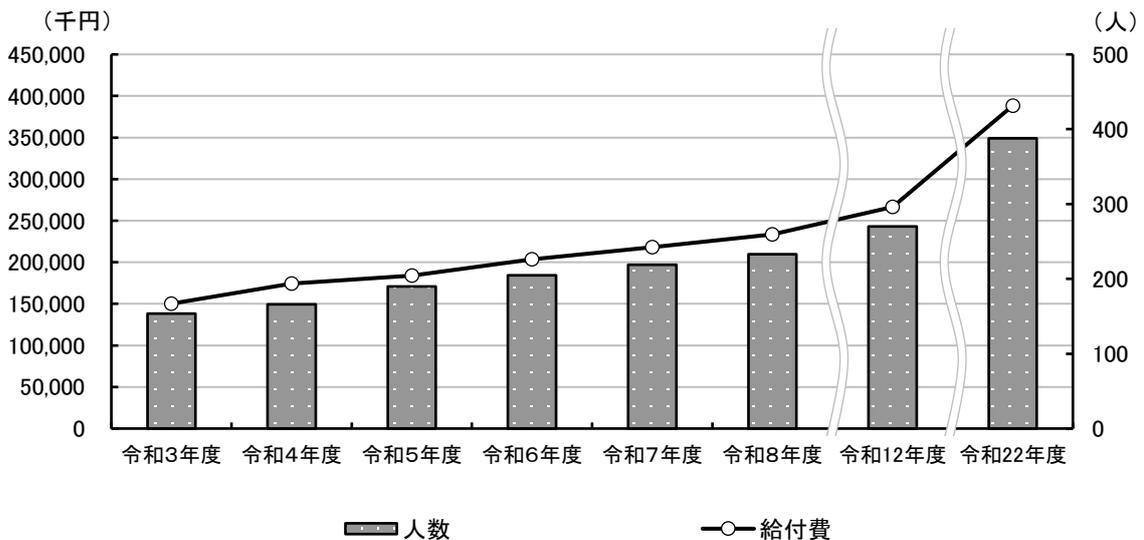
*予防通所リハビリテーションは、月あたりの単価となるため、回数は記載しない

⑧短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要支援・要介護者が特別養護老人ホームなどに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。対象者は、在宅生活で心身の状態が虚弱化した場合、または家族が疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により介護ができなくなった場合、または家族介護者の身体的、精神的な負担を軽減するために休養が必要になった場合などにおいて、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要支援・要介護者となります。

在宅生活を維持していくためには、介護者の支援も重要な対策であり、短期入所生活介護（ショートステイ）は、介護者の負担を軽減し、安心して在宅療養生活を継続するために欠かせない支援のひとつです。今後は対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。

短期入所生活介護



(千円・日・人)

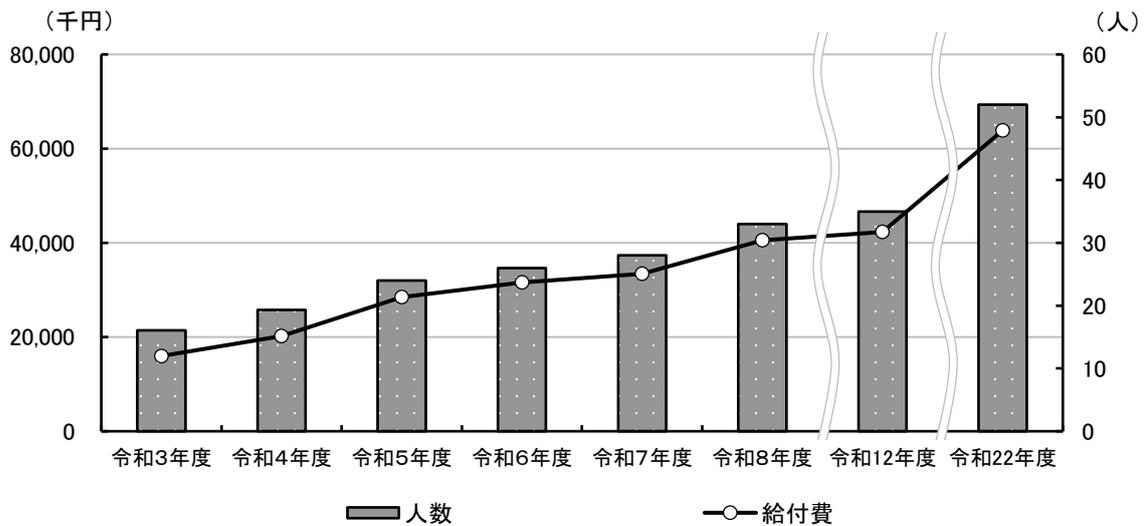
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	147,868	171,660	177,270	196,257	210,565	225,312	257,118	375,840
	日数	1,434	1,628	1,685	1,831	1,958	2,090	2,404	3,498
	人数	148	159	175	189	202	215	249	360
予防給付	給付費	2,347	2,685	6,727	7,152	7,624	8,087	9,394	12,552
	日数	34	38	106	114	121	129	149	200
	人数	6	7	15	16	17	18	21	28
合計	給付費	150,215	174,345	183,997	203,409	218,189	233,399	266,512	388,392
	日数	1,468	1,666	1,791	1,945	2,080	2,219	2,554	3,697
	人数	154	166	190	205	219	233	270	388

⑨短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、看護、医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

在宅療養者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。

短期入所療養介護



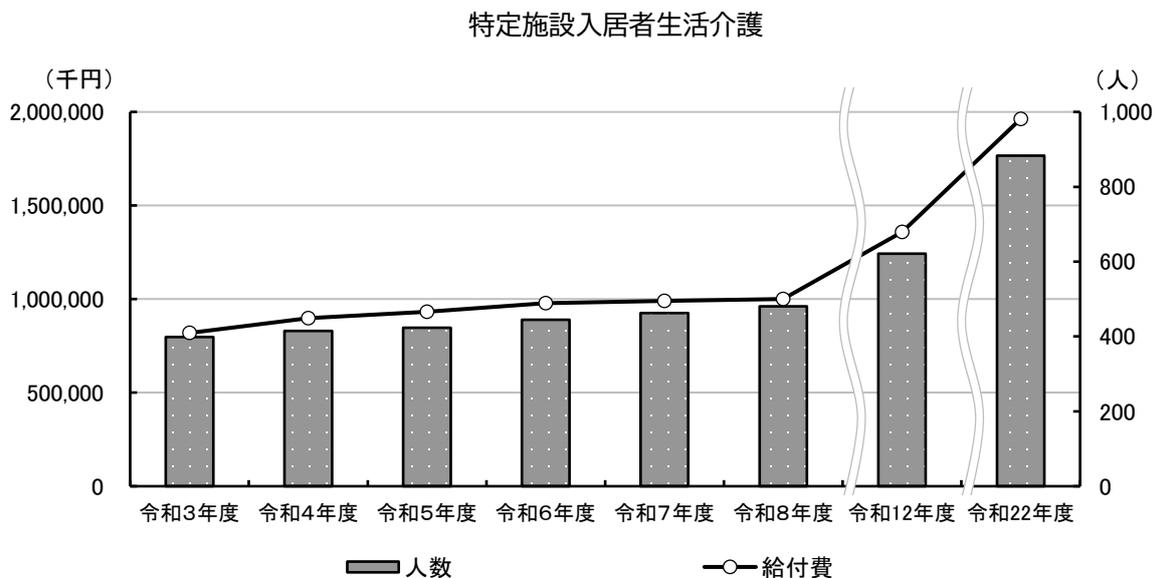
(千円・日・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	15,970	19,722	28,501	31,612	33,400	40,545	42,293	63,865
	日数	109	136	192	209	222	268	282	424
	人数	16	18	24	26	28	33	35	52
予防給付	給付費	0	482	0	0	0	0	0	0
	日数	0	4	0	0	0	0	0	0
	人数	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	給付費	15,970	20,204	28,501	31,612	33,400	40,545	42,293	63,865
	日数	109	140	192	209	222	268	282	424
	人数	16	19	24	26	28	33	35	52

⑩特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム※など）に入居している要支援・要介護者に対して提供される入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話といったサービスを介護保険の給付対象とするものです。特定施設に入居している高齢者が受けるサービスですが、介護保険法上、そこで提供される介護や機能訓練などは、居宅サービスと位置づけられています。

特定施設入居者生活介護の対象となる施設は、有料老人ホームや軽費老人ホーム※（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護サービスを提供する施設となっています。今後、このような高齢者の住環境の選択肢が増えると予測される中、対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



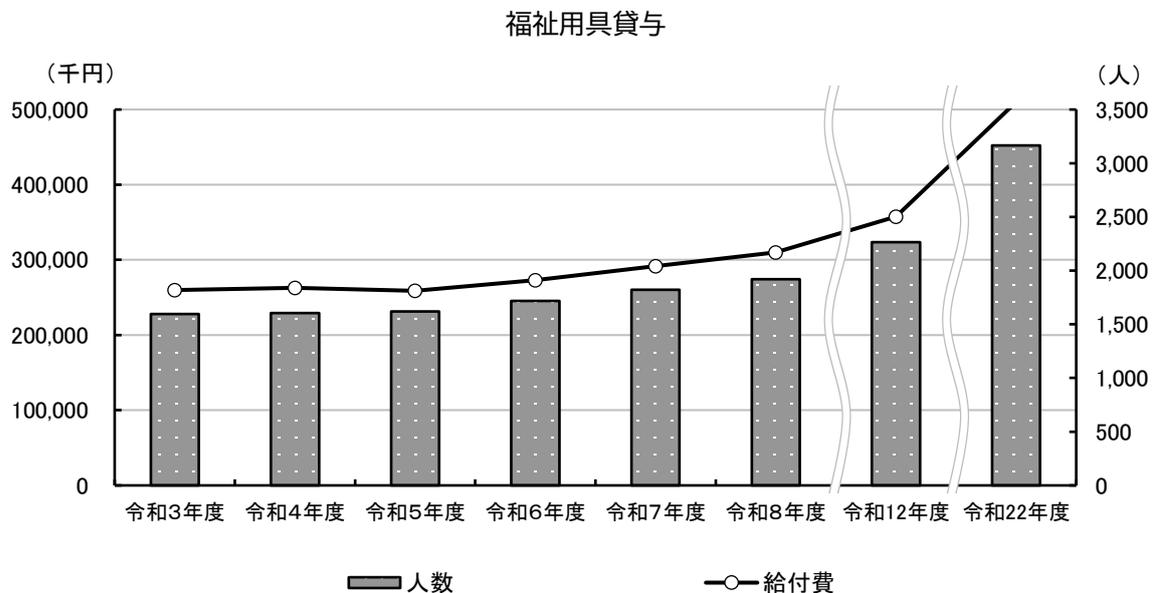
(千円・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	734,647	816,199	845,479	891,249	893,097	894,253	1,246,333	1,812,978
	人数	306	326	333	351	355	368	498	720
予防給付	給付費	84,311	81,237	86,127	86,509	97,222	106,403	112,720	150,032
	人数	93	89	90	94	108	113	123	163
合計	給付費	818,958	897,436	931,606	977,758	990,319	1,000,656	1,359,053	1,963,010
	人数	399	415	423	445	463	481	621	883

①福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要支援・要介護者に対し適切な福祉用具を貸与することで、日常生活上の便宜や機能訓練、介護者の負担軽減を図るサービスです。貸与の対象となる用具として、車いす、車いす付属品（クッション、電動補助装置など）、特殊寝台、特殊寝台付属品（マット、サイドレールなど）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置の13品目が指定されています。

幅広い状態像の高齢者に対して適用されるサービスであり、制度利用のきっかけとなるサービスでもあることから、毎年利用が増加しています。今後も対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。



(千円・人)

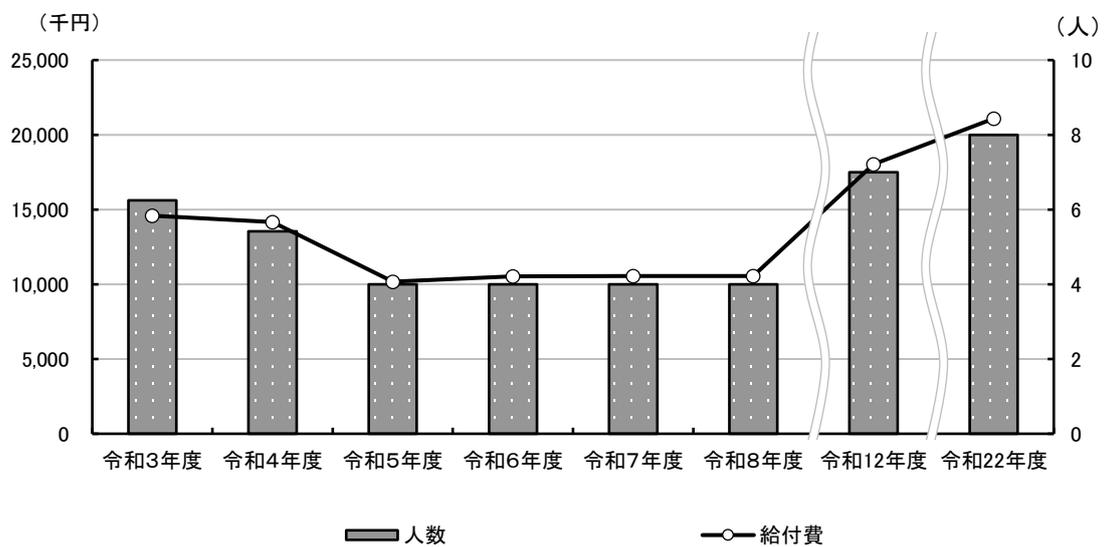
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	214,613	217,108	211,806	222,553	238,967	254,934	291,794	421,845
	人数	1,099	1,098	1,081	1,161	1,239	1,311	1,535	2,193
予防給付	給付費	45,027	45,866	47,056	50,383	52,742	54,923	65,669	88,098
	人数	498	508	538	557	584	609	729	974
合計	給付費	259,640	262,974	258,862	272,936	291,709	309,857	357,463	509,943
	人数	1,597	1,606	1,619	1,718	1,823	1,920	2,264	3,167

⑫定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護認定者の在宅生活を可能な限り切れ目なく支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的あるいは密接に連携しながら実施する短時間の定期巡回型訪問と、利用者からの通報により電話対応や訪問などの随時対応を行うサービスです。

施設入所を選択せず、在宅生活を継続する場合、対象となる要介護認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護



(千円・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	14,581	14,164	10,176	10,529	10,543	10,543	18,018	21,086
	人数	6	5	4	4	4	4	7	8
合計	給付費	14,581	14,164	10,176	10,529	10,543	10,543	18,018	21,086
	人数	6	5	4	4	4	4	7	8

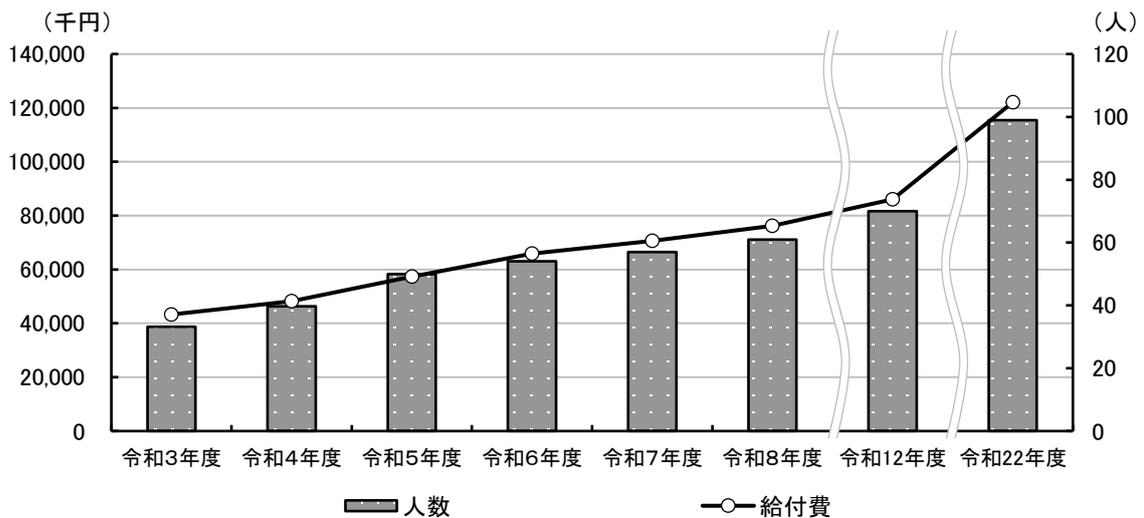
③認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者が可能な限り居宅で自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指す通所サービスです。

介護老人福祉施設、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、特定施設に併設されない「単独型」、併設される「併設型」、認知症対応型共同生活介護事業所の居間や食堂、介護老人福祉施設や特定施設の食堂または共同生活室で行われる「共用型」の3タイプがあります。

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者患者の増加とともに利用が増加するものと見込まれます。

認知症対応型通所介護



(千円・回・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	43,097	47,754	56,972	65,565	70,214	75,897	85,698	121,348
	回数	341	375	452	490	522	562	639	902
	人数	33	39	49	53	56	60	69	97
予防給付	給付費	201	448	364	368	368	368	368	737
	回数	2	4	3	3	3	3	3	7
	人数	1	1	1	1	1	1	1	2
合計	給付費	43,298	48,202	57,336	65,933	70,582	76,265	86,066	122,085
	回数	343	379	455	494	526	566	642	909
	人数	33	40	50	54	57	61	70	99

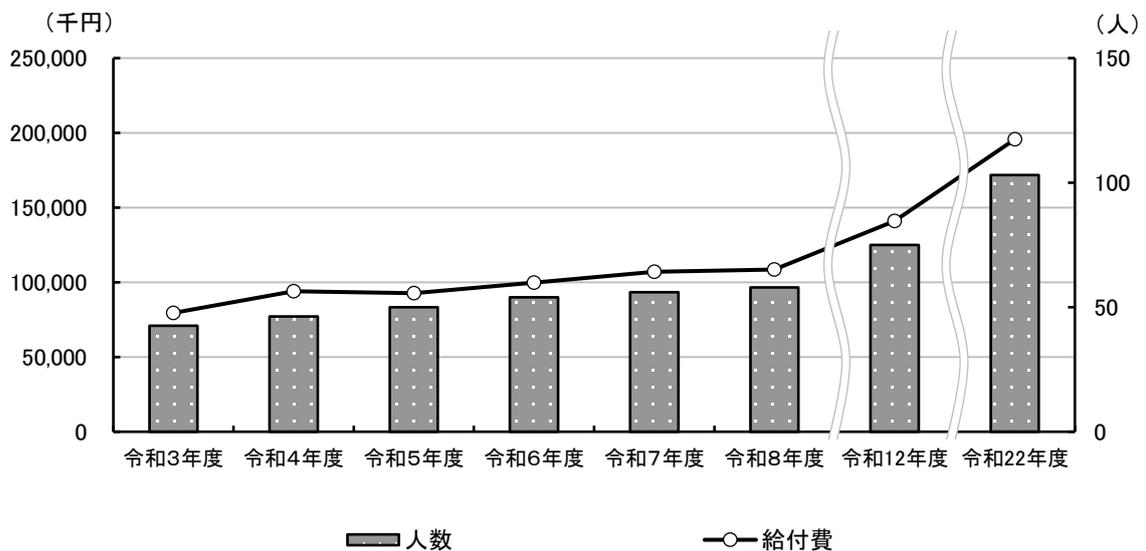
⑭小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、サービス拠点への通所や短期間宿泊、拠点からのヘルパー派遣による自宅での入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

「通い」「訪問」「宿泊」の機能を組み合わせて利用することにより、在宅生活を支援します。

「日中の通いの場」を求める介護者の増加、認知症の症状に合わせた「訪問サービス」の希望、介護者のレスパイトを確保するための「お泊り機能」など認知症高齢者や対象となる要介護認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。

小規模多機能型居宅介護



(千円・人)

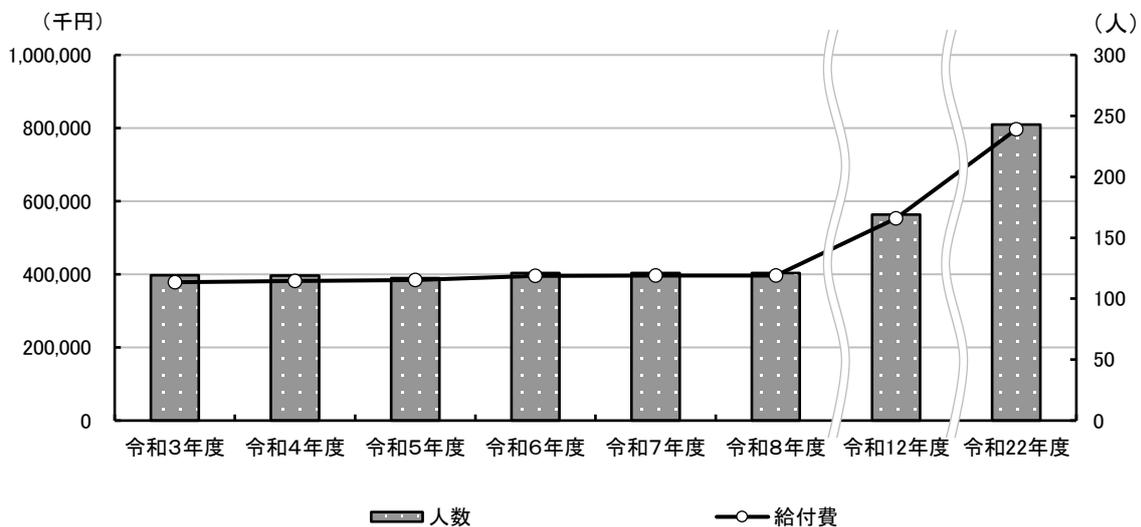
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	74,612	91,093	84,708	90,747	98,004	98,366	128,929	179,407
	人数	36	43	41	45	47	48	63	87
予防給付	給付費	4,906	2,859	7,944	9,011	9,022	10,200	12,030	16,215
	人数	6	3	9	9	9	10	12	16
合計	給付費	79,518	93,952	92,652	99,758	107,026	108,566	140,959	195,622
	人数	43	46	50	54	56	58	75	103

⑮認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の利用者が少人数で共同生活を営む、グループホームにおいて実施されるサービスです。家庭的な環境と地域住民との交流のもと、介護や日常生活上の世話をを行い、能力に応じて自立した生活を営めるようにするものです。

単身の認知症高齢者や高齢者のみ世帯の認知症高齢者が、たとえ認知症となっても、住み慣れた地域で最後まで過ごすことが可能となるように施設整備を進めていきますが、施設数の増加に伴う利用人数や給付費の増加が見込まれます。

認知症対応型共同生活介護



(千円・人)

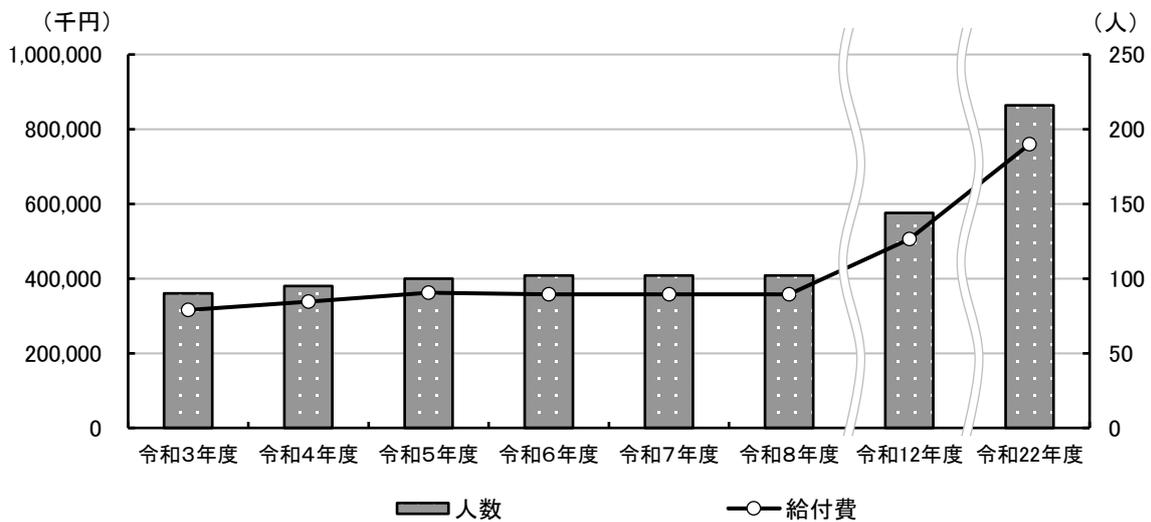
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	378,324	382,149	384,026	395,913	396,414	396,414	552,807	796,398
	人数	119	119	117	121	121	121	169	243
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	給付費	378,324	382,149	384,026	395,913	396,414	396,414	552,807	796,398
	人数	119	119	117	121	121	121	169	243

⑯地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、要介護者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

中長期的には施設整備の検討も必要となることから、利用人数や給付費の増加が見込まれます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



(千円・人)

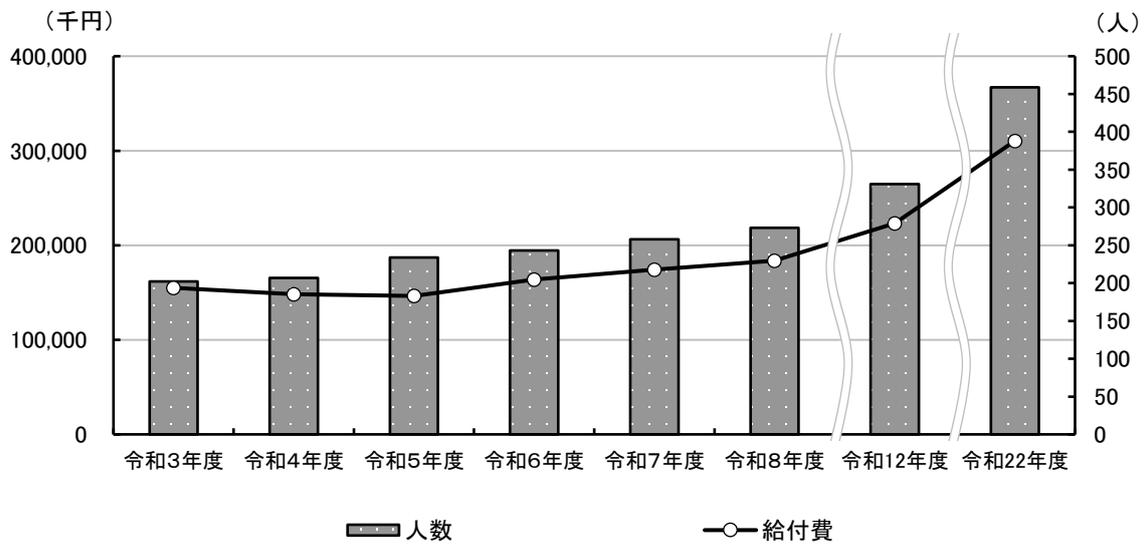
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	315,741	338,009	361,847	357,447	357,899	357,899	505,987	759,654
	人数	90	95	100	102	102	102	144	216
合計	給付費	315,741	338,009	361,847	357,447	357,899	357,899	505,987	759,654
	人数	90	95	100	102	102	102	144	216

⑰地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、家族の負担軽減を図ります。

今後も対象となる認定者の増加に伴い、需要が増えていくものと見込まれます。

地域密着型通所介護



(千円・回・人)

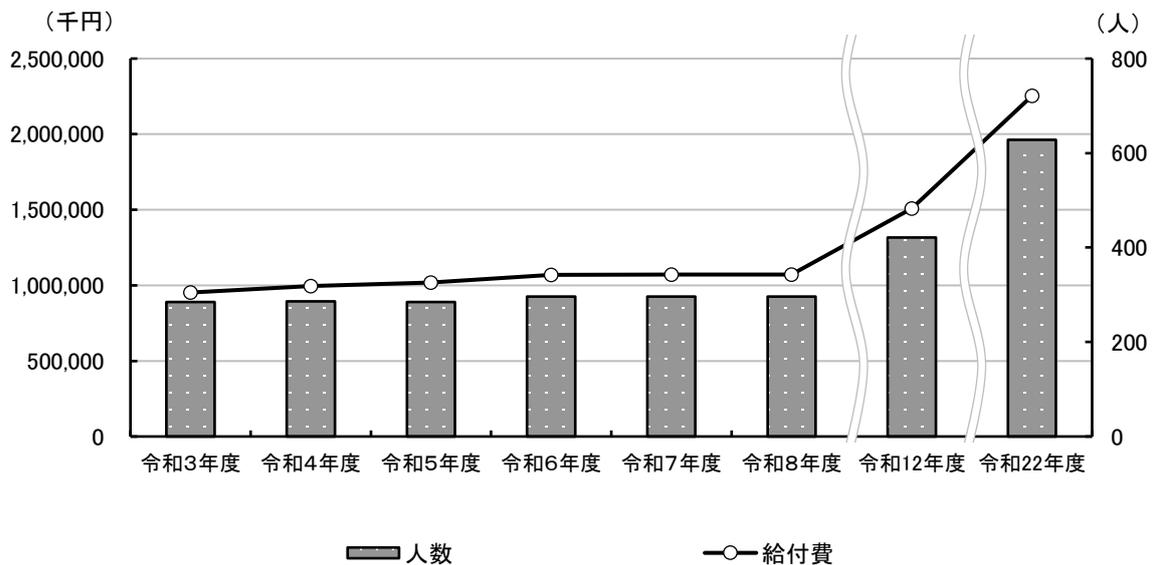
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	154,981	148,142	146,435	163,887	174,212	183,659	223,297	310,448
	回数	1,683	1,652	1,794	1,865	1,977	2,104	2,541	3,520
	人数	202	207	234	243	258	273	331	459
合計	給付費	154,981	148,142	146,435	163,887	174,212	183,659	223,297	310,448
	回数	1,683	1,652	1,794	1,865	1,977	2,104	2,541	3,520
	人数	202	207	234	243	258	273	331	459

⑱介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする方で自宅での生活が困難な方に生活全般の介護を行う施設です。従来から老人福祉法で特別養護老人ホームとして整備されましたが、介護保険法では、このうち都道府県知事の指定を受けたものを指定介護老人福祉施設として、保険給付の対象としています。特別養護老人ホームへの入所申込みは、浦安市内の施設の検討だけでなく、広域的に市外施設も選択肢に加えることができます。

本市における特別養護老人ホームの整備は、市内での用地確保が難しいなどの課題もありますが、需要を見極めながら検討を進めていきます。

介護老人福祉施設



(千円・人)

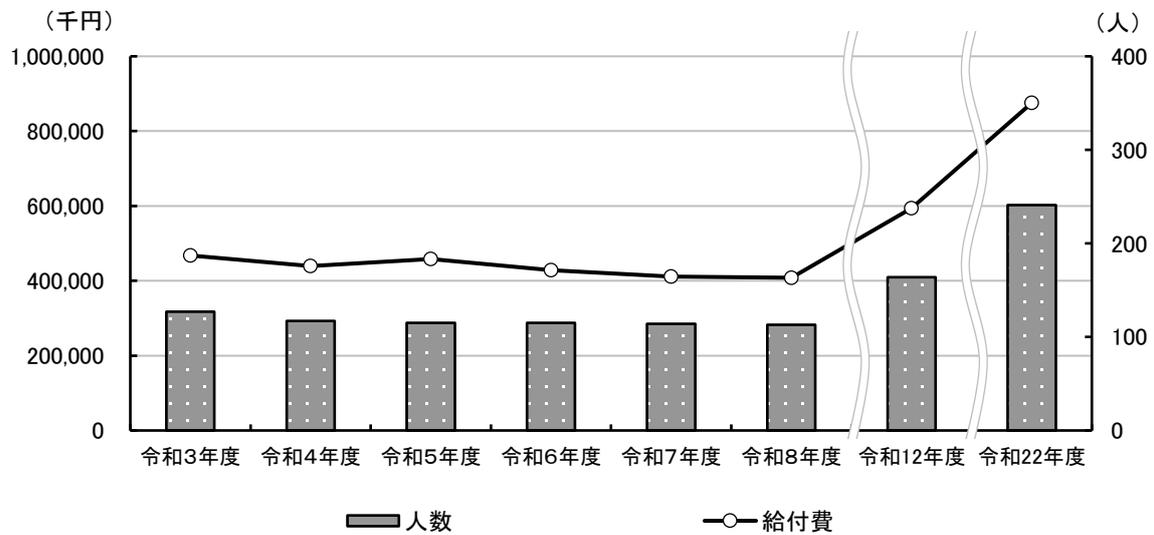
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	952,325	995,554	1,019,116	1,069,736	1,071,090	1,071,090	1,508,944	2,253,279
	人数	285	286	285	296	296	296	421	628
合計	給付費	952,325	995,554	1,019,116	1,069,736	1,071,090	1,071,090	1,508,944	2,253,279
	人数	285	286	285	296	296	296	421	628

⑨介護老人保健施設

介護老人保健施設は、心身の機能維持・回復を図り、居宅において生活できるようになるための支援が必要な要介護者に対して、医療や看護、医学的管理下の介護、機能訓練などを提供するものです。

中長期的には施設整備の検討も必要となることから、利用人数や給付費の増加が見込まれます。

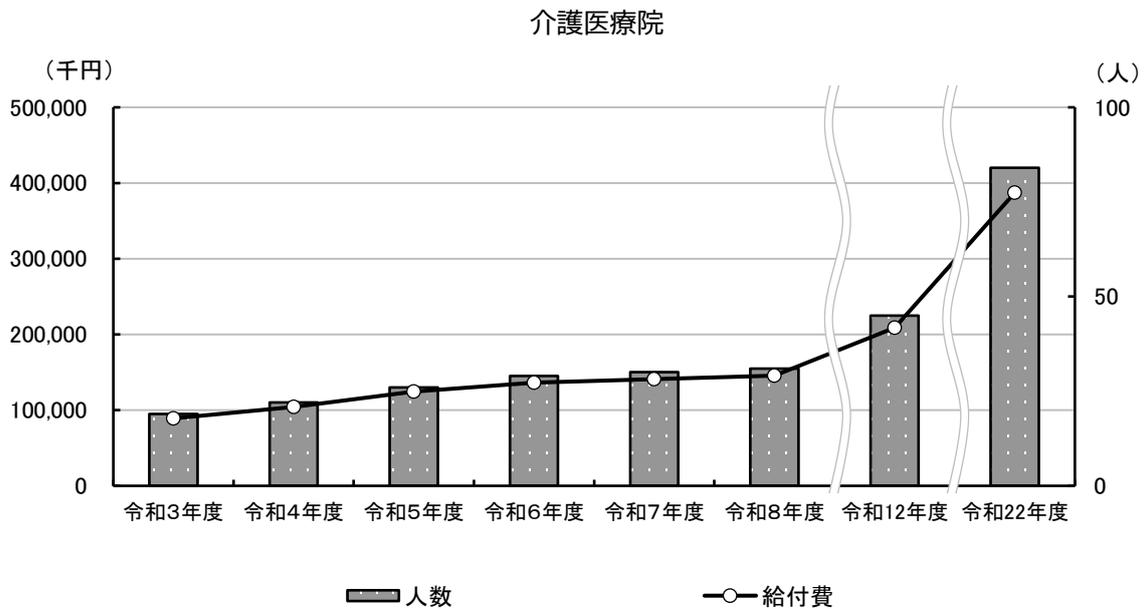
介護老人保健施設



		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	467,821	439,806	458,013	428,165	411,300	408,234	594,154	875,372
	人数	127	117	115	115	114	113	164	241
合計	給付費	467,821	439,806	458,013	428,165	411,300	408,234	594,154	875,372
	人数	127	117	115	115	114	113	164	241

⑩介護医療院

介護医療院は平成30年度から創設されたサービスで、要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の介護」を一体的に提供するものです。介護療養型医療施設からの移行を見込んでいます。



(千円・人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	給付費	89,114	104,374	124,503	136,492	140,816	145,593	209,030	387,201
	人数	19	22	26	29	30	31	45	84
合計	給付費	89,114	104,374	124,503	136,492	140,816	145,593	209,030	387,201
	人数	19	22	26	29	30	31	45	84

第4節 総給付費、介護給付費・予防給付費の見込み

総給付費については、令和8年度で約73.8億円、令和12年度で約94.3億円、令和22年度では137.5億円と推計されます。

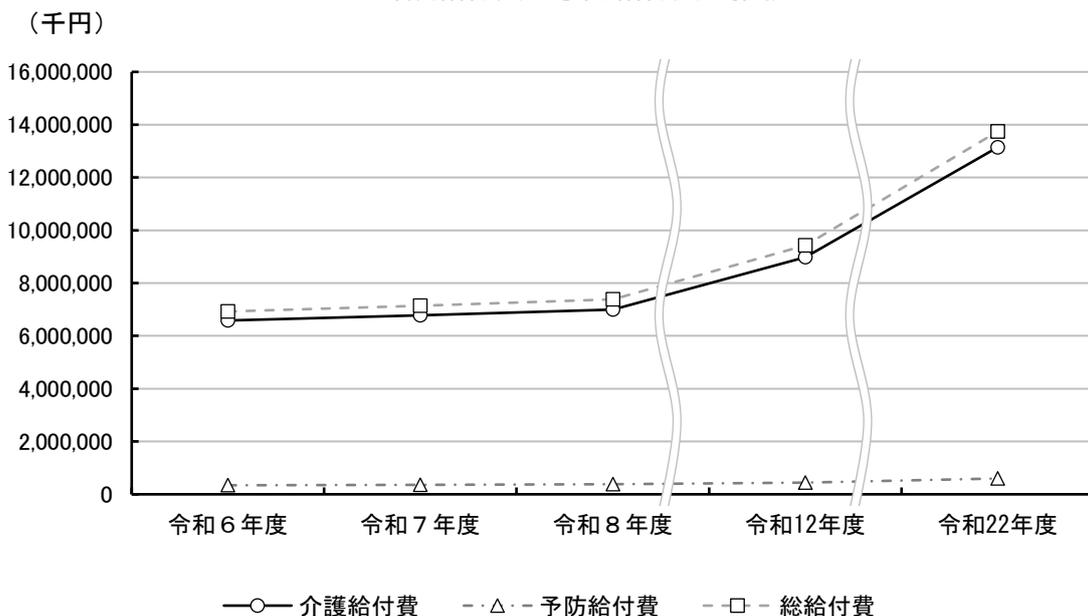
介護給付費については、令和8年度で約70.0億円、令和12年度で約89.8億円、令和22年度では131.5億円と推計されます。

予防給付費については、令和8年度で約3.8億円、令和12年度で約4.5億円、令和22年度では6.0億円と推計されます。

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費	6,925,065	7,143,932	7,381,726	9,426,399	13,745,031
在宅サービス	3,833,855	4,005,046	4,192,304	5,116,106	7,358,147
地域密着型サービス	1,109,936	1,138,123	1,164,494	1,527,134	2,205,293
施設サービス	1,634,393	1,623,206	1,624,917	2,312,128	3,515,852
居宅介護支援	346,881	377,557	400,011	471,031	665,739
介護給付費	6,583,626	6,780,656	7,000,895	8,978,058	13,145,539
在宅サービス	3,541,069	3,692,440	3,865,094	4,731,716	6,844,408
地域密着型サービス	1,100,557	1,128,733	1,153,926	1,514,736	2,188,341
施設サービス	1,634,393	1,623,206	1,624,917	2,312,128	3,515,852
居宅介護支援	307,607	336,277	356,958	419,478	596,938
予防給付費	341,439	363,276	380,831	448,341	599,492
在宅サービス	292,786	312,606	327,210	384,390	513,739
地域密着型サービス	9,379	9,390	10,568	12,398	16,952
施設サービス					
居宅介護支援[n1]	39,274	41,280	43,053	51,553	68,801

介護給付費と予防給付費の推移



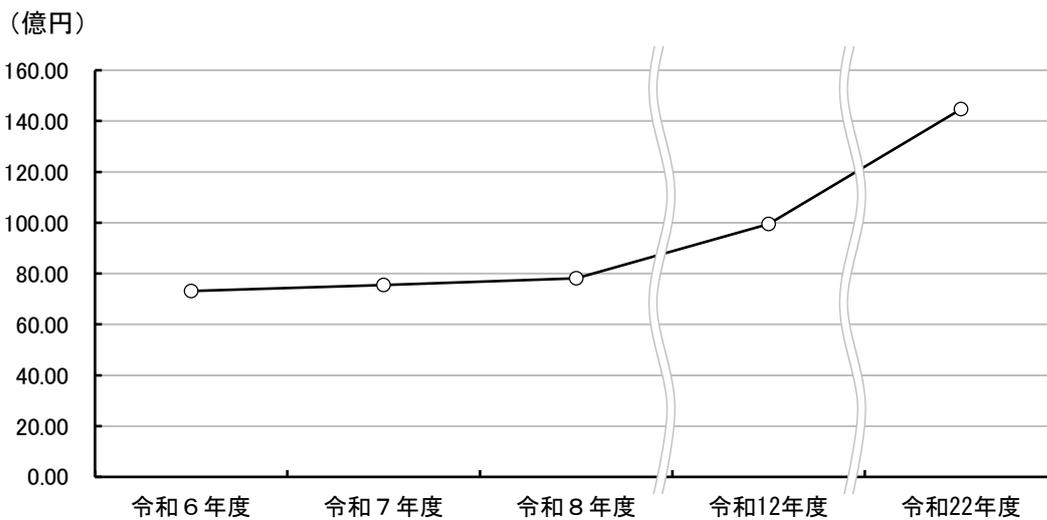
第5節 標準給付費

総給付費に他の介護保険給付にかかる費用を加えた標準給付費は、第9期計画期間中では226.8億円が見込まれます。

(円)

	第9期				令和12年度	令和22年度
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
標準給付費見込額	22,679,917,964	7,314,267,623	7,553,716,237	7,811,934,104	9,949,335,126	14,469,802,144
総給付費	21,450,723,000	6,925,065,000	7,143,932,000	7,381,726,000	9,426,399,000	13,745,031,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	438,084,752	138,709,768	146,047,940	153,327,044	186,329,002	258,245,457
高額介護サービス費※等給付額（財政影響額調整後）	674,333,718	213,486,228	224,821,145	236,026,345	286,194,312	396,655,274
高額医療合算介護サービス費等給付額	96,848,344	30,691,377	32,274,202	33,882,765	41,809,762	57,946,863
算定対象審査支払手数料	19,928,150	6,315,250	6,640,950	6,971,950	8,603,050	11,923,550

標準給付費見込額



第6節 地域支援事業費などの見込み

(1) 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要支援・要介護状態になることを防止するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

主な地域支援事業として、以下の事業を実施する予定です。

① 介護予防・日常生活支援総合事業※

主な事業内容
・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・訪問介護相当サービス事業 ・通所介護相当サービス事業 など

② 包括的支援事業

【包括的支援事業】（地域包括支援センターの運営）

主な事業内容
・市内5か所地域包括支援センター運営 など

【包括的支援事業】（社会保障充実分）

主な事業内容
・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体制整備事業 ・認知症地域支援・ケア向上推進事業 ・地域ケア会議推進事業 など

③ 任意事業

主な事業内容
・介護サービス相談員派遣事業 ・成年後見制度利用支援事業 など

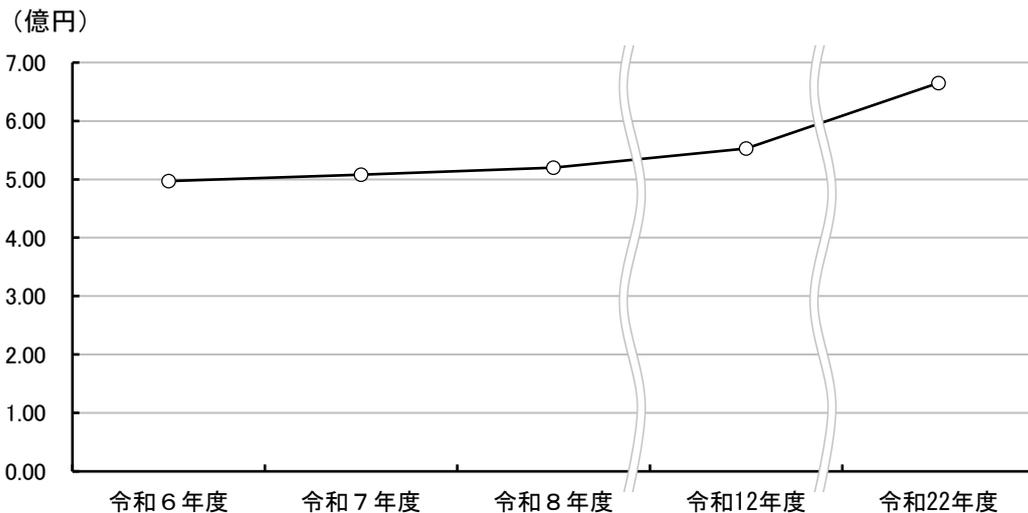
(2) 地域支援事業費

(円)

	合計	第9期			令和12年度	令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
地域支援事業費	1,689,535,989	547,275,968	565,830,451	576,429,570	616,736,407	729,051,118
介護予防・日常生活支援総合事業	976,793,967	316,580,598	325,457,125	334,756,244	367,580,167	476,254,361
訪問介護相当サービス	163,387,441	52,860,798	54,446,622	56,080,021	63,118,557	84,826,063
訪問型サービス	5,667,418	1,551,373	1,864,014	2,252,031	1,709,084	2,008,668
通所介護相当サービス	561,843,442	181,773,413	187,226,615	192,843,414	217,046,961	291,692,965
通所型サービス	5,148,419	1,621,950	1,714,384	1,812,085	2,019,324	2,373,290
介護予防ケアマネジメント	240,747,247	78,773,064	80,205,490	81,768,693	83,686,241	95,353,375
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	639,773,000	206,497,000	215,988,000	217,288,000	224,957,870	228,598,387
包括的支援事業（社会保障充実分）	72,969,022	24,198,370	24,385,326	24,385,326	24,198,370	24,198,370

※重層的支援体制整備事業※も含めて記載しています。

地域支援事業費見込額



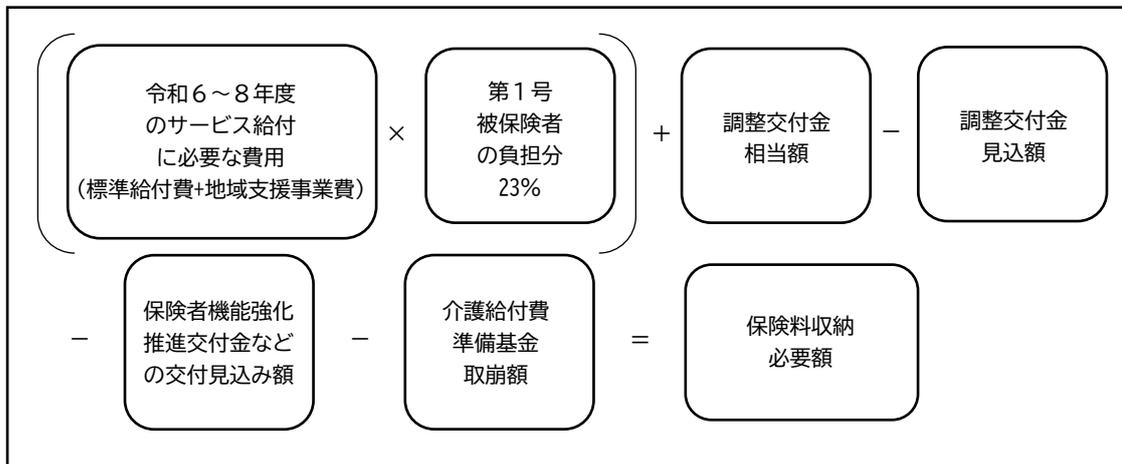
第7節 介護保険料の設定

(1) 第1号被保険者の介護保険料

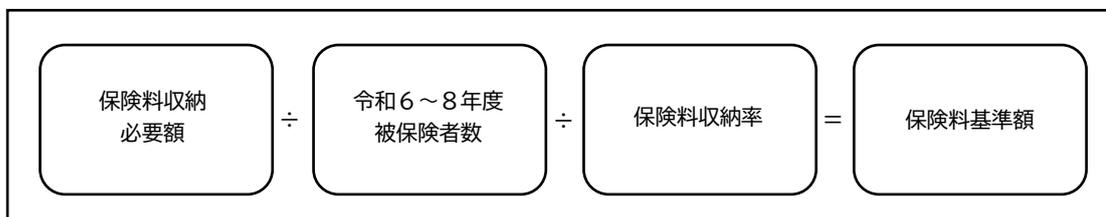
介護保険料は、介護保険制度を運営するための貴重な財源です。費用負担の公平性確保のため、今後も、保険料の多段階の所得段階設定や未納者への納付指導、適切な保険料額の設定を行います。

第1号被保険者保険料の考え方

保険料の基準額は、標準給付費と地域支援事業費のうち、第1号被保険者が負担する割合に応じて決定します。また、給付費に対する第1号被保険者の保険料負担割合は、第8期と同様23%です。保険料収納必要額は、次の方法で算出します。



また、保険料基準額は、次の方法で算出します。



(2) 第9期の介護保険料基準額について

第9期介護保険料基準額については、介護給付費準備基金を取り崩すことで、第8期と同額の59,760円（月額4,980円（※））とします。

介護給付費準備基金とは、介護保険料に余剰が生じた場合に、介護保険事業の健全な財政運営を図るために積み立て、用いられるものであり、今般の社会情勢を鑑み、低所得者の介護保険料上昇の抑制及び介護保険制度の持続可能性確保などの中長期的な視点を踏まえ、当該基金の取り崩しを行います。

なお、将来推計（見える化システム）では、今後、認定者数の増加による介護給付費の増額に伴い、介護保険料基準額も上昇していくことが予測されます。

※59,760円÷12カ月＝4,980円

段階		第9期計画	
		基準額に 対する割合	年間保険料
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が80万円以下の方	0.285	17,040円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.40	23,910円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が120万円超の方	0.65	38,850円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が80万円以下の方	0.90	53,790円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に当てはまらない方	1.00	59,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	71,720円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	77,690円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	89,640円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	101,600円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	113,550円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	125,500円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	137,450円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.40	143,430円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.50	149,400円

第3部 資料編

1 浦安市介護保険運営協議会

(1) 浦安市介護保険条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 27 日
条例第 3 号

（介護保険運営協議会）

第 12 条 次条に規定する事項を調査審議するため、浦安市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の所掌事務）

第 13 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険事業の運営に関する重要事項
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定及び変更に関する事項
- (3) 介護保険事業計画等に関する施策の実施状況の調査
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項

2 協議会は、前項各号に規定する事項の調査審議のほか、介護保険制度に関する重要事項について市長に建議することができる。

（令 4 条例 17・一部改正）

（協議会の組織）

第 14 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者の代表者
- (5) 費用負担関係者
- (6) 介護サービス事業者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員の欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

5 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

（平 18 条例 36・平 29 条例 27・一部改正）

（規則への委任）

第 15 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 委員名簿

氏名	所属団体名等	摘要
櫻井 しのぶ	順天堂大学	会長
佐藤 みつ子	了徳寺大学	
山田 智子	浦安市医師会	副会長
岡崎 雄一郎	浦安市歯科医師会	
高橋 秀人	浦安市薬剤師会	
高橋 哲也	千葉県柔道整復師会市川・浦安支部	
笠井 和枝	浦安市社会福祉協議会	
相原 勇二	浦安市老人クラブ連合会	
吉田 賢太郎	浦安市ボランティア連絡協議会	
石川 直子	浦安市民生委員児童委員協議会	
助川 未枝保	社会福祉法人六親会	
渡邊 三保子	公募委員	
宮田 和美	公募委員	
浅井 一	オリエンタルランド健康保険組合	
グスタフ・ストランデル	浦安市介護事業者協議会	~令和5年12月
北島 学	浦安市介護事業者協議会	令和6年2月~

2 浦安市介護保険条例施行規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 26 号

(協議会の会長及び副会長)

第 21 条 浦安市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第 23 条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

3 浦安市高齢者保健福祉計画及び浦安市介護保険事業計画 策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者計画」という。)の見直しとともに、第9期介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)を円滑に策定するため、浦安市高齢者保健福祉計画及び浦安市介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者計画の見直し及び介護保険事業計画の原案作成に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) 高齢者計画の見直し及び介護保険事業計画の原案作成に係る関係部課との総合調整に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、福祉部部長の職にある者をもって充てる。

(職務権限)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、福祉部次長の職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者包括支援課及び介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(浦安市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置要綱の
廃止)

2 浦安市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置要綱
(令和2年4月1日施行)は、廃止する。

別表(第3条)

福祉部部长
企画部企画政策课长
财务部财政课长
福祉部次长
福祉部社会福祉课长
福祉部高齢者福祉课长
福祉部高齢者包括支援课长
福祉部介護保険课长
福祉部中央地域包括支援センター所長
健康こども部健康増進课长
健康こども部国保年金课长
都市政策部住宅课长

4 策定経緯

開催日	内容
令和5年5月23日	第1回介護保険運営協議会
令和5年8月10日	第1回計画策定委員会
令和5年8月28日	第2回介護保険運営協議会
令和5年11月8日	第2回計画策定委員会
令和5年11月24日	第3回介護保険運営協議会
令和6年2月2日	第3回計画策定委員会書面
令和6年2月19日	第4回介護保険運営協議会

5 用語解説

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切な介護サービス等を利用できるよう、市町村、介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

介護報酬単価

介護保険で提供される各種サービスの単価のこと。1単位10円で計算する。サービスによって、時間単位、日単位、月額包括などがある。

介護予防ケアマネジメント

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものである。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供するもので、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業により構成される地域支援事業。

協議体

地域に支え合いの輪を広げて行くために、地域住民同士で話し合う場。

ケアプラン

ケアマネジメントの過程において、アセスメント（課題分析）により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画のこと。

ケアマネジメント

社会福祉援助技術の一形態。サービス利用者に対し、アセスメント（課題分析）によりニーズを明確化して適切なサービス提供を目指し、様々な地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を作成し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程。介護保険においては、居宅要介護者が介護サービス等を適切に利用できるような計画を作成し、事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者等からの相談に対して、要介護者等がその心身状態に応じて適切な居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを利用できるよう、市町村・事業者・施設との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として、介護支援専門員証の交付を受けた者。

軽費老人ホーム

原則として60歳以上で元気であるものの家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な高齢者が低額で入所する施設。施設にはA型とB型、ケアハウスがあり、A型は給食付きで養護老人ホームに近く、B型は自炊型で、ケアハウスに近い。ケアハウスは入所条件に所得制限がない。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

権利擁護

人間としての権利を保障することで、英語のアドボカシーの訳語。高齢者や障害のある人等「弱い立場」にある人々に人権侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにすることや自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズ表明を行うことをいう。

高額介護サービス費

要介護者が、居宅サービスや施設サービスを利用して介護保険制度のもとで、介護サービスを利用し、利用者負担額が一定の額を超える場合、その超えた部分について支給される制度。超えた部分の金額は償還払いで払い戻され、支給される額は世帯の所得に応じて違う。

後期高齢者

75歳以上の高齢者をさす。

さ行

在宅療養を行う医療機関

在宅療養を行っている医療機関は、各都道府県より提供された医療機能情報提供制度のデータをもとに、地域包括ケア見える化システムで表示しています。表示対象は、在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所・在宅療養支援歯科診療所もしくは訪問診療、往診、歯科訪問診療を実施している医療機関です。

作業療法士

身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、医師の指示のもと応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作やその他の作業を行わせる専門職。

サテライト

「衛星」「人工衛星」の意味。浦安市では、高齢者に関する相談窓口である「地域包括支援センター（ともづな）」を設置していますが、より身近な地域で相談できる体制を整えるため、出張相談所として「地域包括支援センターサテライト」を開設し、中央地域包括支援センターの職員が自治会集会所や老人クラブ会館などへ定期的に出向き、相談を受けている。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。国・都道府県・市区町村単位で組織され、地域住民の福祉増進を図る民間組織。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、心身の障害または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、保健医療福祉サービスの提供者との連絡及び調整その他の援助を行う専門職。

重層的支援体制整備事業

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築すること。

住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に規定された低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、外国人など、住宅の確保に特に配慮を要する者。

生涯学習

人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくこと。

自立支援に資するケアマネジメント

介護保険法では、高齢者が「要介護状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」支援を行うこととされ、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すものである。

シルバー人材センター

健康で働く意欲をもつ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。

生活支援コーディネーター

地域で、高齢者の生活支援体制を構築するため、市及び協議体と連携して①地域に不足するサービスの創出、担い手の養成などの資源開発②関係者間のネットワークの構築・連携・協働の体制づくり、働きかけ③地域の支援ニーズとサービス主体の活動のマッチングなどの活動を行う。

生活支援体制整備事業

市町村の日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるものである。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群。糖尿病、高血圧症、高脂血症、脳卒中、心筋梗塞、がんなど。

成年後見制度

認知症や障害のため判断能力が著しく低下した人は、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれがある。このような人を保護し支援する目的で、民法を改正し、2000（平成12）年4月にスタートした制度で、家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行い、日常生活の権利を守るもの。

セルフ・ネグレクト

幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

た行

地域共生社会

高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会のこと。

地域ケア会議

地域包括ケアの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めるため、地域包括支援センター等が主催し、医療・介護等の多職種が協働して開催する会議。困難事例等の個別ケースに対する課題分析等を積み重ねて地域の課題を把握し、その課題解決に必要な資源開発・地域づくりなどにつなげていく。

地域支援事業

被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業であり、2005(平成17)年までの老人保健事業の一部、介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業の財源を再編し創設された介護保険制度上の事業のこと。事業として、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業がある。2015(平成27)年4月に地域支援事業の実施要綱が一部改正され、これまで実施していた介護予防事業の一次予防と二次予防は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業という新たな区分に変更となり、包括的支援事業の充実化として、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業が追加されている。

地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを旨とするもので、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備に取り組んでいくことが求められている。

地域包括ケア見える化システム

市町村における計画策定にあたり、「介護・医療の現状分析・課題の抽出」「介護サービス見込み量などの将来推計」などの機能を提供する厚生労働省が運営するシステムです。

地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。また、2015(平成27)年度からの介護保険制度改正によって、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が、センターが担う事業等として追加された。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として、その市町の被保険者のみが利用できるサービス。介護保険法では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護が定められている。

ともづな

「浦安市地域包括支援センター」の愛称。

な行

日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して市町が定める区域。小学校区や中学校区が想定される。

認知症

脳や身体の疾患を原因としていったん発育した脳が損傷され、記憶・判断などの障害がおこり、その結果として、それまでに獲得された知的能力が低下し、普通の社会生活が送れなくなった状態。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民や専門職等が気軽に集うことができ、同じ境遇の人と悩みを共有したり、認知症についての理解を深めたりすることのできる場。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症になった人やその家族をあたたく見守り、支援する応援者。特別な資格は必要ではなく、「認知症サポーター講座」を受講することでサポーターになることができる。

認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に対して認知症かどうか診断のための受診を促したり、適切な医療サービスや介護サービスなどを紹介するために認知症の専門知識をもった医療職、福祉職などのチーム員がご自宅に訪問して、困りごとを伺い、一緒に解決策を考えるなど一定期間（おおむね6か月）集中的に支援するチームのこと。

は行

8050 問題

高齢の親と働いていない独身の 50 代の子が同居している世帯に係る問題。背景に、家族や本人の病気、親の介護、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿がある。親子共倒れの問題が発生するまで（事件化するまで）SOS の声を上げられない家族の孤立が地域に潜在化している。

パブリックコメント

計画の策定に当たり、その案の段階で計画の目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等からの意見、提案、専門知識を求め、寄せられた有益な意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表すること。

バリアフリー

障害のある人が生活の中で障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。元々は建築の言葉として使われ、建物の中の段差等、障壁をなくすという意味で使われていた。しかし、現在では、障がい者や高齢者の社会参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害を取り除く、という意味で使われる。

被保険者

保険の加入者。介護保険の場合は、市町村の住民のうち 40 歳以上の方がその市町村の被保険者となる。

第 1 号被保険者…65 歳以上の人。

第 2 号被保険者…40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置する状態で、加齢に伴い身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことです。早めに生活習慣を見直せば、進行を緩やかにし、健康な状態に戻ることができる「可逆性」という特徴があります。

ま行

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行ったり、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進する奉仕者。都道府県知事の推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱する。

や行

有料老人ホーム

高齢者が入居し、食事の提供、入浴・排せつ・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のうち、いずれかのサービスを提供している施設。老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス等）、認知症対応型共同生活介護、サービス付高齢者向け住宅は除く。

要介護者

要介護状態にある65歳以上の人及び特定疾病が原因で要介護状態にある40歳以上65歳未満の人を要介護者という。また、要介護者となるおそれのある人のことを要支援者という。なお、要支援者は施設サービスが受けられない。

要介護状態

身体上または精神上障害があるために、食事・入浴・排せつ等の日常生活における基本動作について、継続して常時介護が必要と見込まれる状態を要介護状態という。また、要介護状態になるおそれのある状態を要支援状態という。

ら行

理学療法士

医師の指示のもとでリハビリテーションを行い、日常生活を送る上で必要な基本的能力の回復を図る専門職。

リハビリテーション

心身に障害を持つ人の人間的復権を理念に、自立・社会復帰を目指して行う機能訓練や療法。

老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うことです。主に 65 歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースをさす。

アルファベット

ICT

情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

NPO

民間非営利組織 (Non Profit Organization) の略で、医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等様々な社会貢献活動を行い団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Act cycle)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のひとつのこと。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、各段階のレベルを向上させて継続的に業務を改善する。

浦安市高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画

発行年：令和6年3月

発行：浦安市

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

担当課：高齢者包括支援課 047-381-9028

介護保険課 047-712-6406

URL：<http://www.city.urayasu.lg.jp/>



浦安市